


外部評価報告書

—北海道教育大学の国際交流・協力—



hue  国立大学法人
北海道教育大学

平成25年12月

目 次

はじめに	1
I. 本学の外部評価	3
1. 点検評価実施要項	5
2. 自己評価及び外部評価の経過	8
3. 外部評価者名簿	9
II. 外部評価の実施	11
1. 書類審査	13
2. 訪問調査	13
3. 外部評価結果	14
III. 指摘事項に対する改善策	27
IV. 平成23年度に実施した外部評価「大学運営」における 改善策・方向性の最終的な実施状況	33
参考資料) 自己点検評価書 ー北海道教育大学の国際交流・協力ー	43

はじめに

北海道教育大学は、第2期中期目標において「人が人を育てる北海道教育大学」を目指し、「大学の基本的な目標」として、5点の重点事項を掲げています。その中に、「国際化を経営戦略の一つの柱として位置づけ、学生の海外教育プログラムを開発し、留学生の積極的な受入れ、教育研究交流を組織的に進めるとともに、理数科教育等での国際協力事業を推進する」という重点事項があります。このために、平成23年度には、国際化を戦略的に推し進めるための方針として「国際化推進基本計画」及びその具体的な実施計画である「国際化に向けてのアクションプラン」を策定し、奨学金制度など様々な取り組みの検討を開始しました。

このことを受け、これまでの本学の国際化の在り方について検証を行い、成果や課題を明らかにし、今後の国際化に向けた取り組みの一層の向上を図ることを目的として、平成24年度の自己点検評価項目については、点検評価規則に規定する基本項目のうち「国際交流・協力」を選択することとしました。この度、「国際交流・協力」自己評価書に対し、学外の有識者のご意見・ご提言を賜るため外部評価を実施させていただきました。

外部評価者には、国際化の在り方ならびに高等教育について幅広い見識をお持ちの北海道大学国際本部副本部長・留学生センター長の杉浦秀一様、読売新聞北海道支社編集部長の津田歩様、北海道総合政策部知事室国際課長の本間研一様、一般財団法人日本国際協力センター理事長の山野幸子様のご就任いただき、書類審査と平成25年9月3日には本学役員と部局長が出席しての訪問調査を実施させていただきました。評価者の方々におかれましては、ご多用中にも拘わらず、本学の自己評価書ならびにそれに付随する膨大な資料の書類審査と訪問調査における質疑応答により評価作業に当たっていただきました。それらに基づき本学の国際交流・協力に対して忌憚のないご意見と本学の今後に期待する貴重なご提言を賜りました。

本学では、この評価結果を貴重なご意見として本報告書を公表し、今後にかけていく所存です。

今回、本学のために多くの労をいとわずご尽力いただきました評価者各位に、感謝いたしますと同時に厚く御礼申し上げます。

平成25年12月

国立大学法人北海道教育大学
学長 本間謙二

I . 本学の外部評価

1. 点検評価実施要項―平成 25 年外部評価「国際交流・協力」―

I. はじめに

①これまでの経緯

本学では、学校教育法第 109 条第 1 項の規定に基づく教育研究等の自己点検及び評価を 2 年に 1 度実施し、翌年度にその結果について、外部評価を受けることとしており、これまで、「学生支援等」(平成 18-19 年度)、「社会貢献」(平成 20-21 年度)、「大学運営」(平成 22-23 年度)の自己評価及び外部評価を実施してきた。

平成 24 年度においては、今後の国際化に向けた取組の一層の向上を目的として、「国際交流・協力」をテーマに、本学の国際化の在り方について検証を行い、成果や課題を明らかにした。

平成 25 年度はその結果について外部評価を行うこととなる。

②外部評価に関する規定等

「外部評価」に関しては、本学の点検評価規則の中で以下のとおり規定している。

(外部評価の定義)

第2条第4号 本学が実施した点検及び評価の結果について、教育研究活動等の一層の改善や充実に資するために、外部の有識者により行う点検及び評価をいう。

(外部評価の実施)

第15条の2 外部評価の実施は、原則として自己評価を実施した翌年度に、点検評価実施要項に基づき行うものとする。

(外部評価の結果に基づく改善及び公表)

第15条の3 学長は、前条の外部評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、部局等の長に改善を指示するものとする。

2 部局等の長は、前項の指示を受けたときは、改善案を作成し、指定された期日までに大学計画評価室に提出しなければならない。

3 大学計画評価室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告しなければならない。

4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。

5 大学計画評価室は、外部評価の結果及び改善策を基に外部評価報告書を作成し、学長に報告するものとする。

6 学長は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て外部評価報告書を決定し、公表するものとする。

③中期目標・中期計画との関連

本学では、評価に係る第 2 期中期目標として、「評価の定着を図り、評価活動を大学運営に有用なものとするシステムを実現する。」という目標を掲げ、この目標を具現化するための中期計画の中で、外部評価に関して、「自己評価・外部評価及び認証評価を実施・受審し、大学運営の改善に資する。」という計画を策定している。

本中期目標期間中には、自己評価を平成 22, 24, 26 年度に、外部評価を平成 23, 25,

27年度にそれぞれ実施し、本学の中期目標の達成に努めていく。

II. 外部評価の目的

今回実施する外部評価の目的は次のとおりである。

- ◎ 平成24年度に実施した国際交流・協力に関する自己評価の結果について、学外の有識者（外部評価者）の検証を受けることにより、業務の質的向上を図るとともに、大学運営の改善に反映させる。
- ◎ 評価結果を広く社会へ発信することによって本学の現況を明らかにし、公共教育機関としての説明責任を果たす。
- ◎ 点検評価規則の規定の適切な運用のもと、中期目標にある「評価の定着を図り、評価活動を大学運営に有用なものとするシステムを実現する。」ことを目指す。

III. 外部評価の基本的な方針

平成25年度に実施する外部評価は、平成24年度に実施した国際交流・協力に係る自己評価の結果を対象に、本学で選定した外部評価者が点検・評価することにより実施する。

外部評価により指摘された事項、顕在化した課題点については、改善策を検討し、適宜反映させることにより、業務改善に活かす。

IV. 外部評価の実施体制

外部評価者は、4名程度とし、国際交流・協力や高等教育に関して幅広い識見等を持つ外部有識者で構成する。

V. 外部評価の実施方法

外部評価は、自己点検評価書の「書類審査」、大学関係者と質疑応答等を行う「訪問調査」、最終的な「評価結果の確定」の3つの過程により実施する。

◎書類審査

- ① 大学は、平成24年度に実施した自己評価の結果をとりまとめた「自己点検評価書」「関連資料」及び「外部評価書」（別紙1）等を外部評価者に送付する。
- ② 外部評価者は、受領した「自己点検評価書」等を点検し、外部評価書を作成する。

◎訪問調査

- ① 外部評価者から提出された外部評価書を基に、質疑応答及び意見交換を行う。
- ② 外部評価者は、外部評価書と訪問調査を総合し、最後に講評をする。

◎評価結果の確定

- ① 訪問調査時の議事録を外部評価者に送付し、評価結果の確定を依頼する。
- ② 外部評価者は、外部評価書の内容を確認・修正し、大学に送付する
- ③ 大学は、外部評価者から提出された外部評価書を外部評価結果としてとりまとめる。
- ④ 外部評価報告書を作成し、公表する。

VI. 外部評価報告書

外部評価報告書は、外部評価の実施方法や評価結果に加え、点検評価規則にあるように、大学として改善を要する事項を明確にし、評価結果に基づく改善策を含めた内容とする。

また、平成 23 年度に実施した大学運営に係る外部評価を受けての改善状況についても報告するものとする。

なお、平成 24 年度に実施した自己点検評価の結果をまとめた「自己点検評価書」を参考資料として含め、冊子体で刊行する。

VII. 評価結果の公表

冊子体として刊行する「外部評価報告書」は、関係する諸機関に送付するとともに、大学のホームページ上に掲載し、広く一般にも公表する。

VIII. 外部評価結果を踏まえた改善

外部評価結果を受けて、大学としての改善策を決定し、各部局等において課題解決に向けた業務改善を実施する。

当該部局等は、外部評価実施の 1 年後を目途に、改善状況を大学計画評価室に報告し、さらに 1 年後を目途に最終的な改善状況を報告するものとする。

大学計画評価室は、最終的な改善状況を 2 年後に実施する外部評価の報告書に掲載することとする。

2. 自己評価及び外部評価の経過

本学が平成24年度から平成25年度にかけて実施した、自己評価及び外部評価の経過は以下のとおりである。

	日 程	事 項	
自 己 評 価	平成24年 7月10日	点検評価実施要項の決定	大学計画評価室
	7月31日 ～ 10月22日	自己点検評価作業	責任部局
	平成25年 2月 8日	自己点検評価書（案）の作成	大学計画評価室
	3月26日 ～ 3月28日	自己点検評価書の決定	教育研究評議会 経営協議会 役員会
外 部 評 価	4月24日	点検評価実施要項の決定	大学計画評価室
	7月 9日	外部評価者の委嘱	
	7月 9日 ～ 7月19日	外部評価者への事前説明	
	7月19日 ～ 8月19日	書類審査：外部評価書（案）の作成	外部評価者
	9月 3日	訪問調査	
	9月30日	評価結果の確定	外部評価者
	10月16日 ～ 10月24日	指摘事項に対する改善策の作成	責任部局
	11月26日	指摘事項に対する改善策の決定	学長
11月26日 ～ 12月17日	外部評価報告書の決定	教育研究評議会 経営協議会 役員会	

3. 外部評価者名簿

杉 浦 秀 一 氏 北海道大学国際本部副本部長・留学生センター長

津 田 歩 氏 読売新聞北海道支社編集部長

本 間 研 一 氏 北海道総合政策部知事室国際課長

山 野 幸 子 氏 一般財団法人日本国際協力センター理事長

(五十音順・敬称略)

Ⅱ．外部評価の実施

1. 書類審査

外部評価者が本学の自己点検評価書及び関係資料の分析及び調査を行い、訪問調査に向けた質問を含む外部評価書の原案を作成した。

【事前送付資料】

- ・自己点検評価書－北海道教育大学の国際交流・協力－（45 頁から 117 頁に掲載）
- ・国立大学法人北海道教育大学概要 2013
- ・国立大学法人北海道教育大学大学案内 2014

2. 訪問調査

外部評価者が本学を実際に訪問し、書類審査にて確認できなかった事項について質疑応答及び意見交換等を以下のスケジュールにより実施した。

- ・場所 北海道教育大学特別会議室
- ・日時 平成 25 年 9 月 3 日（火） 13：30 ～ 16：30

時 間	事 項
13:30～13：35	開会，外部評価者・本学出席者の紹介
13:35～13：40	本間学長挨拶
13:40～13：45	配付資料・スケジュールの確認，外部評価の説明
13:45～15：50	質疑応答・意見交換 ※途中休憩を含む
15:50～16：05	休憩
16:05～16：25	講評の発表
16:25～16：30	芝木副学長挨拶
16:30	閉会

・本学出席者

本 間 謙 二	学長
城 後 豊	理事
蛇 穴 治 夫	理事
眞 田 雄 三	理事
石 川 良 二	理事・事務局長
芝 木 邦 也	副学長（特命担当）
大 津 和 子	副学長（特命担当）
佐 藤 吉 文	副学長（特命担当）
高 橋 修	大学計画評価室特別補佐
十枝内 康 隆	大学計画評価室員
石 山 俊 光	総務部長
吉 松 純 昭	財務部長
梅 村 直 基	学務部長
安 藤 裕 康	カリキュラム改革担当部長

3. 外部評価結果

外部評価者が書類審査及び訪問調査を踏まえて、外部評価書（15頁から26頁に掲載）を確定した。

外部評価書

氏名 杉浦秀一

○観点1

国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めているか。

【優れている点】 ※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

・貴学中期目標・中期計画に基づいて、「学長アクションプラン 2009-2011」「国際化推進基本計画」「国際化に向けてのアクションプラン」等が策定され、目的・理念とその方策がしっかり掲げられています。

・特に「国際化に向けてのアクションプラン」は具体的、体系的で優れています。残念ながら、北海道大学では、このようなアクションプランは、いまだ策定されていません。

・「国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項」などを拝見すると、プランが大学本部だけでなく、「各責任部局」も加わって策定・実施されていることが分かります。各部局の能動的関与は、大変難しい課題ですが、貴学ではこの点も十分考慮されていることがうかがえます。

・「国際化推進基本計画」の第1章の1で、「異なる文化的背景を持つ学生同士の交流を通して、学生の多文化的な観点を養う」とありますが、日本人学生と外国人留学生との交流をどのように制度的に保証するかは、大変重要な視点です。

【改善を要する点】 ※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

・前述したようにアクションプラン等の国際化基本計画の策定は、貴学の優れた点ですが、これらを通じてどのような到達点を設定するのが、より簡明に示されるとさらに良いと思われます。例えば、東京大学のアクションプランでは、プラン完了後に、全学生が「実質的な国際交流」を行う、ことがうたわれています。（「実質的な国際交流」の定義は省略します。）もっとも、これは「改善を要する点」というよりも、「優れている点をよりはっきりさせるため」と言った方がよいでしょう。

○観点2

国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制を整備しているか。

【優れている点】 ※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

・貴校のこれまでの組織改革により、国際戦略室、国際交流・協力センター、国際課が設置されたことは、評価できます。これにより、国際戦略室が国際化政策の立案・執行・評価の権限を持ち、国際交流・協力センターが留学生教育と学生支援を担い、国際課が事務を担当するという一元的かつ機動的な組織となりました。

・国際化を意識したFD、職員の国際化対応力の強化策に関しても、積極的な取組がなされています。

【改善を要する点】 ※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

- ・国際交流を支える財政措置について、今後検討を進めていく必要があるでしょう。

○観点3

国際交流・協力を適切に実施し、成果を上げているか。

視点①教育・学生交流 ②研究交流 ③国際協力

【優れている点】 ※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

視点①教育・学生交流

- ・国際交流協定締結校を着実に増大させています。
- ・修士課程外国人の秋季入学制度の導入、海外での入試の実施等留学生受入れ多様化の試みがなされています。
- ・受入れ留学生に対するオリエンテーションは、一般に軽視されがちですが、留学生が日本での生活になじみ、勉学に集中できる環境をととのえるために極めて重要な作業です。これに関して、貴大学では意識的かつすぐれた取組を行っています。
- ・TOEFL 講座の単位化は優れた試みです。

視点②研究交流

- ・教員の海外派遣、海外での研究発表数等が増加している点は評価できます。

視点③国際協力

- ・国際協力分野の諸事業は、貴校の特筆すべき成果です。また、貴校の特色が最も現れている事業です。JICA 初等理科教授法研修コース、JICA 研修コースフォローアップ調査業務、JICA 青年招聘・青年研修事業、文科省「国際協カイニシアティブ」教育拠点形成事業等は、国際的に誇れる取組です。

【改善を要する点】 ※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

視点①教育・学生交流

- ・全国的な傾向とはいえ、派遣留学生数が伸び悩んでいます。原因として、経済的な理由、留年回避、学生の内向き志向が指摘されていますが、これらそれぞれの阻害原因を取り除く試みを加速させる必要があります。その際、留学積極層の学生の障害を取り除く方策と、留学消極層の学生に留学のモチベーションを強化する方策とを、意識的に区別して（ただし実施上は並行して）行う必要があるでしょう。
- ・上記に関連して、外国で取得した単位認定制度の改革も必要でしょう。（例えばラーニング・アグリーメント、ダブル・ディグリー等の整備）これにより、留年に対する学生の不安がかなり取り除けるでしょう。
- ・短期海外研修プログラムの強化も有効な方策と思われます。北海道大学でも、これを重視しています。ただし、これには費用がかかりますので、予算との兼ね合いが必要となります。

従って、これは「改善を要する点」ではなく、「努力すべき点」になるかと思います。

視点②研究交流

・今後外国籍教員の増加が政府を始め各界から要望されるでしょう。これは大変困難な課題です。教員養成系の貴大学で、この課題にいかに対処すべきかを、あらかじめ検討しておく必要があると思います。

視点③国際協力

・特にありません。

○観点 4

国際交流・協力活動の成果を検証し、改善を図っているか。

【優れている点】※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

- ・全学及び各組織の点検・評価体制がしっかりと作られ、実施されています。
- ・点検・評価の結果が改善に結びつけられています。

【改善を要する点】※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

- ・特にありません。

○基準

大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

【全体的な状況】※各観点を踏まえつつ、評価基準に対する自己点検評価活動全般について、総合的な意見等を記載してください。

- ・「自己点検評価報告書」の分析の結果に記載されているように、国際交流・協力の目的・理念が貴大学の基本としてしっかり位置付けられており、それにしたがって組織を整備し、方針が着実に実施され、点検・評価され、改善されています。この点は大いに評価できます。
- ・JICA との連携による国際協力事業は、貴大学の優れた成果です。今後ともこの事業を進展させていくべきでしょう。また、この事業を軸として、学生の海外派遣の増大、研究協力の拡大を、進めることも考えられます。
- ・しかし、外国人留学生の受入、日本人学生の派遣に関して、今後とも質量ともに強化される必要があります。これは、限られた財源の中では、大変困難な事業ですが、困難を克服してそれが実現されることを望みます。
- ・個々の問題点はどの大学にもありますが、肝心なのはその問題点を全学的に共有して、改善の方策が機敏かつ柔軟に実施されることだと思います。貴大学では、この点が十分に意識され運営されています。これは大いに評価される点だと思います。

国立大学法人北海道教育大学
外部評価書

氏名 津田 歩

○観点 1

国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めているか。

【優れている点】 ※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

自己点検評価書では「優れている」と評価しているが、概ね妥当だと考える。大学憲章に理念を掲げたうえで、実現の道筋を中期目標、推進基本計画、アクションプランで示そうとしている。アクションプランの実施要項に工程表を盛り込んでいる点も評価できる。

【改善を要する点】 ※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

中期目標、推進基本計画、アクションプランの関係性がわかりにくい。評価書には、関係性を示す図などを付けてはどうか。

○観点 2

国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制を整備しているか。

【優れている点】 ※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

国際交流・協力センターを設置し、国際交流と国際協力の2部門を設けたほか、国際戦略室を置くなど、学校側として必要な体制は整備している。活動推進のためには、それを支える職員を育てることが不可欠であり、授業料を負担して職員の語学研修を実施していることも評価できる。自己点検評価書の「優れている」という分析は、概ね妥当と考える。

【改善を要する点】 ※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

評価書からは、国際交流・協力センターと国際戦略室との関係が読み取れない。図示することによってわかりやすく示したい。

○観点 3

国際交流・協力を適切に実施し、成果を上げているか。

視点①教育・学生交流 ②研究交流 ③国際協力

【優れている点】 ※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

視点①教育・学生交流

受入留学生の人数が目標の120人に達しないとはいえ、一定水準で踏みとどまっていることは評価できる。

視点②研究交流

平成23年度に派遣教員と海外での研究発表が増加したことは評価できる。

視点③国際協力

JICA に協力して、教授法などの研修コースを設けたり、青年研修事業を行ったりしている点は評価できる。

【改善を要する点】 ※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

視点①教育・学生交流

観点 1, 2 も結局は、実際の交流につながって初めて意味がある。また、北海道教育大学の大きな目標が学生を教師として養成することである点を考えると、「グローバル人材」に育たずの派遣留学生が減少傾向にあることは、全国的な現象とはいえ、無視できない問題といえる。にもかかわらず、評価書にはその原因を詳しい分析が不足している。英語力不足に対応するための TOEFL 講座の開設、資金不足に対応するための奨学金支給、留年回避のための単位認定などの対策はとられているが、この時点では結果が出ておらず、そうである以上、さらに踏み込んだ分析と対策が必要であろう。留学に消極的な学生を刺激するための、思い切った取り組みを期待したい。

視点②研究交流

「研究交流の成果」として、評価書に教員派遣や学会発表などの「件数」しか記述されていない。優れた発表の概要をいくつか例示してはどうか。

視点③国際協力

特になし。

○観点 4

国際交流・協力活動の成果を検証し、改善を図っているか。

【優れている点】 ※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

特になし。

【改善を要する点】 ※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

特になし。

○基準

大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

【全体的な状況】※各観点を踏まえつつ、評価基準に対する自己点検評価活動全般について、総合的な意見等を記載してください。

国際交流・協力活動は概ね適切に行われ、成果を上げている。全国的な傾向である派遣留学生の減少については、すでに様々な対策がとられているが、今後、さらに意欲的な対策が講じられ、増加に転じることを期待したい。

また、自己点検評価活動については、大学が必要な活動として真剣に取り組まれていると感じる。ただ、その結果を外部に示すための評価書は、大変読みづらい。各種規定の引用は最低限にとどめ、全文を掲載する必要がある場合は、評価書全体の最後にまとめるべきだ。加えて、関連する活動すべてを網羅しようとしているため、文書にメリハリがなく、重要なポイントを見つけるのが難しい。それぞれの項目の柱となる内容は、字の色や大きさを変えて目立つようにするなど、「読ませる工夫」が必要だ。

外部評価書

氏名 本 間 研 一

○観点 1

国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めているか。

【優れている点】 ※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

大学の中期目標に基づき国際化推進基本計画が制定されるとともに、アクションプランが策定され実施されており、国際交流・協力に向けた大学としての姿勢が明確にされている。

また、アクションプランにおいて、予算枠の確保についても触れられている点を評価する。

【改善を要する点】 ※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

各キャンパスで教育内容にそれぞれ特色があると思われるので、全体のアクションプランの下に、それぞれのキャンパスの強みを活かしたアクションプログラムも必要なのではないかと。

○観点 2

国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制を整備しているか。

【優れている点】 ※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

国際交流・協力に関する学内の体制が、年を追うごとに着実に整備されており、その取組の姿勢は評価できる。

また、国際交流・協力センター長に特命担当副学長、国際戦略室長に理事又は特命担当副学長を充てており、その学内でのプレゼンスを考えると、効果があるものと思われる。

【改善を要する点】 ※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

学内に国際交流・協力センター、学長室国際戦略室、学務部国際課があり、外部の者からすると組織が複雑で、それぞれの役割分担も分かりにくい。

また、企画部門と実施部門が分かれており、企画内容に基づく予算の確保や成果に対する責任の所在などもあいまいであり、企画部門が予算確保や成果に対しても責任を負う体制を検討すべきではないかと。

○観点3

国際交流・協力を適切に実施し、成果を上げているか。

視点①教育・学生交流 ②研究交流 ③国際協力

【優れている点】※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

視点①教育・学生交流

TOEFL 講座の単位化や海外大学、海外短期研修プログラムでの単位の認定については、派遣学生を増加させるために有効な方法の一つであると思われる。

視点②研究交流

視点③国際協力

JICA, JICE との協力事業については、毎年度多くの受け入れ実績を積んでおり、十分な成果を上げている。

【改善を要する点】※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

視点①教育・学生交流

学内体制を整えたり、留学に向けた対策は取っているが、実際の派遣学生の増加に結びついていないため、学生アンケートやヒアリングなどを踏まえ、各キャンパスの学生の特徴を踏まえながら、よりきめ細かな対策を図る必要がある。学内での国際交流の場や留学経験者の体験談会などを増やすことも必要ではないか。

海外の大学で修得した単位の認定が函館校に偏っており、他のキャンパスにも拡充させるよう努めるべき。

また、留学フェアなどを活用して、大学での取組を国外に情報発信し、海外からの留学希望者を増加させることも必要である。

視点②研究交流

学長裁量経費において海外派遣の支援を行っているが、予算的に制度化した方が安定した制度として活用されるのではないか。

研究者の交流実績数だけでなく、その研究や研修の質の評価も必要である。

視点③国際協力

青年海外協力隊に参加した卒業生の経験などを、現役学生にもっとフィードバックする機会を設けた方がよいのではないか。

○観点4

国際交流・協力活動の成果を検証し、改善を図っているか。

【優れている点】※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

【改善を要する点】※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

それぞれのキャンパス毎の評価・検証を行い、それぞれのキャンパスの現場において、対策を練っていくことや、実績評価を踏まえて予算配分に差を設け、キャンパス間で競争させることも必要ではないか。

○基準

大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

【全体的な状況】※各観点を踏まえつつ、評価基準に対する自己点検評価活動全般について、総合的な意見等を記載してください。

国際交流・協力活動について、大学としての明確な姿勢が示され、着実に実施されている。残念ながら、派遣学生の実績を見ると、そうした取組がなかなか成果に結びついていないので、今後も引き続き、きめ細かな対策が必要である。

また、各キャンパスでの取組状況が必ずしも明らかとなっていないため、今後のアクションプランを策定するに当たっては、キャンパス毎の独自性を活かしたプログラム作りが必要ではないかと思われる。

国立大学法人北海道教育大学
外部評価書

氏名 山 野 幸 子

○観点 1

国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めているか。

【優れている点】 ※本学の出組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

国際的視野を持った人材を社会に送り出すために、国内外で国際体験をさせることを、大学憲章、中期目標、国際化推進基本計画で掲げ、更に、「国際化に向けてのアクションプラン」（平成24年3月27日）はさらに具体的に実施計画及び実施手順等が示されている。その内容は、実現化へ向けての一貫性と継続性があり、適切と考えます。

【改善を要する点】 ※本学の出組状況において、改善を要する点について記載してください。

国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めるという点での改善点は特にありません。

○観点 2

国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制を整備しているか。

【優れている点】 ※本学の出組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

学長室及び国際交流・協力センターにおいて、国際交流・協力活動に関する決定が速やかに行われる実施体制にある点が優れている。

【改善を要する点】 ※本学の出組状況において、改善を要する点について記載してください。

特にありません。

○観点 3

国際交流・協力を適切に実施し、成果を上げているか。

視点①教育・学生交流 ②研究交流 ③国際協力

【優れている点】 ※本学の出組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

視点①教育・学生交流

(ア) 国際交流協定は各キャンパス単位で締結していたが、全学協定に移行し、体制としては、各キャンパスが同一の前提で学生の受け入れ・派遣ができる。

(イ) 学生を海外へ派遣する条件を整備する諸活動（留学説明会の充実、英語能力向上のための講座（TOEFL, TOEIC）等。大学側が学生の留学や国際体験のため、学生の英語能力向上をバックアップし奨励することは実際的で重要と考えます。さらに TOEFL 講座を25年度から授業科目として単位化することに発展したこと。

視点②研究交流

特にありません。

実行された研究交流の成果が外部から見えにくいいため。

視点③国際協力

(ア) JICA の「理数科教育」に関する集団コースや国別研修員受け入れを長期にわたり継続的に実施し、成果を上げてきたこと。

(イ) 特に「理数科教授法研修」では、北海道教育大学及び附属校 0B の方々がチームを構成し、アドバイザーとして研修コースを補強するシステムが大変効果を上げていると高い評価を受けている。附属校を訪問する機会があり、附属校の生徒にとっても研修員にとっても、出会いと交流の場があり功を奏している。

JICA が実施する研修コースの中で全国的にも有数の高い評価を受けており今後さらに進化・継続することを期待します。

【改善を要する点】 ※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。

視点①教育・学生交流

特にありません。

視点②研究交流

特にありません。

視点③国際協力

「理数科教育」はじめ大学内の国際協力に関する実績や人材リソースについて、学外や北海道をこえて外部の新たな方面にさらに顕在化して発信すると、外部からの委託資金や海外からのプロジェクトにつながりやすいと考えます。国内外で、「教育」や「教員養成」はますます共通の課題となり、教育交流の拠点が求められていると思われます。

○観点 4

国際交流・協力活動の成果を検証し、改善を図っているか。

【優れている点】 ※本学の取組状況において、優れていると評価したことを記載してください。

学生に交換留学の機会を与える環境整備に尽力している点。

交換留学に係る項目アンケートを見ると、留学することのメリットや評価はすぐに理解され表れるものではないため大学だけの努力では限界がある。しかし国際化やグローバル人材育成社会のなかで、留学体験は貴重なものとなり、社会も評価する動きになっていくと考えられる。学生は留学の効果とメリットを認識できるような目標を立て、大学側は現在の交換留学計画を一層進めることを期待します。

【改善を要する点】 ※本学の取組状況において、改善を要する点について記載してください。
特にありません。

○基準

大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

【全体的な状況】 ※各観点を踏まえつつ、評価基準に対する自己点検評価活動全般について、総合的な意見等を記載してください。

- (ア) 国際協力の JICA 研修コースで北海道教育大学の OB の活用と、附属校との連携が成果をあげています。
これを発展させて、全国的に特に附属校 OB を国際交流・協力活動において人材リソースとして活用できると考えます。
- (イ) 芸術課程とスポーツ教育課程を持つ岩見沢校で国際交流の協力をしていただいたこと（平成 20 年度 JENESYS）があり、その経験から次の所感を持ちました。文化交流とともにスポーツを通しての指導者の人材育成や教育交流は今後重要性を増していくと考えられます。日本がどのようにスポーツの指導者を育成しているのか、その考えと実践を海外との交流の中で相互理解を深める拠点となる取り組みをさらに期待します。

Ⅲ. 指摘事項に対する改善策

指摘事項	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ● アクションプラン等の国際化基本計画の策定は、貴学の優れた点だが、これらを通じてどのような到達点を設定するのが、より簡明に示されるとさらに良いと思われる。例えば、東京大学のアクションプランでは、プラン完了後に、全学生が「実質的な国際交流」を行うことがうたわれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本学のアクションプランは、各プランごとに具体的な到達目標を設けているが、東京大学のように国際化推進基本計画全体としての明確な具体的到達点は示していない。今後、優れた点をより明確とするため、プラン完了後の全体的到達目標を定めるか検討したい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 各キャンパスで教育内容にそれぞれ特色があると思われるため、全体のアクションプランの下に、それぞれのキャンパスの強みを活かしたアクションプログラムも必要なのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アクションプランは、国際化推進基本計画に基づき、全学的な見地から国際化を推進するために策定された実施計画であり、キャンパスはその計画を実行するための責任部局のひとつとしてキャンパスの特色を活かしアクションプランを実施している。今後もキャンパスを含め各部局の取り組みについては、全体のアクションプランの中で取り上げ、各キャンパスの強みを活かしていきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 国際交流を支える財政措置について、今後検討を進めていく必要がある。 ● 学長裁量経費において、海外派遣の支援を行っているが、予算的に制度化した方が安定した制度として活用されるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、国際交流を進めるための経費は、国際交流・協力センター運営費、学長裁量経費及び中期計画等実施経費によって賄われている。今後も国際交流を含め本学の国際化を推進し進める上で最良な財政措置を検討していきたい。 当該学長裁量経費については、学術研究推進経費（公募型プロジェクト経費）として予算化している。（経費内の配分は、全体の申請件数、申請内容を勘案して行っている。） 今後も継続的に海外派遣の支援を行うことができるよう、引き続き予算を確保していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれのキャンパス毎の評価・検証を行い、それぞれのキャンパスの現場において、対策を練っていくことや、実績評価を踏まえて予算配分に差を設け、キャンパス間で競争させることも必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ キャンパス毎の評価・検証については、各キャンパスが責任部局となっている本学のアクションプランについて評価・検証を行い、必要に応じて対策を講じている。 予算配分については、全学センター及び各キャンパス毎に留学生の受け入れに必要な予算をそれぞれの受入留学生の数に応じて配分している。その他、各キャンパスから出された事業実施計画を勘案して特別事業経費及び派遣留学生促進経費を配分しているが、配分額は少額であり競争的資金になり得ないのが実情である。

指摘事項	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ● 企画部門と実施部門が分かれており、企画内容に基づく予算の確保や成果に対する責任の所在などあいまいであり、企画部門が予算確保や成果に対しても責任を負う体制を検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画部門で制定した基本計画に基づき策定されたアクションプランの内容は多岐にわたり、また、いくつもの部局が同プランの実施部門（責任部局）となっている。そのため、企画部門が全体の予算を積算し確保することは困難であり、各実施部門に委ねているのが実情である。 なお、成果については、責任部局が中間報告（実施状況）及び結果報告（実施結果・自己評価）を実施し、国際交流・協力センターが点検、評価を行っている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 全国的な傾向とはいえ、派遣留学生数が伸び悩んでいる。原因として、経済的な理由、留年回避、学生の内向き志向が指摘されているが、これらそれぞれの阻害原因を取り除く試みを加速させる必要がある。その際、留学積極層の学生の障害を取り除く方策と、留学消極層の学生に留学のモチベーションを強化する方策とを、意識的に区別して（ただし実施上は並行して）行う必要がある。 ● 北海道教育大学の大きな目標が学生を教師として養成することである点を考えると、「グローバル人材」に育つはずの派遣留学生が減少傾向にあることは、全国的な現象とはいえ、無視できない問題といえる。にもかかわらず、評価書にはその原因の詳しい分析が不足している。英語力不足に対応するための TOEFL 講座の開設、資金不足に対応するための奨学金支給、留年回避のための単位認定などの対策はとられているが、この時点では結果が出ておらず、そうである以上、さらに踏み込んだ分析と対策が必要である。留学に消極的な学生を刺激するための、思い切った取り組みを期待したい。 ● 学内体制を整えたり、留学に向けた対策は取っているが、実際の派遣学生の増加に結びついていないため、学生アンケートやヒアリングなどを踏まえ、各キャンパスの学生の特徴を踏まえながら、よりきめ細かな対策を図る必要がある。学内での国際交流の場や留学経験者の体験談会などを増やすことも必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣留学生は、平成 15 年度以降、減少を続け、平成 20 年度には 20 名を下回り、平成 22 年度には 11 名まで減少したが、平成 23 年度は 15 名に増え、平成 24 年度 17 名、そして平成 25 年度には 21 名に達し、増加傾向が明らかになっている。増加の理由は、アンケート調査等を実施し詳しく分析しないと明らかにはならないが、この間、全学をあげて行ってきた留学説明会、TOEFL 講座の開設、長期留学への動機づけとなる短期海外研修プログラム及び経済的支援（奨学金、留学に伴い卒業延期となった場合の授業料免除）等の効果が少なからずあったものと思われる。今後も踏み込んだ分析と効果ある対策を講じていきたいと考えている。 なお、留学消極層に対しては、留学説明会の充実を図るとともに留学生と交流する場を多く設ける等、異文化に対する興味を持たせ、海外に目を向かせる機会を増やしていきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国で取得した単位認定制度の改革も必要である。（例えばラーニング・アグリーメント、ダブル・ディグリー等の整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外の大学等で修得した単位の認定については、一般的な単位認定の他、今後、必要に応じてラーニング・アグリーメントやダブルディグリー等の導入について検討したい。

指摘事項	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ● 短期海外研修プログラムの強化も有効な方策と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期海外研修プログラムについては長期留学への動機付けとなる有効な方策として、本学でも学生に対しその機会を増やしているところであり、現在では、釜山大学校、漢城大学校、ワシントン大学及びイリノイ州立大学に毎年学生を派遣している。なお、本年度は新たに南ユタ大学への派遣も検討中であり、今後も派遣学生を増やしていきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 海外の大学で修得した単位の認定が函館校に偏っており、他のキャンパスにも拡充させるよう努めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例年、派遣留学生は函館校が8～10名程度と最も多く、その他のキャンパスが0～4名程度であるため単位の認定数も函館校に偏っている状況が続いているが、他キャンパスの学生の単位認定申請率が低いことから、その拡充を図る方策を検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 留学フェアなどを活用して、大学での取組を国外に情報発信し、海外からの留学希望者を増加させることも必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本学では、平成22年度に日本学生支援機構が主催した日本留学フェア（ベトナム）に参加しているが、以後、参加はしていない。留学フェアの参加も含め、留学生を呼び込むための工夫を検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 今後外国籍教員の増加が政府を始め各界から要望されるであろう。これは大変困難な課題である。教員養成系の貴大学で、この課題にいかに対処すべきかを、あらかじめ検討しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人教員の増員については、大学全体としての国際化施策にかかる課題であり、今後、全学的な視点での検討を進めていくことになる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 研究者の交流実績数だけでなく、その研究や研修の質の評価も必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究者の交流実績数について、引き続き拡充を図っていくとともに、将来的には、研究の質の評価の在り方について検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 青年海外協力隊に参加した卒業生の経験などを、現役学生にもっとフィードバックする機会を設けた方がよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例年、学生に海外での開発協力やボランティアに関する情報を提供するために JICA ボランティアセミナーを開催し、その際、青年海外協力隊に参加した本学卒業生を招き、青年海外協力隊での活動を話していただいている。また、本学のホームページで、海外で青年海外協力隊として活躍している卒業生の活動報告記事も掲載している。今後も機会があるごとに卒業生の経験を学生にフィードバックしていきたい。

指摘事項	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ● 「理数科教育」はじめ大学内の国際協力に関する実績や人材リソースについて、学外や北海道を超えて外部の新たな方面にさらに顕在化して発信すると、外部からの委託資金や海外からのプロジェクトにつながりやすいと考える。国内外で、「教育」や「教員養成」はますます共通の課題となり、教育交流の拠点が求められていると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本学は、学校教育に関する国際協力事業を積極的に実施してきた。本学の国際貢献活動については、本学のホームページによりお知らせしているところだが、今後も効果ある情報発信に努め、機会あるごとに本学の活動状況を学外に周知していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ● 自己点検評価書の内容及び書き方について、評価内容を説明する視点に立って、学内のみならず、広く一般の方にも理解しやすい構成にした方が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、自己点検評価書の内容を検討、記載の仕方について工夫し、一般の方も理解できるようにしていきたい。

IV. 平成23年度に実施した外部評価「大学運営」 における改善策・方向性の最終的な実施状況

改善を要する点・提言	最終的な実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の学長室が重要な業務を次々に展開していると、学長室相互の連絡連携が重要となる。その調整を行うのは役員会や役員連絡会の場であると思われるが、そのやり方を決めておいたほうがよいと思われる。 ○ 学長室と事務組織の関係について、担当の部長及び課長が各室に配置されているが、各課の室へのサポート体制に関し、それが実効性を一層発揮できる体制とするため各キャンパスへの学長室からの情報発信を含め、事務組織上の工夫改善をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学長室へのサポート体制を充実させるため、毎月第4週に開催する運営会議において、各学長室等及び各キャンパスからの取組の報告の時間を設け情報共有を図り、学長室相互及び各キャンパスとの情報共有を図った。また、教職大学院との相互の連絡連携を図るため、教職大学院長を運営会議の構成員とすることとし、平成24年7月1日付けで運営規則を改正した。 その他、学長室からの情報発信として、全学グループウェアの掲示版を活用し、全教職員に対して情報の共有を図っている。
改善策・方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営会議において、定期的に関係理事、副学長から各学長室が取り組んでいる検討事項やその対応について報告するとともに、全学統合グループウェアの活動報告により、各職員への情報共有を図る。 	

改善を要する点・提言	最終的な実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 監事からは積極的に意見を言っていたが、大学側も適切に対応されているようであるが、教員を必要に応じ意に反しても異動させることができるようにするという意見についてはまだ実現していないので、改善されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度に教員人事規則の改正を実施し、教育研究評議会の議による場合は、本人の意に反する場合でも配置換等を行うことが可能となった。 (平成24年3月29日、教員人事規則改正済) <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> H24.1.26 教育研究評議会に教員人事規則改正案の提示 H24.2.23 教育研究評議会にて教員人事規則改正案了承 H24.3.29 役員会にて教員人事規則改正案の審議・了承 H24.3.29 教員人事規則の一部を改正する規則の制定
改善策・方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度業務に係る監事監査報告で指摘された本事項については、平成22年10月21日開催の教育研究評議会において報告を行い、規則改正について検討を進めてきた。その後、法人化以前の取扱と同様に教育研究評議会の議による場合は本人の意に反する場合でも配置換等を行えるようにするための教員人事規則の改正案について、平成24年1月26日開催の教育研究評議会に提案を行った。 なお、教員人事規則は就業規則であることから、労働基準法に基づいた改正手続きを併せて進めており、可能な限り速やかに同規則を改正したい。 	

改善を要する点・提言	最終的な実施状況
<p>○ 北教大生が児童生徒の学習支援などボランティアとして活躍することは、受入側にとっても、また、学生にとっても双方にメリットのある取組であると考えている。こうした取組をさらに充実させ「北教大ブランド」を確立してほしい。</p>	<p>○ 平成 22 年度からは、北海道教育委員会との連携による「学生ボランティア派遣事業」に取り組んでおり、平成 23 年度は延べ 234 人、平成 24 年度は延べ 501 人の学生を全道の市町村に派遣している。受入側の学校等からは、本学の学生ボランティアに対して高い評価をいただいております、少しずつではあるが「北教大ブランド」が確立されつつあると考えられる。</p>
改善策・方向性	<p>○ 本学は、各キャンパスが主体的に学生ボランティアによる地域の教育支援を行ってきた歴史がある。また、平成 22 年度からは、全学として、北海道教育委員会との連携による「学生ボランティア派遣事業」に取り組んでおり、平成 23 年度は、234 名の学生ボランティアを全道の市町村に派遣している。今後も、学生ボランティアによる活動などを通して、学生の教育現場における体験活動の充実を図り、学校教育の多様な課題に対応できる豊かな人間性を育むと共に、北海道の地域の特性を生かした教育実践を創造的に展開できる教員を養成し地域に送り出したい。</p>

改善を要する点・提言	最終的な実施状況
<p>○ 函館校の「キャンパス・コンソーシアム函館（CCH）」のような取組が、他の地域においても北教大が中心となって展開されることを期待します。</p>	<p>○ 札幌校については、札幌圏大学連携ネットワーク会議において「大学コンソーシアム」を組織することについて検討が行われていたが、現在は継続審議となっている状況である。平成 23 年度からは、札幌市が提示する政策課題の解決に寄与する研究テーマについて、参加大学から募集を行い「札幌市大学提案型共同研究事業」を実施している。</p>
改善策・方向性	<p>○ 函館校の他に、旭川校では、平成 21 年度から旭川ウィルビーイング・コンソーシアム（旭川医大、旭川校、旭川大、東海大、旭川女子短大、旭川高専）に加盟し、旭川エリアの教育・地域振興を図る取り組みを展開している。また、札幌校では、平成 21 年度から札幌市が掲げる札幌新まちづくり計画事業である「札幌圏大学連携ネットワーク会議」に加盟しており、同ネットワーク会議において、今後の方向性の一つとして「大学コンソーシアム」を組織することについて検討が行われている状況にある。なお、コンソーシアムを組織するためには、自治体の主体性が不可欠であり、本学としては、地域と連携した各種事業の一層の推進を図り、連携の土壌を醸成しつつ、地域の動向を踏まえて対応していきたいと考えている。</p>

改善を要する点・提言	最終的な実施状況
<p>○ 附属学校については、特に新課程を置いている函館及び岩見沢地区の附属校を維持するのであれば、相当の人件費及び管理運営費を必要とする事から、存在意義を「効率的な附属学校運営体制」の在り方に照らし、今後さらに議論を深め、社会に対して説明責任を果たしていくことが期待される。</p>	<p>○ 教員養成の機能強化のために、函館校は平成 26 年度より国際地域学科に改組する。そのなかの地域教育専攻において教員養成を行い、実習校として附属学校は必要不可欠である。 また、函館の特別支援学校は北海道教育大学全体の附属学校として、札幌校、旭川校、釧路校から数十名規模の実習生を受け入れている。</p>
改善策・方向性	<p>○ 平成 24 年度に実施した外部有識者による附属学校園の今後の在り方に関する有識者会議において、報告書が出された。その中では、義務教育の 9 年間を連続した機関としてとらえて一貫した教育課程を編成し、児童・生徒一人ひとりの発達を尊重しつつ継続的な指導を行うこと、また、少人数学級の必要性として、全国の小学校において 35 人以下学級が制度化されたことを受け、中学校段階においても、学級規模を減少する必要があることが提言された。それにより、平成 26 年度入学者から北海道教育大学附属中学校の学級定員を、現行の 40 人から 35 人に減じ、義務教育水準の向上を図ることとした。</p>
<p>○ 函館地域の附属学校園においては、特別支援学校を含む幼稚園、小学校、中学校の 12 年間一貫教育カリキュラムの研究を推進し、「小1プロブレム」「中1ギャップ」と呼ばれる諸問題への対応をも含めて、現代的課題の解決や地域の教育の質的向上に貢献する。 函館校においては、新学部構想のもとでも教育学部教員養成課程が併置されるため、その実習校として附属学校が今後とも必要となる。実習校としての機能は、函館校だけではなく他キャンパスに対しても開かれており、平成 23 年度には釧路校からの実習生を受け入れた。 今後の附属学校園の在り方に関しては、有識者会議を開催して検討する計画である。(なお、岩見沢校に附属学校はない。)</p>	

改善を要する点・提言	最終的な実施状況
<p>○ 運営費交付金の削減に対する、各教育系単科大学の対応は、概ね人件費の削減で対応してきたが、教育実施への対応を考えると教職員削減もしくは不補充での対応も限界にきている感があり、人件費確保のための抜本的方策が必要とされる。協同した取り組みが期待される。</p>	<p>○ 平成 24 年度国立大学改革強化推進補助金では、以下の 2 つの大学間連携プロジェクトが採択され、人件費を含めた必要経費が予算措置されており、平成 25 年度以降においても着実にプロジェクトを推進していく。 ・大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構（H24～H29）～教員養成ルネッサンス・HATO プロジェクト～ （東京学芸大学、北海道教育大学、愛知教育大学、大阪教育大学） ・北海道内国立大学の機能強化について（H24～H29）～北大を拠点とする連携体制の構築～ （北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学）</p>
改善策・方向性	<p>また、平成 25 年度運営費交付金においては、特別経費として 1 つの継続プロジェクト及び新学部設置へ向け新たな教育研究を推進するためのプロジェクトを含むと 3 つの新規プロジェクトが採択され、人件費を含めた必要経費が予算措置され</p>
<p>○ 人件費が削減されていく中で、本学においても新学部設置による教員増など、人件費の確保に向けた取組について、今後検討していく。その際、文部科学省が国立大学の改革を推進するための新規予算「国立大学改革強化推進事業」等を積極的に獲得していく予定である。 協同した取り組み（他大学との連携）については、他大学の取り組み状況などを参考としながら、今後の検討課題とする。</p>	

	<p>た。</p> <p>さらに、平成 26 年度の新学科設置へ向けた組織改編及び教員養成の機能強化という大学改革を推進していくため、平成 25 年度国立大学強化推進補助金において、新学科に伴う教員増や教員養成課程において新たに導入するテニユアトラック制度等に係る人件費をそれぞれ要求し対応している。</p>
--	--

改善を要する点・提言	最終的な実施状況
<p>○ また、経営協議会で、様々なテーマで懇談を行っている点は評価できるが、経営協議会の議論や指摘がどのように大学運営・財務運営に反映されているかは、評価書においては明確になっているわけではない。法人組織としての外部委員の反映としての経営協議会の議論と財務計画の関係をさらに明確に記述することが求められる。</p>	<p>○ 財務運営上の新規事項や変更点等については、随時経営協議会の場で説明を行ってきているところであり、財務運営上、具体的に改善すべき、あるいは改善を求められる意見・指摘は、現段階においては受けていないものと認識している。</p> <p>今後、経営協議会の場での意見等を踏まえ、改善した事項については、実績報告等においてははっきり明示していく。</p>
改善策・方向性	
<p>○ 大学運営に伴う予算編成並びに予算配分については、経営協議会の審議を経て決定しているところであり、外部委員からの意見等を反映させた事由等については、明確に記述することとしている。</p>	

改善を要する点・提言	最終的な実施状況
<p>○ 職員人件費についてのこれまでの取組は評価するところであるが、今後も国家公務員や地方公務員の人件費削減が叫ばれるであろう中、職員数の適正化（事務系職員）に向けた取組は不断の努力により進めるべきであり、さらに削減目標をもって取り組むべきと考えます。</p>	<p>○ 本学の新たな取組である「国際化の推進」に対応すべく、平成 24 年度に国際交流・協力室を国際課に改組し、兼任であった国際交流・協力室長に変え専任の国際課長を配置した。また、文部科学省が策定した「大学の就業力向上プラン」を受け、キャリア支援の強化を図るため、キャリア支援業務を外部委託から本学職員が担うこととするなど業務の見直しを行い、平成 25 年度には兼任であったキャリアセンター室長を専任室長として配置することとし、さらにキャリアセンター（岩見沢センター）副センター長を外部委託から専任職員に変更するなど、新規事業及び業務の見直し等に対応すべく、人員配置の見直しを行った。</p>
改善策・方向性	
<p>○ 事務系職員が担っている業務については、業務の効率化、簡素化、さらには廃止等その見直しを行いながら人員削減を永年推進してきた。</p> <p>今後においても、なお一層の業務の見直しを行いつつ、新学部化構想、国際化推進等により新規に増大する業務への人員配置も含め、職員数の適正化を進めたい。</p>	

改善を要する点・提言	最終的な実施状況
<p>○ 大学概要 2011 の p 34 に予算の構成があるが、支出の部では 98.3%が教育研究経費との表示である。評価書の p 156 にあるような詳しい支出の区分による表示の方が親切な説明になると思います。</p>	<p>○ 「大学概要 2012」の予算の構成ページから、教育研究経費の部分を、役員人件費、教員人件費、職員人件費、教育研究経費、教育研究等重点・制作経費、一般管理費、予備費と細分して掲載した。今後も引き続き、わかりやすい表現での掲載に努めていく。</p>
改善策・方向性	
<p>○ 財務課と調整して、平成 24 年度版から改善する。</p>	

改善を要する点・提言	最終的な実施状況
<p>○ 大学院において定員に達していないことについては、その原因を正しく把握すべきであり、p 171 にあるような「教職大学院の魅力についての浸透不足」といった分析で良いのかどうか。教職大学院の魅力づくりについて真剣に取り組むべきと考えます。</p>	<p>○ 以下の取り組みを行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な支援 現職教員に関しては、平成 25 年度入学者から入学金免除の措置を行っている。 また、ストレートマスターについては、附属学校での非常勤講師に採用や双方向遠隔システムの操作等の T A として採用する等の支援を行っている。 ・北海道教育委員会との連携 北海道教育委員会との「学校力向上に関する総合実践事業」の協定締結等により、協力体制を強化し、平成 24 年度以降、10 名以上の現職教員派遣人員を確保している。 ・ネットワークづくり 修了生、在学院生、教員との実践的研究の充実及びネットワークづくり等を目的とした「教育実践交流会」の開催し、受験生確保への協力を呼びかけた。 ・シンポジウムの開催 「成長し続ける教員と研修の在り方—高度な専門性と実践的指導力を高めるために」シンポジウム、「いじめ いのち 学校」フォーラム等を開催し、教職大学院における研究概要の紹介を行うとともに、教職大学院 PR 効果のある発表の場として取り組んだ。 ・教職大学院説明会の開催 各キャンパスで教職大学院説明会を開催し、広報活動を行うとともに、受験生確保に努めた。 ・授業公開 教職大学院では、通常の授業においても、参観を希望する学生、教員を受け入れており、教職大学院の理解と普及に努めている。 ・授業改善 具体的な授業改善についても、授業アンケートなどをもとに FD 研修を行い、院生の満足度を高める授業のあり方を追求した。 <p>こうした取組の結果、入学者は平成 24 年度は 48 名、平成 25 年度は 47 名となった。特に北海道教育委員会の現職派遣人員については平成 24 年度</p>
改善策・方向性	
<p>○ 定員に達しない要因の分析を、修了生や在籍院生のアンケート調査や聞き取り調査等をもとに進めた。その結果、最大の問題は対象とする中堅教員の生活状況において授業料などの経済的負担の重さであることが裏付けられた。また、教職大学院の存在は認知されてきているものの、その具体的な教育研究内容は入学前には十分把握されていないことも明らかになった。実際に教職大学院の学びを経験した上での要望としては、学校現場の勤務実態や行事のサイクルなどに適合的なカリキュラム配置を望む声があった。</p> <p>こうしたことを受けて、主として以下のような改善努力を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学内外のご支援を得て現職院生への教育支援基金の増額措置を得た。このインパクトは大きかった。 ・道教委に対して教職大学院への研修派遣の人員増を強く要望し、最終的には新たに 14 名の派遣増が実現した。 ・カリキュラム改善を進め、対面の研究指導を組み込み、「事例研究」を単位化した。 ・夏期休業中の勤務実態の変化もあって、夏期の集中講義への参加困難などの声があったので、検討の上これを解消した。 ・具体的な授業改善についても、授業アン 	

ケートなどをもとにFD研修を行い、院生の満足度を高める授業のあり方を追求した。

- ・全教員が機会を捉えて教職大学院の魅力を語り、日常的に受験生確保の努力をすることを申し合わせた。
- ・在籍院生・修了生のネットワークづくりを進め、受験生確保への協力を呼びかけた。

こうした努力の結果、前期入試に於いては受験者15名、後期入試では40名の受験者があり、最終的な合格者は51名としたので、入学者が定員を超えることは確実にとなった。特に道教委の研修派遣人員増と併せて、受験者の中に院生や修了生の勧めや紹介で決意した者、教員の学外での講演や研修での話を聞いて受験に至った者が相当数あったことは注目すべき成果であった。とりわけ、修了生や院生が自らの学びの体験を通して同僚や友人に勧める動きが広がっていることは、本学教職大学院に対する何よりうれしい評価とみることができる。

今後の課題は、負担軽減の努力の継続とその内容の効果的な広報を一層工夫すること、院生の授業や研究内容への満足度と評価を高める努力を引き続き強めること、だと考えている。

14名、平成25年度13名の派遣があった。受験者の中には院生や修了生から教職大学院の具体的な内容を聞くことによって、また、教員の学外での講演や研修での話を聞いて受験に至った者が相当数あった。さらに、修了生や院生が自らの学びの体験を通して同僚や友人に勧める動きが広がっていることは、これまでの取り組みの成果とみることができる。

改善を要する点・提言	最終的な実施状況																																																
<p>○ 改善点としては、学部志願者数が平成18年度以降、4,500-4,800人で推移しており、広報戦略や推薦入試制度、学外試験場の設置など様々な取り組みが、志願者の増加につながっていない点は、若干危惧される点である。ただし、志願者が減少していないことは、道内の他の大学との比較で評価されるべきかもしれない。その点では他の国立大学との比較などがあったほうが良い。</p>	<p>○ 平成24年度の本学志願者数は、5,278人で、平成23年度より140人増加し、志願倍率は4.4倍となった。東北地区における、入試広報の活動や学外試験場（仙台市）の設置により、道外の志願者、特に東北地区の志願者を一定数確保している。また、仙台会場を活用する受験者は、例年250人前後おり、受験者の負担軽減に大きく貢献している。</p> <p>このことから、各大学が志願者確保のため積極的な活動を展開しているなか、本学の広報活動等の取組が志願者の増加として表れてきている。</p>																																																
改善策・方向性																																																	
<p>○ 学外試験場（東北会場）の設置について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">道外</th> <th colspan="2">道内</th> <th colspan="2">道内・道外比率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">志願者数</th> <th colspan="2">志願者数</th> <th>道内</th> <th>道外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td colspan="2">2,089人(1,087人)</td> <td colspan="2">3,780人</td> <td>58.1%</td> <td>41.9%</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td colspan="2">1,332人(875人)</td> <td colspan="2">3,451人</td> <td>72.2%</td> <td>28.4%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td colspan="2">1,257人(879人)</td> <td colspan="2">3,439人</td> <td>73.2%</td> <td>26.8%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td colspan="2">1,327人(876人)</td> <td colspan="2">3,177人</td> <td>70.5%</td> <td>30.5%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td colspan="2">1,409人(774人)</td> <td colspan="2">3,278人</td> <td>69.9%</td> <td>30.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は東北6県の志願者数で内数</p> <p>本学は、以前より北海道内の志願者の</p>		道外		道内		道内・道外比率		志願者数		志願者数		道内	道外	平成18年度	2,089人(1,087人)		3,780人		58.1%	41.9%	平成19年度	1,332人(875人)		3,451人		72.2%	28.4%	平成20年度	1,257人(879人)		3,439人		73.2%	26.8%	平成21年度	1,327人(876人)		3,177人		70.5%	30.5%	平成22年度	1,409人(774人)		3,278人		69.9%	30.1%	
		道外		道内		道内・道外比率																																											
	志願者数		志願者数		道内	道外																																											
平成18年度	2,089人(1,087人)		3,780人		58.1%	41.9%																																											
平成19年度	1,332人(875人)		3,451人		72.2%	28.4%																																											
平成20年度	1,257人(879人)		3,439人		73.2%	26.8%																																											
平成21年度	1,327人(876人)		3,177人		70.5%	30.5%																																											
平成22年度	1,409人(774人)		3,278人		69.9%	30.1%																																											

他、道外からの志願者も多く、全体の20%を超える状況にあった。

そのため、受験生の負担軽減と利便性を配慮し、平成20年度入試から道外でも特に志願者数の多い東北地区（仙台市）に試験会場を設置したものである。

この試験会場の設置目的は、志願者数の増加を求めるものではないが、東北試験会場設置以後も道外の志願者は全体の20%を超えており、受験生の負担軽減と利便性に役立っているものと判断している。

○ 志願者数について

志願者数は、平成23年度入試で5,138人となり、平成18年度（前回の再編初年度）以来、5年ぶりに5,000人を突破した。

平成20年度以降のデータを比較すると、国立大学全体の志願倍率平均値、道内大学の志願倍率平均値とも横ばいだが、本学の志願倍率は増加傾向にあることが分かる。

	本学の志願者数	本学の志願倍率	国立大学平均	道内国立大学平均
平成18年度	5,869人	4.9	4.4	—
平成19年度	4,733人	4.0	4.3	—
平成20年度	4,696人	3.9	4.3	4.1
平成21年度	4,504人	3.7	4.1	4.0
平成22年度	4,687人	3.9	4.2	4.0
平成23年度	5,138人	4.2	4.3	4.1

本学では、平成21年度以降、3年続けて志願者数が増加しており、これは社会的要因だけではなく、本学の広報活動等の取組の成果が出たものと考えられる。

以上のことから、志願者数が4,500～4,800で推移していたが、平成23年度の志願者数は5,000人を超え、広報戦略が徐々に効果が出てきたものと判断している。

今後も引き続き、志願者獲得のため入試広報の充実を図りたい。

その他の事項

○ 外部評価者から自己点検評価書の書き方、表現の仕方に対して「改善を要する点・提言」があったが、そのことについては真摯に受け止め、今後、自己点検評価書を作成する際には、図表を入れるなど、一般の方が読んで理解ができる、より分かり易い構成に留意する。

また、大学運営の基本にかかわる組織等に対する「改善を要する点・提言」については、平成26年度から開始する学科の設置及びミッションの再定義並びに教員養成改革を踏まえつつ、今後鋭意検討する。

參考資料

自己点検評価書

—北海道教育大学の国際交流・協力—

平成25年3月

国立大学法人北海道教育大学

目 次

はじめに	4 9
I. 本学の自己評価	5 1
1. 本学の自己評価	5 3
2. 点検評価実施要項	5 5
II. 自己評価「国際交流・協力」	6 3
観点 1	6 5
観点 2	7 4
観点 3	8 5
観点 4	1 1 1
基準の分析結果	1 1 7

はじめに

国立大学法人の自己評価は、学校教育法第109条の第1項に基づき、義務化されたものであり、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されています。

本学では、学則第2条において「教育研究水準の向上を図り、学則第1条に規定する本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と自己評価について規定しています。

また、自己評価を2年に1度実施し、翌年度にその結果について、外部評価を受けることとしています。

これまで、基本項目のうち、「学生支援等」（平成18 - 19年度）、「社会貢献」（平成20 - 21年度）、「大学運営」（平成22 - 23年度）の3項目について自己評価及び外部評価を実施してきました。

平成24年度の自己評価については、「国際交流・協力」を選択することとしました。これは、学長のアクションプラン2009-2011に基づき、平成23年度に、国際化を戦略的に推し進めるための方針として「国際化推進基本計画」及びその具体的な実施計画である「国際化に向けてのアクションプラン」が策定されたのを機に、これまでの本学の国際化の在り方について検証を行い、成果や課題を明らかにし、今後の国際化に向けた取り組みの一層の向上を図ることを目的としたものです。

また、大学教育改革の柱として、グローバル人材育成のための大学の国際化が求められています。本学の国際交流・協力活動の現状と課題を明確にすることは、大学改革を推し進めるうえでも重要となってきます。

なお、平成25年度には、この自己点検評価書「北海道教育大学の国際交流・協力」を基に外部評価者による外部評価を受けます。

最後に、本評価書をまとめるにあたり、大学計画評価室の先生方、また自己評価活動の実施主体となった国際交流・協力センターおよび関係部局等の皆様に多大なるご尽力をいただいたことに厚くお礼申し上げます。

大学計画評価室長 芝木邦也

I . 本学の自己評価

1. 本学の自己評価

本学では、学則第2条において「教育研究水準の向上を図り、学則第1条に規定する本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、独自にテーマや評価基準を設定して行う自己評価を2年に1回実施することとしています。

さらに、その翌年度には、自己評価の結果について、外部の有識者による点検・評価を受けることで、今後の課題を明らかにすることを目的として、外部評価を実施することとしています。

これら積極的な評価活動を通して、大学運営の改善を図り、その一層の向上に役立てています。

(1) 実施方法

本学において大学全体に係る評価は「大学計画評価室」が総括し、実施することとなっています。大学計画評価室は、「国立大学法人北海道教育大学点検評価規則」(以下「点検評価規則」という。)において掲げた基本項目から、自己評価をする時点での大学の状況において最も適切な項目を選択し、体制や役割分担、評価基準や観点等、必要な事項を定めた「点検評価実施要項」(7頁参照)を策定し、自己評価を実施しています。

点検評価規則抜粋

(自己評価等実施体制)

第3条 自己評価、認証評価並びに法人評価に係る本学が行う点検及び評価(以下「自己評価等」という。)並びに外部評価の企画、立案及び実施に関する統括は、大学計画評価室が行う。

(自己評価等の実施)

第6条 自己評価等の実施は、点検評価実施要項に基づき、部局等がそれぞれ所掌する業務について行い、これらを踏まえて、大学計画評価室が本学全体について行うものとする。

2 第2条第1号に規定する自己評価は、原則として2年に1回実施するものとする。

(自己評価の基本項目及び実施区分)

第9条 自己評価の基本項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 学生支援
- (4) 社会貢献
- (5) 国際交流
- (6) 大学運営
- (7) 施設・設備
- (8) その他必要と認められる項目

2 自己評価は、前項の基本項目ごとに対象を設定し、行うものとする。

(評価項目等)

第10条 前条第2項の対象には、対象ごとに具体的な評価の項目(以下「評価項目」という。)及び評価の基準を定めるものとする。

(2) 改善のプロセス

自己評価の結果をより一層の業務の向上に役立てるために、改善のためのプロセスを点検評価規則において明確にしています。

点検評価規則抜粋

(自己評価等の結果に基づく改善)

第14条 学長は、第11条第2項(教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、決定した自己評価等の結果)の自己評価等の結果に基づき、改善が必要と認められた事項について、部局等の長に改善を指示するものとする。

2 部局等の長は、前項の指示を受けたときは、改善案を作成し、指定された期日までに大学計画評価室に提出しなければならない。

3 大学計画評価室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告しなければならない。

4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。

(3) 自己評価から外部評価へ

本学では、自己評価と外部評価を1つのサイクルと位置付け、業務の質的向上と一層の充実を図ることを目的として、自己評価を実施した翌年度にその結果について、外部の有識者による点検・評価を受けることとしています。

点検評価規則抜粋

(外部評価の実施)

第15条の2 外部評価の実施は、原則として自己評価を実施した翌年度に、点検評価実施要項に基づき行うものとする。

2 前項に定めるほか、第11条第2項及び第12条第2項の自己評価等の結果についても、必要に応じ、外部評価を実施するものとする。

(外部評価の結果に基づく改善及び公表)

第15条の3 学長は、前条の外部評価の結果に基づき、改善が必要と認められた事項について、部局等の長に改善を指示するものとする。

2 部局等の長は、前項の指示を受けたときは、改善案を作成し、指定された期日までに大学計画評価室に提出しなければならない。

3 大学計画評価室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告しなければならない。

4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。

5 大学計画評価室は、外部評価の結果及び改善策を基に外部評価報告書を作成し、学長に報告するものとする。

6 学長は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て外部評価報告書を決定し、公表するものとする。

2. 点検評価実施要項

平成 24 年度は基本項目の中から、「国際交流・協力」をテーマとして設定し、以下に示す点検評価実施要項に基づき、自己評価を実施しました。

点検評価実施要項 平成 24 年度自己評価「国際交流・協力」

I 自己評価の目的

大学が自発的に行う自己評価については、学校教育法 109 条第 1 項において、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定され、さらに同法施行規則第 166 条において「大学は、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする」ことが規定されています。

本学では、学則第 2 条において「教育研究水準の向上を図り、学則第 1 条に規定する本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と自己評価について規定し、以下のことを目的として実施しており、その実施にあたり必要な事項は「点検評価規則」において明文化しています。

- ① 本学の教育研究活動等について自己点検・評価することを通じて改善を図り、その一層の向上に役立てる。
- ② 評価結果を広く社会へ発信することによって本学の教育研究活動等の現況を明らかにし、公共教育機関としての説明責任を果たす。

II 自己評価の項目

自己評価の項目は、以下の基本項目からなり、点検評価規則第 9 条第 1 項に規定されています。

【自己評価の基本項目】(本学「点検評価規則」より抜粋)

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 教育 | (5) 国際交流 |
| (2) 研究 | (6) 大学運営 |
| (3) 学生支援 | (7) 施設・設備 |
| (4) 社会貢献 | (8) その他必要と認められる項目 |

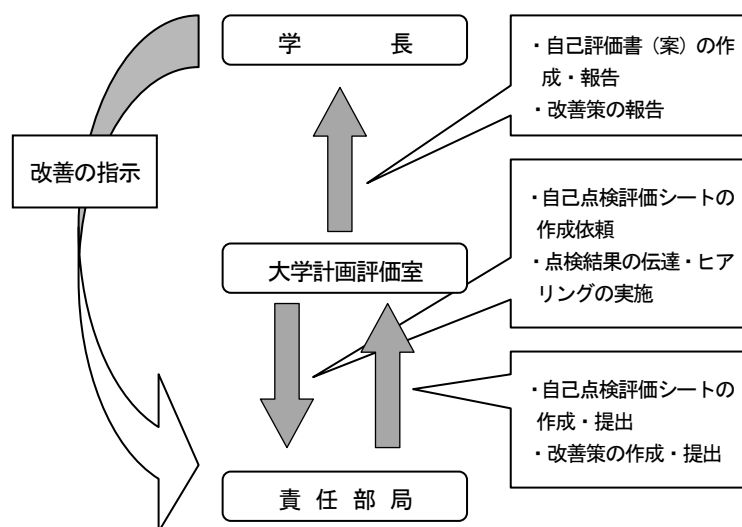
本学では、自己評価を 2 年に 1 度実施し、翌年度にその結果について、外部評価を受けることとしています。また、評価結果を受けての改善プロセスを明確にし、いわゆる PDCA サイクルによる評価活動を確立し、教育研究活動等の質の向上を図る環境を整備しています。

これまで、本学では基本項目のうち、「学生支援等」(平成 18-19 年度)、「社会貢献」(平成 20-21 年度)、「大学運営」(平成 22-23 年度)の 3 項目について自己評価及び外部評価を実施してきました。

平成 24 年度の自己評価については、大学計画評価室において検討した結果、点検評価規則に規定する基本項目のうち「国際交流」を選択することとしました。これは、学長のアクションプラン 2009-2011 に基づき、平成 23 年度に、国際化を戦略的に推し進めるための方針として「国際化推進基本計画」及びその具体的な実施計画である「国際化に向けてのアクションプラン」が策定されたのを機に、これまでの本学の国際化の在り方について検証を行い、成果や課題を明らかにし、今後の国際化に向けた取り組みの一層の向上を図ることを目的とするものです。

Ⅲ 自己評価の実施方法

1. 大学計画評価室は、「国際交流・協力」に係る評価基準及び観点を定め、自己評価を行う責任部局に提示します。
2. 責任部局は、大学計画評価室が定めた評価基準の観点ごとに、客観的な根拠・データに基づき自己評価を行い、その評価結果について「自己点検評価シート」を作成し、大学計画評価室に提出してください。
3. 大学計画評価室は、責任部局から提出された「自己点検評価シート」を点検し、必要に応じてヒアリング等を実施します。
4. 大学計画評価室は、最終的な「自己点検評価シート」を基に、全体について総括し、自己評価書（案）を作成します。また、必要に応じて改善に関する意見を付して、学長に報告します。
5. 学長は、役員会の議を経て、自己評価書を決定するとともに、監事に報告します。
6. 学長は、決定した自己評価書をホームページ等により公表します。
7. 学長は、自己評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、責任部局に改善を指示します。
8. 改善の指示を受けた責任部局は、その改善策（部局案）を作成し、大学計画評価室に提出します。
9. 大学計画評価室は、提出された改善策（部局案）に意見を付して学長に報告します。
10. 学長は、改善策を決定し、監事に報告します。



IV 評価基準

「国際交流・協力」に係る評価基準、観点及び責任部局は以下のとおりです。

基準	大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。
観点	1 国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めているか。
	2 国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制を整備しているか。
	3 国際交流・協力活動を適切に実施し、成果を上げているか。 視点①：教育・学生交流 視点②：研究交流 視点③：国際協力
	4 国際交流・協力活動の成果を検証し、改善を図っているか。
責任部局	国際交流・協力センター

V 自己点検評価シートの作成要領

責任部局は、以下に従って、自己評価を実施し、自己点検評価シート（別紙1）を作成してください。

【観点ごとの分析】

- 1 はじめに、基準に対応して示された観点に従って、現在の状況について分析する必要があります。観点は、基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己評価においては全ての観点に係る状況の分析を行ってください。
なお、観点3は視点ごとの分析をした上で、観点の総括的な分析を行ってください。
- 2 観点の分析に当たっては、「観点に係る状況」「分析結果」「その根拠理由」及び「優れている点及び改善を要する点」を記述してください。
 - (1) 「観点に係る状況」は、自己点検評価シート提出時までの間の自己評価が可能な現在の状況について、「観点に関する説明」（別紙2に記載）を踏まえ記述してください。この際、取組や活動の内容等の客観的事実を具体的に記述してください。
なお、当該観点の状況が明確になるよう、現在に至るまでの経緯や過去の状況を含めるなど、根拠となる資料・データ等を示しつつ、それぞれの状況に応じて適切に記述してください。
また、必要に応じて関連部局と連携して分析を行ってください。
※ 別紙2には、分析を行う際の留意点である「観点に関する説明」のほか、「資料例」「想定される関連部局」を例示していますので、参考にしてください。
 - (2) 「分析結果」「その根拠理由」は、「観点に係る状況」についての分析結果を4段階で自己評価

し、それを導いた理由を、「観点に係る状況」に記載した取組や活動の内容等の客観的事実を示しつつ記述してください。

(3) 「優れている点及び改善を要する点」は、分析結果を踏まえて、特に重要だと思われる点を「優れている点」または「改善を要する点」として抽出し、記述してください。

なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述してください。

○ 記載上の注意

- 1 「観点に係る状況」及び「分析結果とその根拠理由」は600字程度で記述してください。
- 2 使用する書体は、原則として明朝体で、字の大きさは9ポイントとしてください。
- 3 資料・データ等は、原則として「観点に係る状況」の本文中に記載してください。その際、資料・データ名及び出典を付記してください。

なお、本文に挿入した資料・データ部分は文字数のカウントからは除きます。

VI 自己評価のスケジュール

平成24年 3月	自己評価の項目の決定
7月	点検評価実施要項の策定 自己点検評価説明会の実施 部局の担当者等に対して自己評価の仕組み、方法などを説明
9月	自己点検評価シート（案）の提出 責任部局は、実施要項に基づき自己評価を行い、大学計画評価室に自己点検評価シート（案）を提出
9月	大学計画評価室による点検・分析 責任部局から提出された自己点検評価シート（案）を点検し、必要に応じてヒアリングを実施
10月	自己点検評価シート（最終版）の提出 責任部局は、大学計画評価室の点検・ヒアリング等の結果に基づき、自己点検評価シートを提出
平成25年 1月	自己評価書（案）の作成 大学計画評価室は、責任部局から提出された自己点検評価シートを基に、自己評価書（案）を作成し、改善に関する意見を付して、学長に報告 自己評価書の決定 学長は、役員会等の議を経て自己評価書を決定し、監事に報告
2月	改善の指示 学長は、改善が必要と認めた事項について、責任部局に改善を指示 改善策の作成 責任部局は改善策を作成し、大学計画評価室に提出
3月	改善策の決定 大学計画評価室は、提出された改善策を学長に報告

VII 自己評価の結果及び公表

自己評価書及び改善策を本学ホームページに掲載し、広く社会に公表します。

自己点検評価シート【様式】

観点	1 国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めているか。
責任 部局	国際交流・協力センター
観 点 ご と の 自 己 評 価	[観点に係る状況]
	[分析結果] <input type="checkbox"/> 優れている <input type="checkbox"/> 相応である <input type="checkbox"/> 一部問題がある <input type="checkbox"/> 問題がある
	[その根拠理由]
<p>[優れている点及び改善を要する点] (優れている点)</p> <p>(改善を要する点)</p>	

観点（視点）に関する説明

【観点1】 国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めているか。

[観点に関する説明]

- ① 国際交流・協力に関する目的や基本方針等が明らかとなっているか。
- ② 目的を達成するための実現可能な計画が立てられているか。
- ③ 学内外の関係者に対して、目的や基本方針が広く公表されているか。

[資料例]

- 国際交流・協力に関する目的や基本方針等を示す資料
- 目的を達成するための計画や具体的方針が定められている資料
- 目的及びその目的を達成するための計画や具体的方針が公開されている刊行物、ウェブサイト等の該当箇所

【観点2】 国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制を整備しているか。

《想定される関連部局：教育改革室、学術研究推進室等》

[観点に関する説明]

- ① 目的や基本方針等を実現するための組織体制が整えられているか。

[資料例]

- 国際交流・協力に関する体制を示す資料
- 国際交流・協力を推進する教職員の配置を示す資料
- 教育の国際化に配慮したFD・SDの実施に関する資料

【観点3】 国際交流・協力活動を適切に実施し、成果を上げているか。

視点①：教育・学生交流 《想定される関連部局：教育改革室等》

[視点に関する説明]

- ① 留学生の派遣・受入が十分に行われているか。
- ② 派遣・受入留学生に対して、質・量ともに適切な教育プログラムが用意されているか。
- ③ 派遣・受入留学生に対して、適切な支援が行われているか。
- ④ 国際通用性の高い教育課程が編成されているか。

[資料例]

- 協定校一覧
- 留学生の派遣・受入の実績を示す資料
- 派遣プログラムの内容を示す資料（+受講状況・単位修得状況）

- 海外で修得した単位の認定基準を示す資料（+単位認定状況）
- 受入プログラムの内容を示す資料（+受講状況・単位修得状況）
- 留学生支援の内容を示す資料
- 学生へのアンケート結果等，満足度・達成度等が確認できる資料
- 国際通用性の高い教育課程の編成・実施に向けた検討又は実施状況を示す資料

視点②：研究交流 《想定される関連部局：学術研究推進室等》

[視点に関する説明]

- ① 教職員の派遣・受入が十分に行われ，成果が上がっているか。
- ② 国際会議等の開催・参加しているか。
- ③ 国際共同研究に参画しているか。

[資料例]

- 教職員の派遣・受入の実績を示す資料
- 派遣者の活動及びその活動の成果を示す資料
- 受入者の活動及びその活動の成果を示す資料
- 協定校一覧
- 国際会議等の開催・参加の実績を示す資料
- 開催・参加した国際会議のプログラム
- 国際共同研究の趣旨・内容・成果を示す資料

視点③：国際協力

[視点に関する説明]

- ① 開発途上国等への国際協力活動を実施しているか。

[資料例]

- 国際協力事業の内容・成果を示す資料

【観点4】 国際交流・協力活動の成果を検証し，改善を図っているか。

[観点に関する説明]

- ① 活動状況及びその成果を把握，検証しているか。
- ② 検証に基づき，改善等を実施しているか。

[資料例]

- 活動状況及びその成果を把握し，検証するための取組に関する資料
- 検証の結果を活動の質の向上・改善に結び付けた事例を示す資料

Ⅱ. 自己評価「国際交流・協力」

基準

大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 1 国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めているか。

[観点に係る状況]

①国際交流・協力に関する目的や基本方針等が明らかになっているか。

教員養成を主たる目的とする本学の国際交流は、学術研究上の交流はもとより、卒業後に教員に就いて国際的視野を持った児童・生徒を育成する任務にあたる本学学生に対して、国際体験の機会を与えるという目的を持っており、平成元年度以降、本学では全学レベル、分校レベルで教育上の国際交流にとりわけ力を注いできた。

また、本学では文部科学省及び日本教育大学協会の要請に応え、国内の中心大学として国際協力事業団（現：国際協力機構（JICA））の国際協力事業に取り組んでいる。（資料 1-①-1）

資料 1-①-1 北海道教育大学 50 年史 抜粋

[第 8 節-国際交流事業の展開（国際交流・国際教育交流）]

教員を主たる目的とする本学の国際交流は、学術研究はもとより、卒業後に教職に就いて国際的視野を持った児童生徒を育成する任務にあたる本学学生に対して、国際体験の機会を与えるという目的を持っている。学生自身が短期・長期にわたって海外の大学に留学することのみならず、受け入れた外国人留学生との交流を通して国際感覚を磨くことも重要な国際体験である。平成元年度以降、本学では文部科学省及び日本教育大学協会の要請に応え、国内の中心大学として国際交流事業団（JICA）の国際協力事業に取り組んでいる。以下（略）

平成 16 年度には国立大学法人化に伴い、第 1 期北海道教育大学中期目標・中期計画を策定し、留学生の交換など国際交流をさらに発展させ、学生の国際感覚の涵養を目指すこと、学校教育に関する国際協力において拠点大学としての役割を果たすことを目標として掲げ、また、中期目標期間中の具体的計画を定めた。（資料 1-①-2）

平成 17 年 11 月、北海道教育大学憲章を制定し、社会貢献に関する目標のひとつとして国際社会の動向を視野に入れ、海外を含む他の大学や諸機関と連携し、人類の幸福に貢献することを掲げた。（資料 1-①-3）

平成 21 年 2 月、学長アクションプラン 2009-2011 を制定し、国際化を促進すること、学生の留学及び海外からの留学生の増員計画を推進することを目標として掲げた。（資料 1-①-4，1-①-5）

資料 1-①-2 第 1 期北海道教育大学中期目標 抜粋

社会との連携、国際交流等に関する目標

- ①～③略
- ④留学生の交換など国際交流をさらに発展させ、学生の国際感覚の涵養を目指す。
- ⑤学校教育に関する国際協力において拠点大学としての役割を果たす。

資料 1-①-3 北海道教育大学憲章 抜粋

[北海道教育大学の目標]

- 社会貢献に関する目標
- （略）
- 社会から信頼される教師と地域人材を世に送り出すとともに、国際社会の動向を視野に入れ、海外を含む他の大学や諸機関と連携し、人類の幸福に貢献する。

資料 1-①-4 アクションプラン2009-2011基本方針 抜粋

6. 国際化の促進

教育・研究の国際化を促進する。同時に、政府が掲げる「2020年までの外国人留学生30万人受け入れ計画」へも対応していく。そのために、「国際交流・協力室」を「国際戦略室」に改編し、国際化を本学の経営戦略の中に明確に位置付け、取り組んでいく。

多数の学生を、可能な限り長期間、積極的に海外に送り出し、多様な文化を経験させ、国際人として活躍する資質を涵養する。

アジアを含め、多数の留学生を受け入れる。最終的には、入学定員の1割程度の留学生を受け入れる体制を念頭に入れておく必要がある。そのために必要な様々な条件整備を急ぐ。大学院での英語による授業を、全学協力によって、早急に実現していくこともその一つである。

教育による国際協力事業を積極的に推進する。従来にもましてJICA、JICE等と連携し、本学独自の国際協力事業を積極的に取り組んでいく。

諸外国との研究交流をさらに進めるとともに、研究者交流の増加にも取り組んでいく。

「教育に関する環太平洋国際会議」にみられるような、組織的な研究交流も多様な形でさらに進めていく。

現在、アジア地域で教育や人材養成に関する多様な大学間連携が模索されている。それらの要請は、本学にも多様な形でなされている。ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリーなどの制度の導入が急がれる。

平成20年度から事務職員の海外英語研修制度を開始したが、これをさらに進めるとともに、教員の海外での研究・研修を進める。

資料 1-①-5 アクションプラン2009-2011 抜粋

I. 教育・学生支援

—常に学生を中心に (Students - first) , 学生を鍛え、世界にはばたく教育大学を実現する—

I-1～I-6 (略)

I-7 本学学生の留学及び海外からの留学生増員計画を推進する

I-8～I-9 (略)

I-7 本学学生の留学及び海外からの留学生増員計画を推進する

- ・海外協定校を増やし、学生の多様な海外留学を促進し、グローバル時代に活躍できる人材を育成する。
- ・留学生の積極的な受入を図る (当面200人を目標とする)。特に東アジア、東南アジアを主たる候補地として受け入れを図る。
- ・英語による大学院授業を実現し、海外からの留学生を大幅に増員する。(英語で授業のできる教員の採用制度の導入、職員の英語研修制度の継続)
- ・大学院の9月入学を実現する。

平成 22 年度、第 2 期北海道教育大学中期目標・中期計画を策定し、本学の基本的な目標として国際化を経営戦略の一つの柱として位置づけ、学生の海外教育プログラムを開発し、留学生の積極的な受入れ、教育研究交流を組織的に進めるとともに、理数科教育等での国際協力事業を推進することを目標として掲げ、また、当該中期目標期間中の具体的計画を定めた。(資料 1-①-6)

以上のとおり、本学は平成 16 年度以降、中期目標・中期計画に

資料 1-①-6 第 2 期北海道教育大学中期目標 抜粋

[大学の基本的な目標]

前文 (略)

- ・国際化を経営戦略の一つの柱として位置づけ、学生の海外教育プログラムを開発し、留学生の積極的な受入れ、教育研究交流を組織的に進めるとともに、理数科教育等での国際協力事業を推進する。

教育内容及び教育の成果等に関する目標

①～③ (略)

④国際化推進の一環として、留学生を積極的に受け入れる。

⑤学校教育に関する国際協力において拠点大学としての役割を果たす。

国際化に関する目標

「国際戦略室」を設置し、「国際化推進基本計画」を策定し、国際交流・協力事業を積極的に展開する。

において本学が担うべき国際交流・協力を具現化するための目標と計画を定め、また、平成17年度に定めた大学憲章において本学の教育研究に関する理念や目標、目指すべき方向性の中で国際交流にも言及し、それらは現在において本学が果たすべき活動の指針となっている。

②目的を達成するための実現可能な計画が立てられているか。

平成23年8月、第2期北海道教育大学中期目標に従い、北海道教育大学国際化推進基本計画を制定し、本学の国際化にかかる事業の展開を経営戦略の中に位置づけ、国際化を推進するための具体的な方策を掲げた。(資料1-②-1)

資料1-②-1 北海道教育大学国際化推進基本計画

北海道教育大学国際化推進基本計画 (平成23年8月9日役員会決定)	
はじめに	<p>本学の国際化にかかる事業においては、大学法人化以前から行われてきた互助・互恵の精神に基づく視点に加え、大学経営という新たな視点が必要とされている。このような状況を踏まえ、本学における国際化にかかる事業の展開を経営戦略の中に位置づけ、今後教育・研究・国際貢献の観点から以下の方針に基づきその推進を図るものとする。また、本基本計画を遂行することを目的とした、組織体制の改革と強化を行う。</p>
第1. 国際化推進の基本的な方針	<p>1. 学生教育に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学学生の国際感覚を涵養し、国際的視野をもって地域社会や教育の諸分野で活躍できる人材の育成を図る。 ・海外から質の高い学生を受け入れ、国際社会に貢献する人材を育成する。 ・異なる文化的背景を持つ学生同士の交流を通して、学生の多文化的な視点を養うとともに相乗的な質の向上を目指す。 <p>2. 研究活性化に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国の大学および研究機関との交流・連携を活性化し、教育・研究のさらなる国際化を図る。 ・国際会議やシンポジウムの開催・参加を推進し、研究交流の機会を確保する。 <p>3. 国際貢献に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力実施機関等との連携を強め、主として教育分野の国際協力に積極的に寄与するとともに、学生教育に還元する。 ・学生の国際貢献に関する学習機会を設け、国際社会の一員としての意識を高める。 <p>4. 組織体制の改革と強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の国際化にかかる事業を遂行するに当たり、国際交流・協力センターが業務を統括する新体制を構築する。その際、事業を運営するために必要な協力体制を各局・各キャンパスとの間に作る。 ・国際化にかかる業務に対応しうる教職員の育成を図る。
第2. 方針に基づく今後の方向性と取り組むべき方策	<p>1. 学生教育に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ○本学学生の派遣をより活性化する事業を行う。 ○海外から質の高い学部・大学院生を受け入れ、育成する。 ・取り組むべき方策 <ul style="list-style-type: none"> ○本学学生に対して英語を中心とした外国語力向上のためのプログラムを導入する。 ○本学学生を積極的に海外に送り出す制度を導入する。 ○交換留学生に対し、本学の研究生制度や大学院入試制度に関する情報提供を行う。 ○質の高い大学院受験者の育成を目的として、これまで学生と教員の個人単位で行われていた研究生の受け入れに加え、協定校から大学を通して受け入れる制度を構築する。 ○海外協定校と協議の上、共同で教育課程を開設する。 ○海外からの留学生獲得のため、広報を充実する。 ○大学院生もしくは研究生に対する日本語教育を有償で行う。 ○海外からの留学生に対する学生サポート制度を充実する。 ○本学の留学制度を利用する学生の危機管理体制を整備する。

- 海外からの留学生に対する生活支援策を充実する。
 - 受け入れに関する数週間の特別プログラムを有償で行う。
 - 2. 研究活性化に関して
 - ・今後の方向性
 - 協定校等と相互に提供しあう研究発表の場を利用する。
 - ・取り組むべき方策
 - 教員・大学院生の海外での研究発表を推進する。
 - 国際会議を継続的に開催する。
 - 学術研究交流協定を結んだ諸外国の大学・研究機関を中心に研究者派遣、受け入れ等の学術研究交流を促進する。
 - 3. 国際貢献に関して
 - ・今後の方向性
 - JICA・JICE 等とのこれまでの連携を踏まえ、国際協力事業を推進する。
 - 海外での開発協力やボランティアを志望する学生への支援を積極的に行う。
 - ・取り組むべき方策
 - JICA・JICE 等と協力して、当面は理数科教育を中心に国際協力事業を開発・実施する。
 - 本学学生に対し海外での開発協力やボランティアに関する情報を提供する。
- 第3. 国際化を計画的に推進するために必要な事項
1. 組織体制の改革と強化

国際交流・協力センターが業務を統括する新体制を構築する。
 2. 予算

留学生・研究者の受け入れに伴う教室、学生寮、宿舎および研究室等の施設設備の整備、並びに学生・教職員派遣や海外における入学試験等、基本計画の推進に係る予算の確保を図る。
 3. 点検・評価

本基本計画については、定期に点検・評価し改善を行うものとする。

また、平成 24 年 3 月、国際化に向けてのアクションプランを策定し、北海道教育大学国際化推進基本計画で定めた国際化の推進において取り組むべき方策について具体的な実施計画を定めた。

なお、本アクションプランの策定にあたっては、関係学長室担当理事、附属学校担当副学長、各校担当副学長への意見聴取及び関係課・室との調整を行い実現可能な計画を立てている。(資料 1-②-2)

資料 1-②-2 国際化に向けてのアクションプラン

- 国際化に向けてのアクションプラン
(平成 24 年 3 月 27 日役員会決定)
- はじめに
- このアクションプランは、北海道教育大学国際化推進基本計画に定めた教育・研究・国際貢献の国際化の推進にかかる取り組むべき方策について、具体的な実施計画を策定するとともに、計画的に推進するために必要な事項について定めるものである。
- 【実施計画期間】 平成 23 ～ 25 年度とする。
- 【取り組むべき方策・実施計画】
1. 教育に関する国際化
 - 1-1. 学生派遣に関する方策
 - 本学学生に対して英語を中心とした外国語力向上のためのプログラムを導入する。
 - 視点：留学に対する動機の向上
 - ・留学準備を目的とした国際交流・協力センター主催の TOEFL 講座を開設する。(国際交流・協力センター)
 - ・TOEFL 講座を単位化する。(教育改革室)
 - ・各国語授業を充実する。(教育改革室)
 - 本学学生を積極的に海外に送り出す制度を導入する。
 - 視点：留学を阻害する環境の改善
 - ・交換留学派遣学生の経済的支援となる新たな制度を導入する。(学生課)
 - ・交換留学支援を目的とした大学独自の奨学金を導入する。(国際交流・協力センター、財務課)

<ul style="list-style-type: none"> ・本学における海外留学希望者減少傾向の原因調査を行う。(国際交流・協力センター) <p>視点：参加が容易な留学プログラムの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数週間の海外短期研修プログラムを開発する。(国際交流・協力センター) ・海外短期研修プログラムを単位化する。(教育改革室) <p>視点：留学情報提供の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣された学生による留学報告会を実施する。(各校) ・留学説明会を充実する。(国際交流・協力センター，各校) <p>1－2．学生受入れに関する方策</p> <p>○交換留学生に対し，本学の研究生制度や大学院入試制度に関する情報提供を行う。</p> <p>視点：情報提供機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交換留学生を対象とした研究生制度・入試に関する説明会を開催する。(各校) <p>○質の高い大学院受験者の育成を目的として，これまで学生と教員の個人単位で行われていた研究生の受け入れに加え，協定校から大学を通して受け入れる制度を構築する。</p> <p>視点：協定校からの研究生募集の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究生規則の改正を行い，協定校からの研究生を対象とした新たな応募手続き（協定校からの推薦書，研究計画，成績証明，日本語能力証明，必要であれば電話・skype等での面接）を整備する。(教育改革室，国際交流・協力センター) ・情報提供と募集のとりまとめを行う。(国際交流・協力センター) <p>○海外協定校と協議の上，共同で教育課程を開設する。</p> <p>視点：双方の教育上の利益追求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位取得を目的としない単位互換制度の開設を検討する。(各校) ・学位取得を目的とした教育課程の開設を検討する。(各校) <p>○海外からの留学生獲得のため，広報を充実する。</p> <p>視点：海外からの情報入手機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPの整備，大学院案内（日本語版）の充実を図る。(国際交流・協力センター，広報企画室，入試企画室) ・大学院受験者が見込まれる協定校訪問等による広報活動を行う。(入試企画室) ・非正規留学生に対しても生涯メールアドレスを付与する。(国際交流・協力センター，広報企画室，総合情報企画室) ・卒業した留学生に対し交流の機会を提供する。(国際交流・協力センター) <p>○大学院生もしくは研究生に対する日本語教育を有償で行う。</p> <p>視点：大学院入学希望動機の向上と受入れ教員の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校で実施する体制を整備する。(教育改革室) <p>○海外からの留学生に対する学生サポート制度を充実する。</p> <p>○海外からの留学生に対する生活支援策を充実する。</p> <p>視点：指導教員が学業指導に専念することを目的とした，大学組織による研究生・外国人正規生に対する入国管理，生活上のサポート体制の整備</p> <p>視点：留学生への経済支援を目的とした，補助業務への就業推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員に対する外国人学生の入国管理・支援体制に関する情報周知を行う。(国際交流・協力センター) ・ビザに関する業務，国民健康保険，住居保証人の支援を行う。(国際交流・協力センター，各校) ・留学生に対する宿舎提供体制の各校における現状調査を行い，不足のある場合はこれを充実させる。(国際交流・協力センター) ・各校におけるチューター制度の実施実態を把握し，適正なチューター割り当てを行う。(国際交流・協力センター) ・各校におけるTA制度の実施実態を把握し，必要があれば拡充を検討する。(国際交流・協力センター) ・国際交流に関する補助業務を中心とした大学の業務への学生の就業を推進する。(国際交流・協力センター，各校) ・留学生に対し卒業後の就職指導を行う。(キャリアセンター) <p>○本学の留学制度を利用する学生の危機管理体制を整備する。</p> <p>視点：国際交流・協力センターで閉じた危機管理でない，各校・各部局を巻き込んでの包括的な危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流・協力センターの危機管理を各校および各部局と連携させる。(国際交流・協力センター，各校，総務課) ・受け入れ留学生（非正規生）を正規生同様に学生用傷害・損害保険に加入させる。(国際交流・協力センター，各校) ・一般の傷害・損害保険について留学生に紹介する。(国際交流・協力センター，各校) <p>○受け入れに関する数週間の特別プログラムを有償で行う。</p>

- 視点：多様なニーズに応じたプログラムの提供
 ・協定校からの要請に基づき、短期集中日本語プログラムを開設する。(国際交流・協力センター)
2. 研究に関する国際化
- 教員・大学院生の海外での研究発表を推進する。
 視点：教員および大学院生に対する経済的支援を行うことでの海外活動推進
 ・教員および大学院生の海外での研究発表に対して資金面で支援を行う。(学術研究推進室)
- 国際会議を継続的に開催する。
 視点：「教育に関する環太平洋国際会議」を主催することによる、大学の国際的プレゼンスの向上
 ・幹事校とのローテーションにより定期的に「教育に関する環太平洋国際会議」の国際会議を開催する。
 (国際交流・協力センター，学術研究推進室)
- 学術研究交流協定を結んだ諸外国の大学・研究機関を中心に研究者派遣，受け入れ等の学術研究交流を促進する。
 視点：教員が海外での研究活動を行える環境の整備
 視点：海外からの研究者を受け入れる環境の整備
 ・研究専念制度の点検を行い，その結果を踏まえ，教員が海外の協定大学等でも研究しやすい環境を整える。(学術研究推進室)
 ・研究専念制度を利用して海外での研究活動を行った教員に対し，*国際化推進事業への協力業務を課す。(学術研究推進室)
 *「教育に関する環太平洋国際会議」の企画運営・発表等に積極的に関わること，国際協力事業への参画，留学生の受入。
 ・各校における外国人研究員受け入れに関する施設，設備，予算の見直しを行う。(国際交流・協力センター，学術研究推進室，各校)
 ・研究者の受け入れについて協定校などに周知する広報活動を行う。(学術研究推進室，広報企画室)
 ・海外協定校に対し，本学教員の派遣の可能性を調査する。(国際交流・協力センター)
3. 国際貢献に関して
- JICA・JICE等と協力して，当面は理数科教育を中心に国際協力事業を開発・実施する。
 視点：教育大学の特長を生かした事業の推進
 ・各種業務を遂行するに当たり，組織体制の強化を図る。(国際交流・協力センター)
 ・経営的観点から業務の点検を行うとともに，今後の事業について検討する。(国際交流・協力センター)
 ・JICA，JICE等と協力し，「初等理数科教授法」研修を中心として，開発途上国の教育支援を行う。(国際交流・協力センター)
- 本学学生に対し海外での開発協力やボランティアに関する情報を提供する。
 視点：海外での開発協力に対する学生の積極的な参加を促す。
 ・学生に対し，本邦の国際協力に関する基礎情報を提供する。(国際交流・協力センター)
- 【その他計画的に推進するために必要な事項】
1. 組織体制の改革と強化
 - ・本アクションプランの策定・実施を目的とした全学的体制（新国際交流・協力センター）の構築を行う。(国際交流・協力センター，各校)
 - ・新国際交流・協力センターに本アクションプランの策定・実施を統括する権限を付与するために規則の改正を行う。(国際交流・協力センター，総務課)
 2. 予算
 - ・本アクションプラン実施のための「国際化推進予算」枠を確保する。(財務課)
 3. 点検・評価
 - ・国際化推進基本計画及び本アクションプランにかかる点検・評価については，定期に年度計画の評価に準じて行うものとする。

また，平成 24 年 5 月，本アクションプランを確実に達成するため，国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項を定めている。(資料 1－②－3)

資料 1-②-3 国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項

国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項	
平成 24 年 5 月 17 日 国際交流・協力センター	
この点検・評価実施要項は、「国際化に向けてのアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）【その他計画的に推進するために必要な事項】「3. 点検・評価」に基づき、アクションプランに対する点検・評価の方法等について定めるものである。	
1. 点検・評価の対象 アクションプランの各事項について、点検・評価を実施する。	
2. 点検・評価の方法 各責任部局において、到達目標及び各年度の実施計画を策定し、各責任部局からの中間報告（実施状況）及び結果報告（実施結果・自己評価）に基づき、国際交流・協力センターが行う。 （点検・評価に係る項目について）	
①到達目標 2年間（平成 24 年度～25 年度）の到達目標を具体的に記述する。	
②実施計画 到達目標の達成に向けて、各年度の実施計画を具体的に記述する。 また、実施に際し、必要な経費を計上する。	
③中間報告 実施計画の実施状況及びその結果、問題点、今後の予定等について、具体的に記述する。	
④結果報告 実施計画の実施結果及び自己評価、問題点等について、具体的に記述する。 自己評価は、以下により、評価する。 IV・・・実施計画を上回って実施している III・・・実施計画を十分に実施している II・・・実施計画を十分には実施していない I・・・実施計画を実施していない	
3. 点検・評価の実施スケジュール	
平成24年 6 月	【各責任部局】 ・「到達目標」及び平成24/25年度「実施計画」・「必要経費」の策定 <u>※各責任部局において、実施を進めていく。</u>
平成24年 6 月下旬～	【国際交流・協力センター】 ・「到達目標」及び平成24/25年度「実施計画」・「必要経費」の点検・確認 ・平成24年度「必要経費」の予算要求 ・「実施経費」の配分
平成24年11月	【各責任部局】 ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の計上
平成24年12月	【国際交流・協力センター】 ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の点検・確認 ・平成25年度「必要経費」の予算要求
平成25年 4 月	【各責任部局】 ・「結果報告」及び「到達目標」、平成25年度「実施計画」の見直し 【国際交流・協力センター】 ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告
平成25年 5 月	【国際交流・協力センター】 ・各責任部局で見直した「到達目標」及び平成25年度「実施計画」の点検・確認 ・「実施経費」の配分
平成25年11月	【各責任部局】 ・「中間報告」 【国際交流・協力センター】 ・「中間報告」の点検・確認
平成26年 4 月	【各責任部局】 ・「結果報告」 【国際交流・協力センター】 ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告

③学内外の関係者に対して、目的や基本方針が広く公表されているか。

北海道教育大学憲章は本学概要（資料1-③-1）及び本学ホームページに、学長アクションプラン2009-2011及び中期目標・中期計画は本学ホームページに、国際化推進基本計画及び国際化に向けてのアクションプランは本学グループウェア hue-IT（学内専用）において公表されている。（資料1-③-2）

[本学ホームページ 関連 URL]

- 北海道教育大学憲章 <http://www.hokkyodai.ac.jp/rinen/>
- 中期目標・中期計画 <http://www.hokkyodai.ac.jp/public/publicity-09.html>

資料1-③-1 北海道教育大学大学憲章（大学概要表紙裏に掲載）



資料1-③-2 国際化推進基本計画及び国際化に向けてのアクションプラン
本学グループウェア（hue-IT）より



観点 1に係る分析結果

[分析結果]

■優れている □相応である □一部問題がある □問題がある

[その根拠理由]

- 北海道教育大学中期目標・中期計画において、また、平成 17 年制定の大学憲章、平成 21 年制定の学長アクションプランにおいて、本学の国際交流・協力に関する目的や基本方針等を明確に示している。
- 平成 23 年に北海道教育大学国際化推進基本計画を定め、平成 24 年には本推進基本計画を具体的に展開するため、関係学長室担当理事、附属学校担当副学長、各校担当副学長への意見聴取及び関係課・室との調整を経て国際化に向けてのアクションプランを制定し、実現可能な具体的行動計画を立てている。また、併せて、国際化に向けてのアクションプラン点検・評価要項を定め、確実に計画を実行するための点検・評価を行うこととしている。

[優れている点及び改善を要する点]

(優れている点)

- ・ 平成16年度以降、継続的に本学の国際交流・協力を資する目的・基本方針を具体的に明らかにし、また、それを具体化するための行動計画をきめ細かく立て実行性を高めている。

(改善を要する点)

- ・ 該当なし

基準

大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 2 国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制を整備しているか。

[観点到に係る状況]

平成 16 年 4 月、国立大学法人化時、学長室に国際交流・協力室を設置し、全学的に本学の国際交流・協力について企画・推進する体制を整備した。同室長には学長が指名する理事を充てた。(資料 2-1)

平成 17 年 4 月、第 1 期中期目標期間の平成 16 年度年度計画に掲げた国際交流センター及び教育開発国際協力研究センターの設置計画を受け、従来、各キャンパスにおいて行われていた国際交流・協力活動を統括し、大学の役割や方向性を明確にするとともに国際化を推進し、国際交流・協力を積極的に貢献できる人材育成、学術・教育を通じた国際平和実現への貢献を目的として新たに本学学則第 9 条に定める教育研究センターのひとつとして国際交流・協力センターを設置し、本センター長に学長が指名する理事を充てた。

なお、現在は高度に国際化する実態に合わせ国際交流担当の特命担当副学長を充てている。

また、本センターの設置に併せ、国際交流・協力室を廃止した。(資料 2-2, 2-3, 2-4, 2-5)

資料 2-1 北海道教育大学運営規則 抜粋

第 4 章 運営組織
(学長室)
第 11 条 本学に学長室を置く。
2 学長室は、次に掲げる室で構成する。
(1) 教育改革室
(2) 学術研究推進室
(3) 大学計画評価室
(4) 地域連携推進室
(5) 国際交流・協力室
(6) 広報企画室
(7) 情報システム管理室
3 各室は、次に掲げる者で組織する。
(1) 理事
(2) 理事を補佐させるための学長が指名する者(特別補佐)若干人
(3) 学長が指名する者若干人
4 第 2 項各号に規定する室に、それぞれ室長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。
5~7 (略)
第 12 条~第 22 条 (略)
附則
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2-2 平成 16 年度年度計画 抜粋

番号	中期計画	年度計画(平成 16 年度)
64	○留学生の受け入れ、学生の派遣を積極的に行い、留学生に対する全学的教育体制の整備を図る。	(略) ●国際交流センター設置について検討を行う。
66	○JICA などと協力して、開発途上国の教材開発や教育実践に対する支援プロジェクトの実施と共同研究を推進する。	(略) ●教育開発国際協力研究センターの設置を計画する。(64 と一体)

資料 2-3 北海道教育大学学則の一部を改正する学則 抜粋

改正後	現行
(教育研究センター等) 第 9 条 本学に、教育研究センターとして、教育実践総合センター、冬季スポーツ教育研究センター、生涯学習教育研究センター、情報処理センター、へき地教育研究センター及び国際交流・協力センターを置く。 2 (略) 第 10 条~第 60 条 (略) 附則 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。	(教育研究センター等) 第 9 条 本学に、教育研究センターとして、教育実践総合センター、冬季スポーツ教育研究センター、生涯学習教育研究センター、情報処理センター及びへき地教育研究センターを置く。 2 (略) 第 10 条~第 60 条 (略)

資料 2-4 北海道教育大学運営規則 抜粋

<p>第 7 章 教育研究施設等運営委組織 (附属図書館)</p> <p>第 15 条 (略) (センター)</p> <p>第 16 条 学則第 9 条第 1 項に規定する教育研究センター、学則第 10 条に規定する保健管理センター及び学則第 10 条の 2 に規定するキャリアセンター (以下これらを「センター」という。) に、それぞれ長を置き、学長が指名する理事、特命担当副学長又は特別補佐 (教授) をもって充てる。ただし、保健管理センターの長は、本学の教授をもつて充てる。</p>
--

資料 2-5 北海道教育大学運営規則の一部を改正する規則 抜粋

改正後	現 行
<p>(学長室)</p> <p>第 11 条 本学に、学長室を置く。 2 学長室は、次に掲げる室で構成する。 (1)～(4) (略) (削除) <u>(5) 広報企画室</u> <u>(6) 情報システム管理室</u> 3～7 (略) 第 12 条～第 22 条 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(学長室)</p> <p>第 11 条 本学に、学長室を置く。 2 学長室は、次に掲げる室で構成する。 (1)～(4) (略) <u>(5) 国際交流・協力室</u> <u>(6) 広報企画室</u> <u>(7) 情報システム管理室</u> 3～7 (略) 第 12 条～第 22 条 (略)</p>

国際交流・協力センターの組織・運営については、国際交流・協力センター規則に定めており、本センターに国際交流部門と国際協力部門の 2 つの部門が設けられ、業務内容に応じて責任の分担が図られている。また、本センターが行う業務を遂行するため、各キャンパスに各校センターを設置し、それぞれ各校センター長を配置している。

また、平成 24 年 4 月には国際交流・協力センター規則を一部改正し、国際化推進基本計画の実現に向けセンター、各校センター及びセンター会議が担う業務を明確にしている。(資料 2-6, 2-7, 2-8)

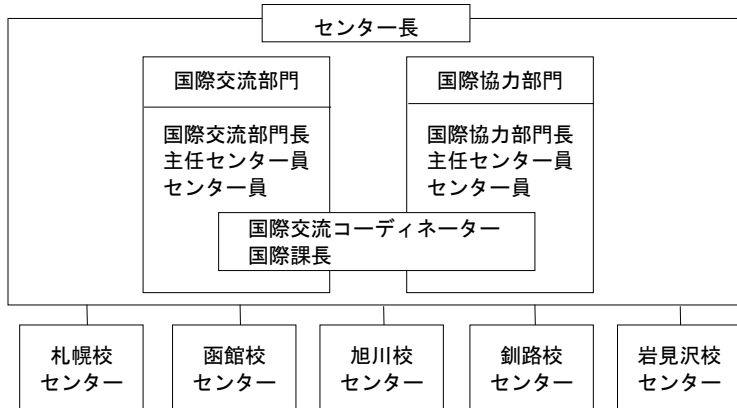
資料 2-6 北海道教育大学国際交流・協力センター規則

<p>北海道教育大学国際交流・協力センター規則</p>	<p>制定平成 17 年 3 月 15 日 平成 16 年規則第 149 号</p>
<p>第 1 章総則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則 (平成 16 年規則第 17 号。以下「運営規則」という。) 第 16 条第 2 項の規定に基づき、北海道教育大学国際交流・協力センター (以下「センター」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 センターは、国際化推進の中心として、国際交流・協力を積極的に貢献できる人材育成に寄与し、学術・教育を通じて国際平和の実現に貢献することを目的とする。</p> <p>第 2 章部門、業務、職員等 (部門)</p> <p>第 3 条 センターの業務を遂行するため、センターに、次の部門を置く。 (1) 国際交流部門 (2) 国際協力部門 (業務)</p> <p>第 4 条 センターは、第 2 条の目的を達成するために、次の業務を行う。 (1) 国際化推進基本計画の実施 (以下「アクションプラン」という。) の統括に関すること。 (2) 国際交流事業の企画及び実施に関すること。</p>	

<p>(3) 国際協力事業の企画及び実施に関すること。</p> <p>(4) アクションプランの点検及び評価に関すること。</p> <p>(5) 国際交流・協力事業に伴う危機管理に関すること。</p> <p>(6) その他国際交流・協力に関すること。</p> <p>(構成員)</p> <p>第5条 センターに、センター長のほか、次に掲げる者を置く。</p> <p>(1) 国際交流部門長及び国際協力部門長（以下「部門長」という。）</p> <p>(2) 主任センター員</p> <p>(3) センター員</p> <p>(4) 国際交流コーディネーター</p> <p>2 学長は、センターに、前項のほか、必要な職員等を置くことができる。</p> <p>3 国際交流部門に、部門長のほか、次に掲げる者を置く。</p> <p>(1) 主任センター員</p> <p>(2) センター員</p> <p>(3) 国際交流コーディネーター</p> <p>(4) 学務部国際課長</p> <p>4 国際協力部門に、部門長のほか、次に掲げる者を置く。</p> <p>(1) 主任センター員</p> <p>(2) センター員</p> <p>(3) 国際交流コーディネーター</p> <p>(4) 学務部国際課長</p> <p>5 前2項のほか、部門長は、当該部門に、第2項に規定する者を加えることができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 センター長は、学長の監督の下に、センターの業務を掌理し、所属職員を監督する。</p> <p>2 部門長は、センター長を補佐し、当該部門の業務を掌理する。</p> <p>3 主任センター員は、部門長を補佐し、当該部門の業務に従事する。</p> <p>4 センター員は、当該部門の業務に従事する。</p> <p>5 国際交流コーディネーターは、国際交流・協力事業に係る企画及び実施に従事する。</p> <p>(部門長等の任命)</p> <p>第7条 部門長は、本学の教員のうちからセンター長の推薦により、学長が任命し、教育研究評議会に報告する。</p> <p>2 主任センター員及びセンター員は、本学の教員のうちから学長が任命し、教育研究評議会に報告する。</p> <p>3 部門長の任期は、2年とし、再任されることができる。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、部門長、主任センター員及びセンター員を、本学の教員以外の者に委嘱することができる。</p> <p>5 学長は、前項の規定による委嘱を行った場合は、教育研究評議会に報告する。</p> <p>第3章センター会議等 (各校センター)</p> <p>第8条 センターに、次に掲げる業務を実施するため、札幌校センター、函館校センター、旭川校センター、釧路校センター及び岩見沢校センター（以下「各校センター」という。）を置く。</p> <p>(1) 国際交流事業の実施に関すること。</p> <p>(2) 国際協力事業の実施に関すること。</p> <p>(3) アクションプランの点検及び評価の実施に関すること。</p> <p>(4) 国際交流・協力事業に伴う危機管理に関すること。</p> <p>(5) その他国際交流・協力に関すること。</p> <p>2 各校センターに、それぞれ長（以下「各校センター長」という。）を置き、各校センター所在校の教員のうちから、運営規則第2条の3に規定する副学長（以下「各校担当副学長」という。）の推薦により学長が任命する。</p> <p>3 各校センターに、各校センター長を補佐するため、それぞれ副センター長（以下「各校副センター長」という。）を置き、次項に規定する者のうちから、各校センター長の指名する者をもって充てる。</p> <p>4 各校センターに、それぞれセンター員（以下「各校センター員」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 当該校から任命されたセンター員</p> <p>(2) 各校センター長の推薦により各校担当副学長が任命する者</p> <p>5 各校センター長、各校センター員（第4項第1号に掲げる者を除く。）の任期は、2年とし、再任されることができる。</p> <p>(センター会議)</p> <p>第9条 センターに、センターの運営に関する必要な事項を審議するため、センター会議を置く。</p>
--

<p>(組織)</p> <p>第 10 条 センター会議は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) 部門長</p> <p>(3) 各校センター長</p> <p>(4) 国際交流コーディネーター</p> <p>(5) 学務部国際課長</p> <p>(6) その他センター長が必要と認めた者</p> <p>(審議事項)</p> <p>第 11 条 センター会議は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) アクションプランに関する事項</p> <p>(2) 国際交流・協力事業に関する事項</p> <p>(3) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項</p> <p>(4) 人事に関する事項</p> <p>(5) 配分予算に関する事項</p> <p>(6) 組織に関する事項</p> <p>(7) その他国際交流・協力に関する重要な事項</p> <p>(会議)</p> <p>第 12 条 センター会議は、センター長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 センター長は、委員の 3 分の 1 以上の要請があった場合は、会議を招集しなければならない。</p> <p>3 センター会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>4 センター会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。</p> <p>第 4 章 雑則</p> <p>(事務)</p> <p>第 13 条 センターに関する事務は、センター総合事務室が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 14 条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター会議の議を経て、センター長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 (平成 20 年 3 月 21 日平成 19 年規則第 86 号改正)</p> <p>この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 (平成 20 年 5 月 29 日平成 20 年規則第 6 号改正)</p> <p>この規則は、平成 20 年 5 月 29 日から施行する。</p> <p>附則 (平成 23 年 6 月 28 日平成 23 年規則第 3 号改正)</p> <p>この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 (平成 24 年 3 月 29 日平成 23 年規則第 95 号改正)</p> <p>この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p>

資料 2-7 国際交流・協力センター組織図



資料 2-8 北海道教育大学国際交流・協力センター規則の一部を改正する規則 抜粋

改正後	現 行
<p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、<u>国際化推進の中心として、国際交流・協力を積極的に貢献できる人材育成に寄与し、学術・教育を通じて国際平和の実現に貢献することを目的とする。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>国際化推進基本計画の実施(以下「アクションプラン」という。)の統括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>国際交流事業の企画及び実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>国際協力事業の企画及び実施に関すること。</u></p> <p>(4) <u>アクションプランの点検及び評価に関すること。</u></p> <p>(5) <u>国際交流・協力事業に伴う危機管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他国際交流・協力に関すること。</u></p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(各校センター)</p> <p>第8条 センターに、次に掲げる業務を実施するため、札幌校センター、函館校センター、旭川校センター、釧路校センター及び岩見沢校センター(以下「各校センター」という。)を置く。</p> <p>(1) <u>国際交流事業の実施に関すること。</u></p> <p>(2) <u>国際協力事業の実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>アクションプランの点検及び評価の実施に関すること。</u></p> <p>(4) <u>国際交流・協力事業に伴う危機管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他国際交流・協力に関すること。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第9条以下 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、国際交流・協力を積極的に貢献できる人材育成に寄与し、学術・教育を通じて国際平和の実現に貢献することを目的とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>国際的な学術交流及び共同研究の企画及び実施</u></p> <p>(2) <u>留学生の受入れ及び派遣に伴う教育、指導助言及び連絡調整</u></p> <p>(3) <u>外国人受託研修員の受入れ</u></p> <p>(4) <u>国際協力事業の企画及び実施</u></p> <p>(5) <u>その他国際交流・協力に関する業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条以下 (略)</p>

平成22年4月、学長アクションプラン2009-2011及び第2期北海道教育大学中期目標に従い、教育、地域人材養成に関する国際化を進め、本学の国際的プレゼンスを高めることを目的に、本学運営規則第11条に定める学長室のひとつとして国際戦略室を新たに設置し、国際化を本学の経営戦略のひとつとして明確に位置づけた。国際戦略室長は学長が指名する理事又は特命担当副学長を充てている。(資料2-9, 2-10, 2-11)

なお、国際戦略室の業務は、国際交流・協力の現状分析を基に国際化推進基本計画を策定し、本学の国際交流・協力の在り方を示すことにあり、その具体的な活動の実施については国際交流・協力センターが担っている。

資料 2-9 アクションプラン 2009-2011 抜粋

IV 国際化	
- 「国際戦略室」を設置し教育、地域人材養成に関する国際化を進め、本学の国際的プレゼンスを高める-	
IV-1	学生に留学機会を与え、国際感覚を身につけた人材を育成する
IV-2	留学生 30 万人計画に呼応し、留学生の増加を図る
IV-3	諸外国の大学・研究機関と連携協力協定を結び、教育研究交流を促進する
IV-4	文部科学省、JICA、JICE などと協力して教育を中心に国際協力事業を展開する
IV-5	英語による授業を展開し留学生等の増加を図る
IV-6	教育における国際的な協議会、会議を継続的に実現する
IV-1	協定校との交流を深めるとともに、さらに協定校を増やし、学生が多様な形で留学できる環境を整える。
IV-2	東アジア、東南アジアを中心として、学部学生、大学院生留学生の受け入れ増を実現する。(200 名を目標)
IV-2	職員の英語研修制度を継続するとともに、教員の海外研修を積極的に推進する。
IV-2	留学生受け入れのため、宿舍の整備等、具体的施策を実施する。
IV-2	ジョイント・ディグリー、ダブルディグリーなどの新しい制度を積極的に導入する。
IV-3	諸外国の大学・研究機関と新しい協定を結び、教育研究交流を促進する。
IV-3	諸外国の大学・研究機関と新しい協力協定を締結し、積極的な教育研究交流を実現する。
IV-4	JICA、JICE 等と協力し、「初等理科教授法」を中心として、開発途上国からの研修員を受け入れるとともに、本学教員を派遣するなど、国際教育協力を推進する。
IV-5	大学院での英語による授業を導入し、留学生や海外からの研修員の増加を目指す。

資料 2-10 第 2 期北海道教育大学中期目標 抜粋

<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>3 その他の目標</p> <p>(2) 国際化に関する目標</p> <p>「国際戦略室」を設置し、「国際化推進基本計画」を策定し、国際交流・協力事業を積極的に展開する。</p>
--

資料 2-11 北海道教育大学運営規則の一部を改正する規則 抜粋

改正後	現 行
<p>(学長室)</p> <p>第 11 条 本学に、学長室を置く。</p> <p>2 学長室は、次に掲げる室で構成する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 国際戦略室</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>第 12 条～第 22 条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成 22 年 2 月 16 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>(学長室)</p> <p>第 11 条 本学に、学長室を置く。</p> <p>2 学長室は、次に掲げる室で構成する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第 12 条～第 22 条 (略)</p>

国際交流・協力に係る事務組織の体制としては、平成 16 年 4 月、国立大学法人化時は学務部教務課国際交流・留学生グループが当該業務を担当していたが、平成 17 年 4 月、国際交流・協力センターの設置に併せ、国際交流・協力業務の実施と本センター事務室の機能を合わせ持つ国際交流・協力室を学務部内に設置し、国際交流・留学生グループを廃止した。次いで、平成 24 年 4 月には同室を国際課に改組、専任の課長を配属してさらなる事務機能の強化を図った。(資料 2-12, 2-13)

資料 2-12 北海道教育大学事務局組織規則の一部を改正する規則 抜粋

改正後	現 行
<p>(部, 課及び室)</p> <p>第 2 条 事務局に, 総務部, 財務部, 学務部, 学術情報室, 函館校室, 旭川校室, 釧路校室及び岩見沢校室を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学務部に, 教務課, 学生課, <u>入試課及び国際交流・協力室を置く。</u></p> <p>第 3 条～第 24 条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は, 平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(部, 課及び室)</p> <p>第 2 条 事務局に, 総務部, 財務部, 学務部, 学術情報室, 函館校室, 旭川校室, 釧路校室及び岩見沢校室を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学務部に, 教務課, 学生課<u>及び</u>入試課を置く。</p> <p>第 3 条～第 23 条 (略)</p>

資料 2-13 北海道教育大学事務局組織規則の一部を改正する規則 抜粋

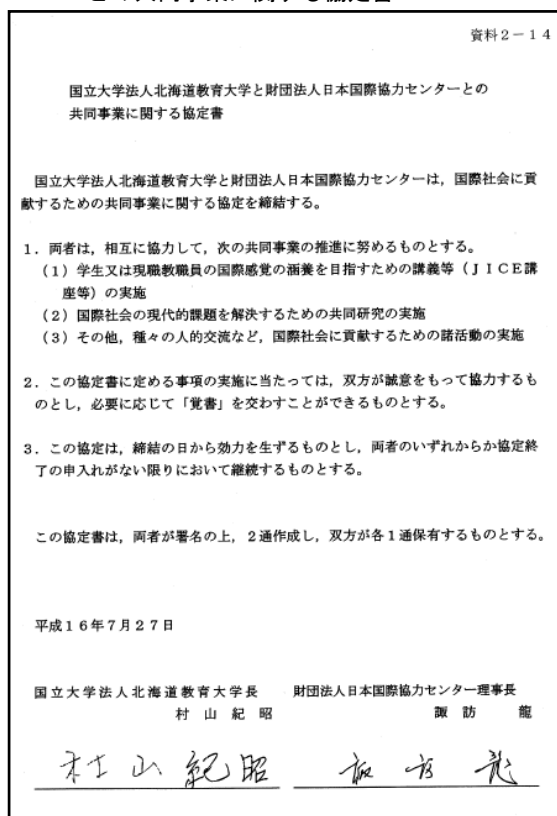
改正後	現 行
<p>(部, 課及び室)</p> <p>第 2 条 事務局に, 総務部, 財務部, 学務部, 学術情報室, センター総合事務室, 情報化推進室, 函館校室, 旭川校室, 釧路校室及び岩見沢校室を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学務部に, 教務課, 学生課, 入試課, <u>国際課及びキャリアセンター室を置く。</u></p> <p>第 3 条～第 26 条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は, 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(部, 課及び室)</p> <p>第 2 条 事務局に, 総務部, 財務部, 学務部, 学術情報室, センター総合事務室, 情報化推進室, 函館校室, 旭川校室, 釧路校室及び岩見沢校室を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学務部に, 教務課, 学生課, 入試課, <u>国際交流・協力室及びキャリアセンター室を置く。</u></p> <p>第 3 条～第 26 条 (略)</p>

さらに本学と財団法人日本国際協力センターとの共同事業に関する協定に基づき, 平成 17 年 4 月から同センターの職員を国際交流コーディネーターとして継続して招へいし, 特に国際協力事業に係る事務機能を強化している。(資料 2-14)

その他, 国際化の推進に配慮した FD 及び SD 活動を実施しており, FD 活動については教育改革室及び大学教育開発センターが, SD 活動については北海道教育大学 SD 推進会議が主体となって活動し, 国際化推進基本計画に掲げる国際化にかかる業務に対応しうる教職員の育成を図るための体制が整備されている。

本学の FD 活動は北海道教育大学 FD アクションプラン 2011-2015 により実施している。本 FD アクションプランには教育の国際化を図るための FD 活動

資料 2-14 北海道教育大学と財団法人日本国際協力センターとの共同事業に関する協定書



の記載はないが、平成 23 年度及び平成 24 年度において、教育の国際化を意識した自主的 FD 活動が行われている。(資料 2-15)

資料 2-15 平成 24 年度 自主的 FD 活動企画書

<p>活動の概要 (中期計画や各種プロジェクト等との関係の説明を含む)</p>	<p>1. タイトル：<u>グローバル人材養成時代における地方中堅大学の教育指導改善の実践と今後の展望</u></p> <p>2. 趣旨：FDには大学が全学的に行うもの、部局が行うもの、あるいは学会主導で行うものなど、多様な実施形態がある。本企画では本学の全学的FDでカバーしていない部局単位、あるいは個々の学問分野の視点に立った教育実践に関する実践報告および研究普及活動を行う。</p> <p>今日、本学の全学FDを含め、日本の大学FDで紹介されているティーチングツールはその殆どが北米の研究大学で開発され、総合大学により大学の教育現場に導入されたものであり、地方中堅大学に適していないものも少なくない。総合大学と地方中堅大学間のギャップは、グローバル人材養成においても大きく、人材、資金、施設、設備、情報などが相対的に十分とは言えない中堅大学に適したプログラムの開発が望まれる。</p> <p>函館校は1988年以来、数度の再編を体験しており、その中で各教員は社会の新しい多様なニーズに応えるべく、教育研究開発に多大の努力を積み重ねてきた。大学をとりまく状況はますます厳しさを増し、我々はこれまで以上に社会のニーズに応える人材養成と効果的、効率的な教育研究を行う必要がある。本FDでは各参加者のこれまでの研究指導の実績を講評し合い、今後の展開の方針の検討を行う事を目的としている。</p> <p>3. 実施項目：主に函館校の現状を踏まえて実践例を報告する教員を公募し、口頭発表と討論を行い、最終的に論文の形でFDでの議論を踏まえた成果を発表する。</p> <p>本学の中期計画に含まれる項目に対応した以下の項目に関する討議を予定している：地方中堅大学における、教育課程編成・実施の方針、教養教育の改善、ITC教育、キャリア教育、研究教育評価、実態を踏まえた学生指導、研究水準の向上、研究成果の公表、他大学との比較からみた函館校の現状、外国語教育、など</p> <p>本FDは一般の報告希望者と参加を募り、7月21日に実施する予定である。</p>
<p>予想される効果</p>	<p>1. 地方中堅大学に適した効果的な教育指導に関する実践例についての情報の共有ができ、今後のさらなる改善に資する。</p> <p>2. 函館校再編後の7年間の成果を踏まえた上で、個々の教育科目に関して、社会情勢を勘案しつつ、より効果的な教育指導体制立案の資料を得ることができる。</p> <p>3. 報告、討議、検討の結果を研究論文として公開することにより、本FDの成果を広く共有することができる。</p> <p>4. 函館校に要求されているグローバル人材養成のための教育指導体制構築に貢献する。</p>

また、平成 24 年度に本学が開催した第 3 回教育に関する環太平洋国際会議を全学 FD 活動と認定し全教員に参加を呼び掛けた。(資料 2-16)

資料 2-16 平成 24 年度 自主的 FD 活動企画書

<p>活動の概要 (中期計画や各種プロジェクト等との関係の説明を含む)</p>	<p>●第3回「教育に関する環太平洋国際会議」 日程 平成24年7月7日(土)・8日(日) 会場 北海道教育大学札幌キャンパス 主催 北海道教育大学、アメリカイリノイ州立大学 後援 北海道、札幌市、北海道教育委員会、札幌市教育委員会、札幌国際プラザ</p> <p>【プログラム内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“Even Teachers Don’t Like School: Reflections on Paradigms of Pedagogy” ・“Teacher Professional Development Policies and Practices in Illinois: Improving Instruction through Collaboration” ・School Management ・Elementary School Education ・Special Education <p>基調講演では、国外2名の研究者から貴重な提言が行われる。</p> <p>また、分科会では、特別支援教育部門において国外12名、国内9名、初等教育部門において国外2名、国内4名、学校経営部門において国外1名、国内3名の研究者から多彩な研究発表が行われる。</p>
---	---

	<p>【中期計画 32】 中期計画番号 32 において「国際化推進基本計画」に基づき、留学生数を年間 120 人にすることを目指すとともに学生派遣、教育研究交流、国際会議を積極的に推進することとなっている。</p>
予想される効果	<p>教師教育や特別支援教育等、今回取り上げられたテーマはどの国にとっても重要な問題であり、様々な国の特殊事情を踏まえうえて理論的視点と実践的視点を融合させた意義深い議論が行われる。また、著名な教育学者の講演を聞く機会も得られその効果は非常に大きい。</p>
成果の評価方法 (予想される効果を適切に評価するための方法)	<p>本教育に関する環太平洋国際会議の参加によって、今後、それぞれの分野において参加者の教育・研究に関する資質向上が図られる効果があらわれてくるものと考えている。</p>

事務職員の SD 活動として、英語リテラシー向上及び国際化への対応に向けて事務職員の英語力向上のための取り組みを事務職員の SD 活動のひとつに掲げ、平成 20 年度から 3 年間、3 名の職員を本学の協定先大学に派遣し、海外語学研修（4 か月～7 か月）を実施した。平成 24 年度には、アメリカワシントン大学の短期英語プログラム（3 週間）に 4 名の職員を派遣し、さらに学内において英語研修（初級）を平成 24 年度に実施する予定である。（資料 2-17、2-18、2-19）

資料 2-17 北海道教育大学事務職員海外語学研修実施要項

<p>北海道教育大学事務職員海外語学研修実施要項</p>	
	<p>平成 19 年 10 月 24 日 役員会制定</p>
1. 目的	<p>本学の事務職員に対し、外国の教育機関において行う語学研修を受講させることにより、国際化に対応しうる職員を育成し、その資質の向上を図ることを目的とする。</p>
2. 期間	<p>原則として 6 か月とする。</p>
3. 派遣先	<p>イリノイ州立大学（アメリカ合衆国）又はカルガリー大学（カナダ）</p>
4. 派遣者数	<p>原則として年間 2 名以内とする。</p>
5. 対象者	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 本学の事務職員として 1 年以上の経験を有する者 (2) 勤務成績が良好で、心身共に健全な者 (3) 語学研修を受講することについて、強い意欲を持つ者 (4) TOEIC 550 点程度以上の語学能力を有する者又はそれと同等以上の語学能力を有すると認められる者</p>
6. 選考方法	<p>各課・室の長から推薦のあった者について、その者の勤務成績、健康状態及び語学能力を総合的に判断し、事務局長が選考する。</p>
7. 経費	<p>(1) 授業料は、大学が負担する。 (2) 旅費は、国立大学法人北海道教育大学職員旅費規則（平成 16 年規則第 10 号）の規定により支給する。</p>
8. その他	<p>研修終了後、報告会を開催することとし、派遣された者は、語学研修報告書を提出しなければならない。</p>

資料 2-18 平成 24 年度北海道教育大学事務職員海外語学研修実施要項

平成 24 年度北海道教育大学事務職員海外語学研修実施要項	
1. 趣旨・目的	本研修は本学と交流のある米国ワシントン大学において実施するもので、3 週間のプログラムに参加することにより、集中的に語学力を磨くとともに、様々な国からの研修参加者との交流を通して、その後の業務においてこれを活かし、本学の事務職員の国際的な素養を身に付けさせることを目的とする。
2. 実施大学および場所	University of Washington メインキャンパス (米国西海岸、ワシントン州シアトル市)
3. プログラム期間	平成 24 年 8 月 27 日 (月) ~ 9 月 14 日 (金) (3 週間) (派遣期間: 平成 24 年 8 月 25 日 (土) 出発 ~ 9 月 16 日 (日) 帰国) 1 週間あたりの時間数 20 時間 (月曜 ~ 金曜)
4. 募集人数	3 名程度 (ただし、選考にあたっては、各課・室長の推薦や本人の意向等を参考に、その者の勤務成績、健康状態及び語学能力を総合的に判断し、事務局長が決定する。)
5. プログラム内容	米国ワシントン大学短期英語プログラム (Short Term English Programs: STEP) により、英語及びアメリカの文化と生活について学ぶものとする。 その他、異文化間の話題についての議論やグループでのプレゼンテーション、アメリカの文化とシアトルの美しい景観を探索する等のアクティビティもあり。 なお、本プログラムの HP は次のとおり。 http://www.outreach.washington.edu/elp/programs/2346/
6. その他	(ア) 海外傷害等保険には各自で必ず加入すること。 (イ) 参加者は、プログラム終了後、報告書の作成と帰国報告会への出席をすること。(詳細は別途連絡。) (ウ) アメリカへ初めて入国する者は、Electronic System for Travel Authorization: 通称 ESTA の登録が必要。(別紙参照。) (エ) パスポートの有効期限を確認すること。 (オ) 参加者に対しては、事前説明会を開催するので、それに参加すること。(詳細は別途連絡。) (カ) 参加後に、TOEIC テストを受験すること。

資料 2-19 平成 24 年度北海道教育大学事務職員英語研修 (初級 ~ 中級) 実施要項

平成 24 年度北海道教育大学事務職員英語研修 (初級 ~ 中級) 実施要項	
1. 目的	事務職員としての英語リテラシーの向上及び国際化への対応に向けて、英語力向上を図ることを目的とする。
2. 対象者	札幌地区に勤務する事務系職員で、受講を希望する者。
3. 受講者数	20 名程度
4. 研修日程	平成 24 年 12 月 17 日から平成 25 年 2 月 28 日までの毎週月、木曜日 17 時 30 分から 18 時 30 分までのうち、期間中 10 回を予定。 (日程は変更になる場合があります。)
5. 研修場所	札幌校 206 教室
6. 講師	札幌校教授 (北海道教育大学副学長 (特命担当)) 佐藤吉文氏
7. その他	① 本研修は職員の自主的な参加が前提となるため、超過勤務には該当しない。 ② 本研修に要する経費については、本学の負担とする。 ③ 受講者は日常的に学習を継続することし、次年度に予定される TOEIC テストを受験することが望ましい。 ④ 本研修に関する事務は、人事課で行う。 ⑤ 受講者は各自ノートを用意すること。

観点2に係る分析結果

[分析結果]

■優れている □相応である □一部問題がある □問題がある

[その根拠理由]

- 平成17年4月、従来、各キャンパスにおいて行われていた国際交流・協力活動を統括し、大学の役割や方向性を明確にするとともに国際化を推進し、国際交流・協力を貢献できる人材育成、学術・教育を通じた国際平和実現への貢献を進めるために国際交流・協力センターを設置した。これにより国際交流・協力事業が一元化され、大学全体としての国際交流・協力事業の充実、発展が図られている。また、本センターには国際交流部門と国際協力部門の2部門が設置され業務に応じた責任の分担が明確となっている。
- 平成22年4月、教育、地域人材養成に関する国際化を進め、本学の国際的プレゼンスを高めることを目的に国際戦略室を新たに設置し、国際化を本学の経営戦略のひとつとして明確に位置付けている。
- 平成17年4月から財団法人日本国際協力センターの職員を国際交流コーディネーターとして継続して招へいし、国際協力事業に係る事務機能の強化が図られている。

[優れている点及び改善を要する点]

(優れている点)

- ・ 教育、地域人材養成に関する国際化を進め、本学の国際的プレゼンスを高めることを目的に学長室のひとつとして国際戦略室を新たに設置し、国際化を本学の経営戦略のひとつとして明確に位置付けている。
- ・ 本学の国際交流・協力活動推進の基本的計画を定めた国際化推進基本計画の実行性を高めるために国際交流・協力センター規則を一部改正し、その責任の分担を明らかにしている。

(改善を要する点)

- ・ 該当なし

基準

大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 3 国際交流・協力活動を適切に実施し、成果を上げているか。

[観点に係る状況]

視点① 教育・学生交流

①留学生の派遣・受入が十分に行われているか。

本学は、昭和 63 年 1 月のロンドン大学アジア・アフリカ学院との国際交流協定締結を皮切りに協定校の数を増やし、現在では 14 か国・地域の 32 大学と国際交流協定を締結している。(資料 3-①-1)

資料 3-①-1 国際交流協定校一覧

国名（地域名）	学 校 名	認定年月日
中華人民共和国	瀋陽師範大学	1988. 7. 10
	哈爾濱師範大学	1988. 7. 12
	山東師範大学	1992. 9. 28
	香港大学	1999. 4. 1
	四川大学	2000. 3. 31
	天津外国語大学	2005. 10. 12
韓国	釜山大学校師範大学	2007. 1. 26
	ソウル教育大学	2009. 6. 29
	金州教育大学校	2010. 6. 3
	釜山教育大学校	2010. 6. 4
	漢城大学校	2011. 3. 23
ベトナム社会主義共和国	フエ大学	2009. 9. 15
アメリカ合衆国	アラスカ大学 フェアバンクス校	1989. 7. 1
	イリノイ州立大学	1995. 10. 24
	アラスカ大学 アンカレッジ校	2006. 6. 1
	マサチューセッツ大学 アマースト校	2010. 2. 2
カナダ	セント・メリーズ大学	1990. 1. 23
	カルガリー大学	1990. 2. 22
	サイモン・フレイザー大学	2000. 4. 1
連合王国	ロンドン大学アジア・アフリカ学院	1988. 1. 26
キルギス共和国	ビシケク人文大学	2003. 4. 1
ノルウェー	ベルゲン大学	2003. 4. 1
フィンランド共和国	シベリウス音楽院	1995. 5. 18
	オウル大学	2008. 4. 1
ロシア連邦	ノボシビルスク国立教育大学	1990. 6. 13
	ヴィトウス・ベーリング記念カムチャッカ国立大学	1998. 12. 10
オーストラリア連邦	シドニー工科大学	1993. 11. 29
	ジェームズクック大学	1995. 2. 21
	グリフィス大学	2001. 4. 1
エジプト・アラブ共和国	カイロ大学	1999. 10. 1
ザンビア共和国	ザンビア国立大学	2005. 8. 9
台湾	台北市立教育大学	2012. 12. 24

なお、従前、国際交流協定は各キャンパス単位で締結していたが、平成 18 年度、それを全学協

定に移行し、これにより全キャンパスが全協定先と相互派遣・受入を行うことが可能となり、受入プログラムは平成18年度から、派遣プログラムは平成19年度から全学プログラムに移行した。

○留学生の派遣について

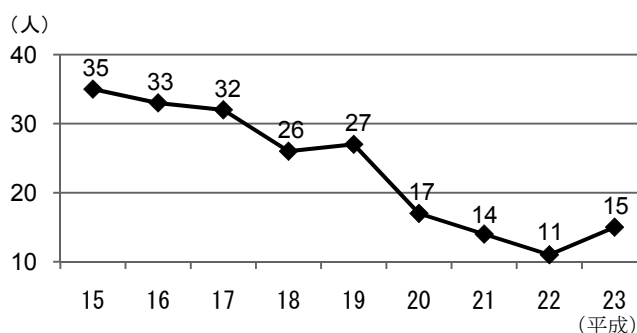
本学から協定先大学への派遣留学生は、平成15年度35名であったが、年々減少を続け、平成18年度30名を下回り、平成20年度以降20名を割って横ばいの状態が続いている。

(資料3-①-2)

派遣学生が減少した大きな原因としては、留学に積極的に派遣学生に占める割合の多かった学生が所属していた国際理解教育課程(札幌校, 函館校, 釧路校)が平成18年度に廃止となったことが挙げられる(例:平成17年度派遣32名の内17名が同課程所属)。また、その他の原因としては、経済的な理由、留年回避、学生の内向き志向等が考えられる。

このような状況下において、本学では多くの学生を海外に送り出すために以下の対策を講じている。

資料3-①-2 海外派遣留学生数(平成15年度~平成23年度)



(1) 留学説明会の実施

平成23年度から、各キャンパス(岩見沢校を除く)が行っている留学説明会に加え、国際交流・協力センター教員を各キャンパスに派遣しセンター主催の説明会を実施し、留学に関するきめ細かい説明を行っている。

(資料3-①-3)

資料3-①-3 全学センター主催留学説明会

キャンパス	平成23年度		平成24年度	
	開催日	参加人数	開催日	参加人数
札幌校	10月25日	10	11月1日	4
函館校	10月26日	37		
旭川校	10月18日	25	10月12日	11
釧路校		3	12月14日	17
岩見沢校	10月7日	19	11月2日	4
計		94		36

※平成23年度 旭川校・釧路校同時開催
(旭川校の説明会をTV会議システムで配信)
平成24年度 函館校該当無し

(2) TOEFL 講座の開設

英語力が伸びずに留学を断念するケースがあるため、英語能力の把握及び向上を目的としたTOEFL講座を平成23年度から全キャンパスで開設し、その解消を目指している。(資料3-①-4)

資料3-①-4 TOEFL/TOEIC 対策講座受講者数

キャンパス	平成23年度	平成24年度
札幌校	20	4
函館校	11	10
旭川校	19	9
釧路校	4	0
岩見沢校	12	5
計	66	28

※平成23年度 年1回開催
平成24年度 年2回開催の前期開催のみ

(3) 短期海外研修プログラムの開設

長期留学への動機づけとなる数週間の短期海外研修プログラムとして、平成2年度からカルガリー大学(カナダ)と相互派遣・受入を開始した。(カルガリー大学の都合により平成22年度をもって終了)

また、平成19年度以降、新たな短期海外研修プログラムを整え、現在では全学が釜山大学校(韓

国)、漢城大学校(韓国)及びワシントン大学(米国)に、函館校がシドニー工科大学(オーストラリア)、旭川校がイリノイ州立大学(米国)に学生を派遣している。(資料3-①-5, 3-①-6)

資料3-①-5 留学生受入・派遣事業(国際交流・協力センターHP)

<http://www.hokkyodai.ac.jp/international-c/jp/exchange/index-abroad.html>

The screenshot shows the website for the International Center at Hokkaido University of Education. The main content area is titled '国際交流 International Exchange' and features a section for '留学生受入・派遣事業' (Student Admission and Dispatch Programs). It lists several programs with brief descriptions:

- 協定校一覧**: 本学と協定を結んでいる大学の一覧です。
- 海外派遣留学生数**: 過去5年間の派遣学生数です。
- 海外教育事情短期研修(カナダ・カルガリー大学)**: 本学の協定先であるカルガリー大学との1ヶ月程度の短期です。平成23年度以降の研修は取り止めとなりました。
- 韓国・釜山大学校サマープログラム**: 本学の協定先である釜山大学校で、韓国語、韓国文化を学ぶ約3週間のプログラムです。
- 韓国・漢城大学校サマープログラム**: 本学の協定先である漢城大学校で、韓国語、韓国文化を学ぶ約3週間のプログラムです。
- 長期海外留学支援(2005-2007)実施報告**: 文部科学省の補助金を得て、本学の大学院生がアメリカ・ボストン大学に留学しました。
- 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)**: 奨学金FAQ～留学に関する奨学金について～海外留学を希望する皆さんを対象とした奨学金を紹介します。

At the bottom of the main content area, there is a section for '本学へ留学希望の皆様へ' (For those who wish to study abroad at our university), which includes links for '国費留学生' (Government-funded students), '私費留学生' (Private-funded students), and '奨学金制度' (Scholarship system).

資料3-①-6 短期海外研修プログラム派遣数

派遣先	実施校	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
釜山大学校	全学	1	0	2	1	2	1
漢城大学校		0	0	0	0	5	3
ワシントン大学		0	0	0	0	0	11
シドニー工科大学	函館校	0	0	0	0	6	10
イリノイ州立大学	旭川校	8	10	11	10	8	募集中

(4) 交換留学生への奨学金支給

国際化に向けてのアクションプランに基づき、平成 24 年度から交換留学生（本学が学生交流に関する覚書を結んでいる交流協定先大学への派遣留学生）に奨学金として 10 万円を支給している。平成 24 年度の支給人数は 17 名、平成 25 年度の支給予定者は現在 17 名となっている。

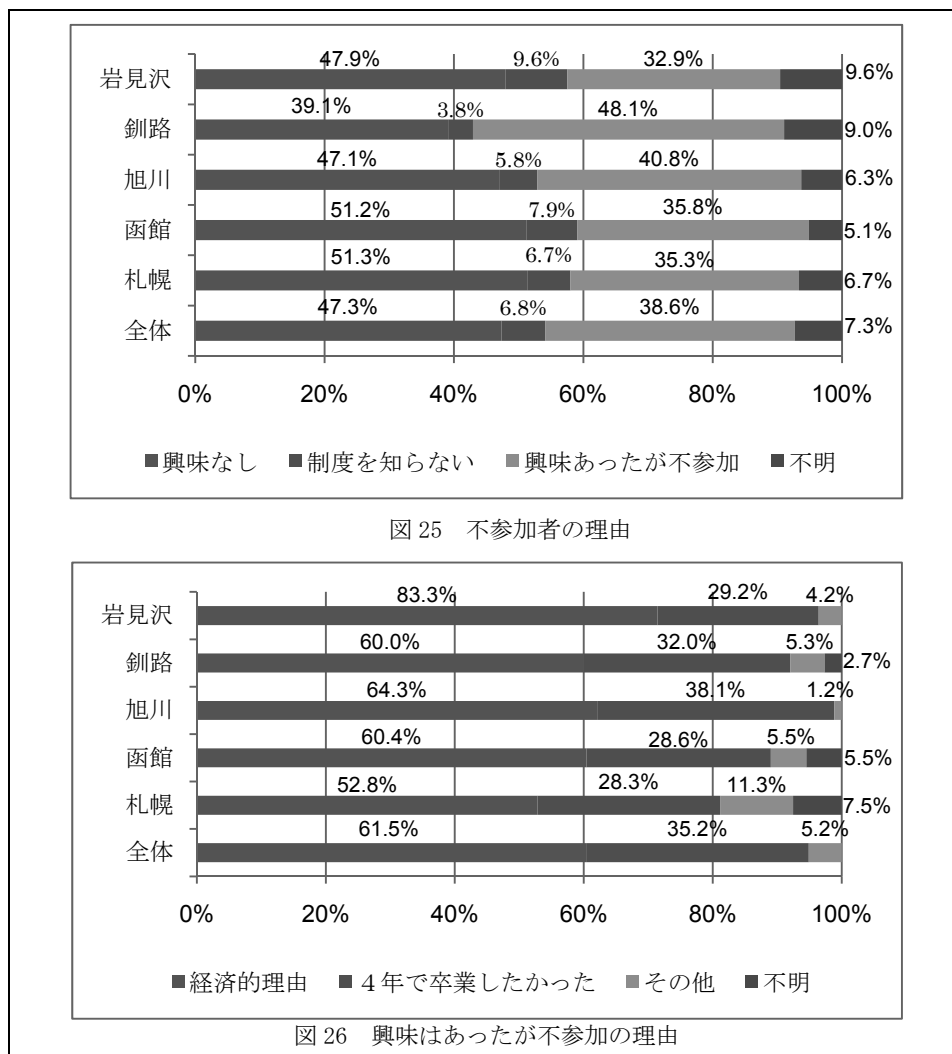
(5) アンケート調査の実施

派遣学生を増やすために必要な情報を収集するために以下のアンケートを実施した。

- ・卒業生アンケート（平成 23 年度）～留学に対する阻害要件の調査（資料 3-①-7）

本アンケートで交換留学に参加しなかった理由について調査を行った。結果は興味が無かった学生が 47.3% であり、興味はあったが参加しなかった学生は 38.6% であった。また、興味はあったが参加しなかった学生の理由は、経済的な理由が 61.5%、留年回避が 35.2%、その他の理由として希望の留学先がない、時期的な問題、学業優先等が自由記述として挙げられていた。

資料 3-①-7 平成 23 年度卒業生アンケート



・派遣留学生の帰国後アンケート（平成 17 年度～平成 22 年度）

～留学を考えている学生に提供すべき情報の収集と大学への要望等の調査

本アンケートの主たる目的は、留学を終えた学生に授業内容、居住先の状況、物価、留学中でつらかったこと、留学先での注意事項等、留学先での状況や感想等についてアンケートを行い、その結果を留学に興味のある学生に閲覧させ、留学先の具体的な情報を提供するものである。また、併せて大学への要望等の調査も行っている。（資料 3-①-8）

資料 3-①-8 留学に関するアンケート

留学についてのアンケート	
該当するものに○をつけてください。またそれ以外の回答は直接記入してください。	
所属校	札幌校
留学先大学名	ロンドン大学アジアアカデミー
留学期間	2010年4月～2011年3月まで
留学形態	協定校へ(留学・休学)
留学を決めた時期	2009年11月
留学の目的	語学の向上、異文化体験、教授法の視察
留学時の居住先	寮(留学生専用・現地学生も利用)で、(男子・女子・男女)寮 アパート(大学斡旋・自分で)で調べた ホームステイ(大学斡旋・自分で)で調べた・ (現地・日本)のホームステイ協会斡旋)
安全性	(留学・共同部屋 / 人)で自室に鍵が(ある・ない) 建物全体の入り口に鍵が(ある・ない) 部屋は6階建ての2階で、窓に進入防止の鉄格子が(ある・ない)←1Fにはありました。 部外者の出入りは(自由・IDチェックあり・禁止)
きれいさ	(新しく・古)で、(衛生的・きたない)←しかし2011.3月に改装工事が行われました。
義務	ミーティング・掃除(自室・共有スペース)・
自室備品	ベッド・机・クローゼット・寝具・カーテン
設備	洗濯機(無料・有料)・
シャワー	(個人・共同)で(バス・シャワー・シャワーのみ)を (常時使用可能・制限つき())
キッチン	(なし・あり)で(ガス・電磁調理器・電子レンジ・冷蔵庫・炊飯器・湯沸しポット)あり。
大学まで	(徒歩・自転車・バス・電車・)で片道 20 分 交通費は1回 X で、月に X。バス・私鉄券を使うと 220円です。
家賃・光熱費	月に 71,000円 で、食事は(食つき・なし)
アルバイト	した(どんな? 週 時間)で時給は() しなかった
その理由	自分の関係が週に10時間しかありません。それならアルバイトをやろうと思ったから
探し方	自分で)で調べた・大学斡旋・知人の紹介・
保険の加入	(義務・義務ではない)。加入しなかった。 加入した(留学保険・海外旅行保険・現地の健康保険 費用→おぼえておいてください)
盗難	遭った()・遭わなかった
事故	遭った()・遭わなかった

○留学生の受入について

本学では、第2期中期目標・中期計画に掲げた年間120名の留学生受入れを目指して、正規学部学生・大学院生、研究生及び交換留学生（特別聴講学生）として留学生を受け入れている。留学生数は、平成20年度73名、平成24年度84名であり、この間、受入留学生の数は微増ではあるが増加傾向にある。（資料 3-①-9）

資料 3-①-9 外国人留学生数

キャンパス		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
札幌校	学部学生	3	1	0	2	3
	大学院生	3	6	10	8	6
	研究生	10	13	6	9	9
	特別聴講学生	18	28	28	21	23
	計	34	48	44	40	41
函館校	学部学生	4	3	3	1	1
	大学院生	1	0	2	2	4
	研究生	2	1	2	1	0
	特別聴講学生	17	15	8	10	22
	計	24	19	15	14	27
旭川校	学部学生	1	1	0	0	1
	大学院生	5	4	4	6	6
	研究生	1	4	3	4	1
	特別聴講学生	3	1	2	2	2
	計	10	10	9	12	10
釧路校	学部学生	0	0	0	0	0
	大学院生	2	0	2	4	2
	研究生	2	3	7	3	2
	特別聴講学生	0	2	0	2	0
	計	4	5	9	9	4
岩見沢校	学部学生	1	1	1	1	1
	大学院生	*	*	*	*	*
	研究生	0	1	1	3	1
	特別聴講学生	0	0	1	0	0
	計	1	2	3	4	2
合計		73	84	80	79	84

(注) 大学院生の札・岩大学院は札幌校に掲載

また、平成 23 年度から修士課程における外国人留学生の秋季入学制度を導入し、中国の協定先 5 大学の卒業生を対象として、瀋陽師範大学と天津外国語大学の 2 大学を会場に現地で入学試験を行い、平成 23 年度は 7 名を受入れ、平成 24 年度は 3 名を受け入れた。(資料 3-①-10)

資料 3-①-10 修士課程秋季入学者数

キャンパス	平成 23 年度	平成 24 年度
札幌・岩見沢校	0	2
函館校	4	0
旭川校	3	1
釧路校	0	0
合計	7	3

なお、平成 19 年度年度計画に基づき、同年度において、交換留学を終えた留学生を対象にアンケートを行い、受入プログラムに関する改善を図った。当該アンケートは、留学前期の国際交流・協力センターが実施する日本語集中プログラム(札幌校)と後期に各キャンパスが実施する専門プログラム別を実施し、留学生の回答を担当教員が集約し、国際交流・協力センター国際交流部門会議で審議の上、以下に掲げる改善を行った。(資料 3-①-11)

- ・日本語集中プログラム終了後のキャンパス移動について理解されていない場合があるので、専門プログラムの配属先を国際交流・協力センターのホームページ（交換留学プログラム）に掲載した。
- ・日本語集中プログラムの時間、回数、単位等に関する問い合わせが多いので、これらの情報を同ホームページに掲載した。
- ・留学生の生活支援や就学支援を行うアカデミックチューターがより適切な指導ができるように、学期中間にヒアリングを行うこととした。
- ・各プログラムの内容をわかりやすくするために同ホームページにより多くの科目名を掲載した。

資料3-①-11 交換留学受け入れプログラム評価報告書

交換留学受け入れプログラム評価報告書	
日本語のクラス	I組
報告者氏名	大賀京子
受入期間	平成19(2007)年/4月～平成19(2007)年/8月
留学生人数&国籍	1名(ニュージーランド), 1名(オーストラリア), 1名(ノルウェー)
留学生派遣元大学名	グリフィス大学・ジェームズクック大学・ベルゲン大学
<p>次回への改善点および提案</p> <p>改善点1：日本語集中プログラムに関して、授業内容・授業時間・回数・単位数等の情報をホームページ上に掲載する。 (理由) 留学予定者から、授業に関する問い合わせがあるため。</p> <p>改善点2：交換留学プログラム全体について、日本語集中プログラム、および各専門プログラムの実施キャンパスをホームページ上に明記する。 (理由) 日本語集中プログラム後にキャンパスを移動する可能性があることについて、いくつかの提携大学、及び一部の交換留学生の理解度が低く、来日後に移動について難色を示す例があるため。</p>	
専門プログラム & 分校	教科教育プログラム 旭川校
報告者氏名	中村公子
受入期間	2007年/4月～2007年/9月
留学生人数&国籍	1名(カナダ)
アカデミックアドバイザー氏名	森永正治
留学生派遣元大学名	カルガリー大学
<p>次回への改善点および提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門プログラムでも Academic な日本語を希望していたことから、専門プログラムへ配属された留学生に対する日本語のサポート体制を充実させる必要があるが、現状の交換留学プログラムの考え方では各キャンパスで日本語を開設することできないため、各キャンパス独自のプログラムの中に、日本語の授業ではなく語学を通じた留学生向けのオリジナルな授業の開設に向けて検討する。 また、チューター配置による講義サポートの体制について、検討する。 ・ 間接配置の留学生について、キャンパスを移動することによるストレスをできるだけ解消するために、日本語のサポートも含め、前期と後期の1年間を通じた継続的なサポート体制を検討する必要がある。 ・ キャンパス移動、日常生活の情報(特に宿舍)、ホームステイプログラムの有無など、授業科目及び科目内容以外の交換留学プログラムの概要について、事前の情報を求めていることから、交換留学プログラムの概要の充実を図る必要があるとともに、協定校を通じて事前に十分周知する方策をたてる。 	

②派遣・受入学生に対して、質・量ともに適切な教育プログラムが用意されているか。

○交換派遣留学生

留学先の教育プログラムは、協定大学毎に異なるが、一般的に英語圏では直接に一般の授業を受ける場合もあるが、英語の予備授業の後、若しくは並行して英語教育を受けながら授業を受けるケースも多い。また、非英語圏の場合は、現地語を使えるケースが少ないため、基本的には語

学学習がメインとなるケースが多い。

○短期海外研修生

短期海外プログラムは、いずれも現地語の語学授業とその国の文化（歴史、社会、文化等）を学ぶプログラムとなっており、短期間で現地語の学習と異文化を理解するためのプログラムが用意されている。（資料 3-①-12）

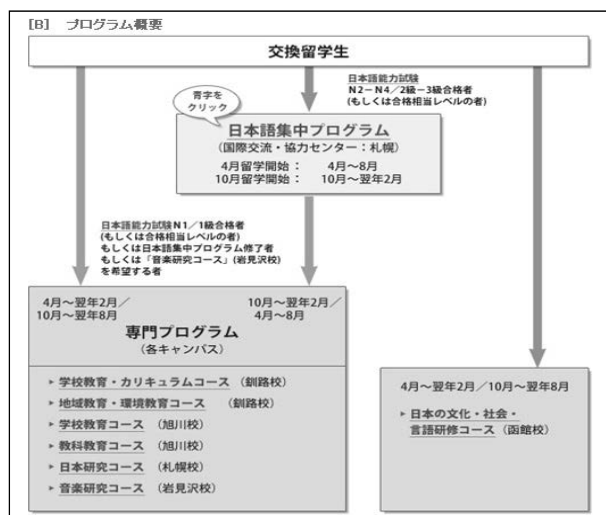
資料 3-①-12 短期海外研修プログラム派遣数 [資料 3-①-6 再掲]

派遣先	実施校	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
釜山大学校	全学	1	0	2	1	2	1
漢城大学校		0	0	0	0	5	3
ワシントン大学		0	0	0	0	0	11
シドニー工科大学	函館校	0	0	0	0	6	10
イリノイ州立大学	旭川校	8	10	11	10	8	募集中

○交換受入留学生（特別聴講学生）

本学は交換留学生用のプログラムを独自に設けており、本学に入学した交換留学生は、留学期間前半に本学の国際交流・協力センターが開講する日本語集中コースを受講し、後半は留学生が希望する留学生向けの専門コースに応じたキャンパスに配属される。ただし、日本語能力が一定のレベルに達している留学生については、日本語集中コースが免除され、直接、本人が希望する専門コースを有するキャンパスに配属される。（資料 3-①-13）

資料 3-①-13 交換留学生プログラム概要（国際交流・協力センターHP）



③派遣・受入留学生に対して、適切な支援が行われているか。

○交換派遣留学生への支援

日本学生支援機構による奨学金の支給のほか、各キャンパス後援会（釧路校は国際交流事業資金）による数万円の補助金の支給、平成 24 年度からは、国際化に向けたアクションプランに基づく本学独自の奨学金の支給を実施している。（資料 3-①-14）

また、派遣前には、オリエンテーションを複数回実施し、留学に関する手続きや危機管理に関する説明を行うなど、適切な支援を実施している。

資料 3-①-14 派遣留学生に対する奨学金等の支給実績

	日本学生支援機構			各校後援会等			本学独自
	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 24年度
札幌校	0	0	0	1	0	7	2
函館校	1	2	2	2	14	16	8
旭川校	0	1	1	21	0	5	4
釧路校	0	0	0	0	1	0	0
岩見沢校	0	1	0	2	2	1	3
計	1	4	3	26	17	29	17

○受入留学生への支援

日本学生支援機構による奨学金の支給のほか、交換留学生が来日後すぐに学生寮やアパート等に入居できるように、大学が留学生に代わって手配を行っている。(資料 3-①-15)

また、非正規生（研究生，特別聴講学生）への健康診断を平成 24 年度より大学負担で実施している。このほか、留学生が民間アパート等を借

り際に連帯保証人を探す困難さを軽減するため、大学が機関として連帯保証人となる外国人留学生機関保証制度を平成 24 年度に策定した。(資料 3-①-16)

学生生活においては、来日時及び帰国時にオリエンテーションを開催し、授業に関することや、各種手続き（国民健康保険，在留資格，ビザ等）について説明している。また、本学学生アカデミックチューターを配置し、留学生に対する論文指導・レポート指導・日本語指導など個別の課外指導を行うほか、本学学生キャンパスチューターが日常生活の支援を行っている。

資料 3-①-15 受入留学生に対する奨学金の支給実績

	日本学生支援機構		
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
札幌校	6	14	6
函館校	0	8	0
旭川校	2	6	2
釧路校	1	0	1
岩見沢校	1	0	0
計	10	28	9

※23 年度の実績が多いのは日本学生支援機構から追加募集があったため

資料 3-①-16 北海道教育大学外国人留学生機関保証制度取扱要項

<p>北海道教育大学外国人留学生機関保証制度取扱要項</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 2 月 12 日 役 員 会 決 定</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要項は、北海道教育大学外国人留学生機関保証制度（以下「機関保証制度」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 機関保証制度は、北海道教育大学（以下「本学」という。）の外国人留学生（以下「留学生」という。）が民間等の住宅を賃借する際、本学の教職員が本学を代表して当該住宅の賃貸借契約等における連帯保証人となることにより、留学生の生活を支援することを目的とする。</p> <p>(利用条件)</p> <p>第 3 条 機関保証制度は、留学ビザを有し本学に在籍する留学生で民間等の住宅への入居に際し、賃貸借契約を締結するために連帯保証人を必要とし、かつ、留学生本人が財団法人日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償（以下「住宅総合補償」という。）に加入している場合に限り、利用することができる。</p> <p>(保証期間)</p> <p>第 4 条 保証期間は、当該留学生が本学に在籍する期間内とする。ただし、住宅総合補償の補償期間を超えることはできない。</p> <p>(保証範囲)</p> <p>第 5 条 機関保証制度により保証する範囲は、次に掲げる経費とし、当該経費の支払いが必要となった場合に補償を行うものとする。</p> <p>(1) 滞納家賃及びその遅延損害金</p>
--

<p>(2) 退去に伴う原状回復に要した費用 (3) 行方不明時等の家財等の処分経費 (連帯保証人)</p> <p>第6条 機関保証制度における連帯保証人は、次に掲げる者とする。ただし、全学センター配属の留学生は本学国際交流・協力センター長（以下、「全学センター長」という。）とする。</p> <p>(1) 札幌校 副学長（札幌校担当） (2) 函館校 副学長（函館校担当） (3) 旭川校 副学長（旭川校担当） (4) 釧路校 副学長（釧路校担当） (5) 岩見沢校 副学長（岩見沢校担当） (手続)</p> <p>第7条 機関保証制度の利用を希望する場合は、全学センター配属の留学生は全学センター長に、各校配属の留学生は本学国際交流・協力センター各校センター長（以下、「各校センター長」という。）に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 外国人留学生機関保証制度利用申請書（別紙様式1） (2) 誓約書（別紙様式2） (3) 住宅を賃借するために保証人を必要とすることが確認できる書類（賃貸借契約書等写） (4) その他、全学センター長が必要と認める書類 (報告の義務)</p> <p>第8条 留学生は、次の各号に掲げる事態が生じた場合には、全学センター配属及び札幌校配属の留学生は学務部国際課に、札幌校以外の各校配属の留学生は各当該校室学務グループ（以下、「留学生担当窓口」）に報告しなければならない。</p> <p>(1) 保証期間が満了するとき。 (2) 保証期間中に契約を解約したとき。 (3) 保証期間中に事故その他契約に影響のある事由が生じたとき。 (4) その他契約に係る不測の事態が生じたとき。</p> <p>2 留学生担当窓口は、留学生から前項第3号及び第4号による報告を受けたときは、遅滞なく連帯保証人及び全学センター長（当該留学生が各校配属の場合は各校センター長）（以下「センター長等」という。）に報告する。</p> <p>3 センター長等は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ留学生及び指導教員等関係者から事情を聴取し、対応を協議する。 (事務)</p> <p>第9条 機関保証制度に関する事務は、札幌校においては学務部国際課が、札幌校以外の各校においては各校室学務グループが行う。</p> <p>附 則 この要項は、平成25年2月12日から施行する。</p>
--

④国際通用性の高い教育課程が編成されているか。

本学の教育課程は、北海道教育大学教育課程編成基準(平成23年2月28日制定)に基づき編成しており、教養科目のコミュニケーション科目群に外国語科目・コミュニケーション科目を置き、多様な外国語科目を開設している。(資料3-①-17, 3-①-18)

資料3-①-17 北海道教育大学教育課程編成基準 抜粋

<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 教養科目の編成の基準等 (教養科目の構成)</p> <p>第3条 教養科目の構成は、教育研究評議会の議を経て、次条のとおり定める。 (教養科目の開設授業科目及び履修方法)</p> <p>第4条 教養科目の開設授業科目及び履修方法は、次項に定めるもののほか、教育研究評議会の議を経て、各校において定める。</p> <p>2 教養科目は、次に掲げる授業科目を開設し、別表第2のとおり所要の単位を修得させるものとする。</p> <p>(1) 日本国憲法 (2) 体育科目 (3) 倫理・人権科目 (4) コミュニケーション科目群 (5) 地域学科目群 (6) 人間・子ども理解に関する科目群</p>

(7) 大学入門科目群 (アカデミックスキル・アカデミックリテラシー)
 (8) 現代を読み解く科目群

3 前項第5号, 第6号及び第8号の各科目群には, 双方向遠隔授業システムを利用すること等により, 各校が連携協力して開設する授業科目 (以下「全学連携科目」という。以下同じ。) を含むものとする。
 (略)

別表第2 (第4条関係)
 ○教養科目

科目等		単位数	24	
教養科目	日本国憲法	2		
	体育科目	2		
	倫理・人権科目	2		
	コミュニケーション科目群	外国語		6～8
		コミュニケーション		
	地域学科科目群 (全学連携科目を含む。)	2～4		
	人間・子ども理解に関する科目群 (全学連携科目を含む。)	2～4		
	大学入門科目群 (アカデミックスキル・アカデミックリテラシー)	4～6		
現代を読み解く科目群 (全学連携科目を含む。)	2～4			

開設授業科目及び履修方法

- 1 日本国憲法については, 日本国憲法2単位を開設し, 必修とする。
- 2 体育科目については, 体育Ⅰ及び体育Ⅱ各1単位を開設し, 必修とする。
- 3 倫理・人権科目については, 倫理・人権2単位を開設し, 必修とする。
- 4 コミュニケーション科目群の外国語については, 各校が開設する授業科目のうち4単位を必修又は選択必修とする。
- 5 コミュニケーション科目群のコミュニケーションについては, 外国語コミュニケーションを開設し, 各校が開設する授業科目のうち2単位を必修又は選択必修とする。
- 6 地域学科科目群 (全学連携科目を含む。) については, 北海道スタディズ及びアイヌ語・アイヌ文化に関する科目を開設する。
- 7 大学入門科目群 (アカデミックスキル・アカデミックリテラシー) については, 情報機器の操作2単位を開設し, 必修とする。

資料3-①-18 各キャンパスで開設している外国語科目一覧

区分	科目名	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
外国語	英語	○	○	○	○	○
	ドイツ語	○	○		○	○
	フランス語	○	○		○	○
	ロシア語	○	○		○	
	中国語	○	○			○
	イタリア語					○
	スペイン語		○			
	ハングル語		○			○
ベトナム語		○				
合計		5科目	8科目	1科目	4科目	6科目
外国語コミュニケーション	英語	○	○	○	○	○
	ドイツ語		○		○	
	フランス語		○		○	
	ロシア語		○			
	中国語		○	○		
	スペイン語		○			
	ハングル語		○	○		
ベトナム語		○				
合計		1科目	8科目	3科目	3科目	1科目

なお, 英語Ⅰ・Ⅱ及び外国語コミュニケーション(英語)Ⅰ・Ⅱの授業においては, 国際通用性を養う基礎的側面を担っている。(資料3-①-19)

資料 3-①-19 外国語関連科目シラバス（授業の目標、到達目標）抜粋

授業科目	外国語（英語） 1
授業の目標	現代は、インターネットなどの普及もあって、世界各地で起こっている事柄を目にしたり、耳にしたりすることが多くなっている。そのような国際化に対応できるような英語の基礎力を養成する。
到達目標	1. 社会で起こる事柄を理解するために必要な語彙をできるだけ多く身につける。 2. 社会で起こる様々事柄を英語で読んで理解することができるようにする。 3. ナチュラルスピードで話される英語を聴き、その概要を理解することができる。

授業科目	外国語（英語） 2
授業の目標	世界のニュースに対応できるリスニング力、読解力の養成を行い、ニュース英語で頻繁に使用される語彙や表現に関する知識を増やし、ニュース英語のスピードに対応出来るようリスニングの練習を行う。 ニュース英語だけではなく、英語圏の日常生活で話される口語的な英語の語彙の知識を身につけ、リスニング、スピーキングの練習により、海外に行ったときに役立つ英語の知識、スキルを身につける。
到達目標	1. ニュース英語で頻繁に使用される語彙や表現に関する知識を増やし、ニュース英語のスピードに対応出来るリスニング力を養成する。 2. 世界のニュースに親しむことで、現代のアメリカ社会をはじめとする世界各国の社会に対する問題に問題意識を高めると共に、英語力の向上をはかる。 3. 口語的な英語表現を学び、国際時代を生きるための基礎英語、海外に行ったときに役立つ英語のスキルを身につける。

授業科目	外国語コミュニケーション（英語） I
授業の目標	世界のニュースに対応できるリスニング力、読解力の養成を行い、ニュース英語で頻繁に使用される語彙や表現に関する知識を増やし、ニュース英語のスピードに対応出来るようリスニングの練習を行う。 ニュース英語だけではなく、英語圏の日常生活で話される口語的な英語の語彙の知識を身につけ、リスニング、スピーキングの練習により、海外に行ったときに役立つ英語の知識、スキルを身につける。
到達目標	1. ニュース英語で頻繁に使用される語彙や表現に関する知識を増やし、ニュース英語のスピードに対応出来るリスニング力を養成する。 2. 世界のニュースに親しむことで、現代のアメリカ社会をはじめとする世界各国の社会に対する問題に問題意識を高めると共に、英語力の向上をはかる。 3. 口語的な英語表現を学び、国際時代を生きるための基礎英語、海外に行ったときに役立つ英語のスキルを身につける。

授業科目	外国語コミュニケーション(英語) 2 E
授業の目標	The goal of this course is to help students improve their communication skills in English.
到達目標	By the end of this semester, students are expected to be able to use the grammar points and key expressions that they have learned in class in communicative contexts.

また、各校国際交流・協力センターで実施している TOEFL 講座を、本年度国際化に向けてのアクションプランに基づき、平成 25 年度、授業科目として単位化することになった。(資料 3-①-20, 3-①-21)

資料 3-①-20 国際化に向けてのアクションプラン 抜粋

1. 教育に関する国際化 1-1 学生派遣に関する方策 ●本学学生に対して英語を中心とした外国語力向上のためのプログラムを導入する。 視点：留学に対する動機の向上				
アクションプラン	国際交流・協力センターより、アクションプラン補足説明・提案等	責任部局	到達目標	平成 24 年度
				実施計画
TOEFL 講座を単位化する。	H24 年度後期開設分から単位化を目指す。 (国際交流・協力センターで実施する TOEFL 講座のシラバスあり。)	教育改革室	TOEFL 講座を単位化する。	TOEFL 講座の授業科目化(単位化)に向けての実施スケジュール(案)等を作成した。平成 25 年度に授業科目化(単位化)する。

資料 3-①-21 TOEFL 講座授業計画 (シラバスから抜粋)

授業科目	留学のための英語
授業の目標	海外での生活を体験することは、グローバル化が進む現代社会において必要とされるコミュニケーション能力につけるために効果的です。本授業を通して、留学や海外研修に必要な英語の四技能(読む・書く・聞く・話す)を身につけることにより、留学準備の壁となりやすい TOEFL や IELTS での得点向上を目指し、海外生活に向けての準備の第一歩とします。
到達目標	・留学を目的とした英語力試験 (TOEFL, IELTS) の模試を初回授業と最終授業において行い、交換留学に応募可能な水準まで、英語の総合力を向上させる。 ・初回授業の模試の結果において確認された技能別の問題点を、最終授業までに克服する。

さらに、海外の大学で習得した単位及び海外短期研修プログラムについても、学則等に基づき、本学で習得した単位として認定することができるようになっている。(資料 3-①-22, 3-①-23, 3-①-24, 3-①-25)

資料 3-①-22 北海道教育大学学則 抜粋

<p>(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)</p> <p>第 35 条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。</p> <p>2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。</p> <p>3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。</p> <p>(大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第 36 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 前項により与えることができる単位数は、前条第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。</p> <p>(休学期間中の外国の大学等における学修)</p> <p>第 36 条の 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う休学期間中の外国の大学又は短期大学における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 前項により与えることができる単位数は、第 35 条第 3 項及び前条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。</p>
--

資料 3-①-23 北海道教育大学教育学部函館校における海外留学等をした学生の単位認定に関する内規

制定平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第35条第2項の規定による外国の大学又は短期大学（以下「外国」という。）において履修した授業科目に係る単位の認定に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 外国で履修した授業科目の単位を、北海道教育大学教育学部函館校（以下「本校」という。）における授業科目の履修により修得した単位として認定（以下「振替」という。）することにより、本校の授業科目の受講の機会及び選択の幅の拡大を図り、もって自主学習のゆとりを持たせることを目的とする。

(対象者)

第3条 振替をすることのできる者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 短期留学推進制度（派遣）に基づく派遣留学生
- (2) 国際交流協定に基づく留学生
- (3) 国際交流協定に基づく短期在外研修生
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教授会が適当であると認めた者

(単位の換算)

第4条 本校が、特に教育上有益であると認めるときは、学則第35条第1項に規定する単位と合わせて30単位を超えない範囲で、振替をすることができる。

- 2 振替をしようとする授業科目の単位数は、本校の授業科目に係る授業時間数等と外国の授業科目に係る授業時間数等を考慮し、外国で履修した授業科目の単位数を換算する。
- 3 前項の場合において、当該外国で履修した一の授業科目に対応する本校の振替授業科目が複数になることを妨げない。

(評価)

第5条 前条により振替をした授業科目の評価は行わない。

(申請手続)

第6条 振替を希望する者は、帰国後直ちに単位認定申請書に当該外国で履修した授業科目の履修証明書を添付して、副学長（函館校担当）（以下「副学長」という。）に申請しなければならない。

- 2 申請をしようとするときは、事前に振替を希望する授業科目の担当者の承認を受けなければならない。

(単位の認定)

第7条 副学長は、前条に規定する申請があった場合は、カリキュラム委員会及び教授会の審議を経て、当該単位を認定する。

- 2 副学長は、前項の規定により認定した単位について、申請者に単位認定通知書により通知する。

(雑則)

第8条 この内規の実施に関し必要な事項は、副学長が別に定める。

附則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成23年8月27日から施行する。

資料3-①-24 海外で修得した単位の認定状況(平成21・22・23年度) ※旭川校, 釧路校は該当者なし

	留学先大学名	札幌校		函館校		岩見沢校	
		人数	認定 単位数	人数	認定 単位数	人数	認定 単位数
平成 21 年度	シベリウス音楽学院(フィンランド)					1	9
	シドニー工科大学(オーストラリア)			3	30		
	天津外国語学院(中国)			2	10		
	セント・メリーズ大学(カナダ)			4	54		
平成 22 年度	ベルゲン大学(ノルウェー)	1	5				
	シドニー工科大学(オーストラリア)			3	44		
	セント・メリーズ大学(カナダ)			5	70		
平成 23 年度	ベルゲン大学(ノルウェー)			1	4	1	2
	アラスカ大学(アメリカ)			2	30		
	シドニー工科大学(オーストラリア)			2	16		
合 計		1	5	22	258	2	11

資料3-①-25 海外短期研修プログラムの単位認定に関する要項

平成24年7月24日 教育研究委員会決定
(目的)
第1 この要項は、北海道教育大学学則(平成16年学則第1号)第35条各項の規定に基づき、本学の国際交流・協力センターが主催する海外短期研修プログラム(以下「プログラム」という。)を修了した者の単位認定に関し必要な事項を定め、もってプログラムの研修内容に基づき、単位を認定することにより、学生に語学研修への自主的参加意欲を持たせるとともに、語学力の向上と国際的感覚を養うことを目的とする。
(実施大学)
第2 この要項で単位認定の対象となる海外短期研修を実施する大学は、別に定める。
(申請手続)
第3 単位認定を希望する者は、所定の期日までに単位認定申請書に修了証書等を添付して、各校担当副学長に申請しなければならない。
2 単位認定の申請は、1回限りとする。
(単位の認定)
第4 国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成16年規則第17号)第2条の3に規定する副学長(以下「各校担当副学長」という。)は、第3による申請があった場合は、各校教授会の審議を経て、当該単位を認定する。
2 この要項で認定された単位は、科目名「海外短期研修(研修先の言語を記入)」として認定し、各履修基準上における研究発展科目とする。
3 認定された単位の成績評価は行わない。
4 認定された単位は、各年次のCAP制には含めないものとする。
附則
この要項は、平成24年7月24日から施行する。

現在、平成24年6月5日に文部科学省が発表した大学改革実行プランにおいて、グローバル化に対応した人材育成という方針が示されており、教育学部のミッションの再定義を行わなければならない。教員養成課程においては、教員養成課程改革部会で、函館校及び岩見沢校においては、新学部設置準備室において、ディプロマポリシー、教育課程編成基準等の内容について検討を行っている。

視点② 研究交流

①教職員の派遣・受入が十分に行われ、成果が上っているか。

本学において海外派遣の支援を行い、また、海外研究者の受入を促進する制度として以下のものがあり、本学の研究活動の国際化を推進する上で重要な役割を担っている。

○学長裁量経費（学術研究推進経費）による海外派遣の支援

・教員在外研究支援経費

（概要）短期研究専念制度等を利用した、1ヶ月以上3ヶ月未満の海外での研究を支援し、将来の国際的な共同研究の基礎作りや個人の研究の深化を図る。

・教員海外派遣等経費

（概要）教員の海外で開催される学術的な国際研究集会等における発表や、共同研究打ち合わせを支援し、教育研究の国際化及び国際的視野に立った教育研究の推進を図ることを目的とする。

○海外研究者の受け入れ

・北海道教育大学外国人受託研修員規則（資料3-②-1）

（目的）本学における国際交流を促進するとともに、開発途上国の自立発展及び文化的、知的水準の向上に資するため、独立行政法人国際協力機構が、開発途上国から招致する研修員を本学に外国人受託研修員として受け入れる場合の取り扱いに関し必要な事項を定めたもの。

・北海道教育大学外国人研究員規則（資料3-②-2）

（目的）本学における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人の学術研究者の取り扱いに関して必要な事項を定めたもの。

資料3-②-1 北海道教育大学外国人受託研修員規則

<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、北海道教育大学（以下「本学」という。）における国際交流を促進するとともに、開発途上国の自立発展及び文化的、知的水準の向上に資するため、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が、開発途上国から招致する研修員を本学に外国人受託研修員（以下「研修員」という。）として受入れる場合の取扱いに関し必要な事項を定める。</p> <p>（受入れ手続及び許可）</p> <p>第2条 学長は、機構の理事長からの申請に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認めた者で、本学の教育・研究に支障がない場合に限り、研修員の受入れを許可する。</p> <p>（研修期間）</p> <p>第3条 研修員の研修期間は、1年以内とし、受入れを許可する日の属する事業年度を超えることはできない。ただし、学長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（研修方法）</p> <p>第4条 学長は、研修員の研修目的及び研修内容を考慮して、その指導教員を定め、指導を行わせるものとする。</p> <p>2 前項の研修目的を達成するため必要な場合は、第3条に規定する研修期間中に学外における研修を行わせることができる。</p> <p>（研修料及び徴収方法）</p> <p>第5条 研修員の受入れを許可したときは、当該研修期間に係る研修料を機構から徴収するものとする。ただし、研修期間が年度を超えている場合は、当該年度ごとに徴収するものとする。</p> <p>2 研修料の額は、受入開始日を起算日として、翌月の起算日の前日までの期間を1月とし、1月当たり226,000円とする。ただし、当該研修期間のうち1月に満たない日数に係る研修料については、1日当たり7,533円に当該日数を乗じた額とする。</p>

- 3 研修期間の延長が生じた場合は、研修料の差額を徴収するものとする。
- 4 既納の研修料は、返還しない。
(研修証明書)
- 第6条 学長は、研修員が研修事項について証明を願い出たときは、研修証明書を交付することができる。
(雑則)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、研修員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
附 則
この規則は、平成16年9月29日から施行する。
附 則 (平成19年12月26日平成19年規則第27号 改正)
この規則は、平成19年12月26日から施行する。
附 則 (平成21年5月19日平成21年規則第3号 改正)
この規則は、平成21年5月19日から施行し、平成21年5月11日から適用する。

資料3-②-2 北海道教育大学外国人研究員規則

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、北海道教育大学(以下「本学」という。)における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人の学術研究者(国立大学法人北海道教育大学教員選考規則(平成16年規則第19号)第2条第5号に規定する外国人教師を除く。以下「外国人研究員」という。)の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。
(定義)
- 第2条 この規則において「部局」とは、各校及び各センターをいう。
(資格)
- 第3条 外国人研究員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する身分を有すると認められる者又はこれらに相当する研究業績を有すると認められる者とする。
(1) 外国の大学、短期大学その他研究機関と本学との交流事業に基づく者
(2) 外国政府、国際機関、独立行政法人日本学術振興会その他国内外の公的機関の国際交流事業に基づく外国人研究者
(3) 前号に掲げるもののほか、本学における学術研究の国際交流を推進するうえで適当と認められる者
(受入れの申請)
- 第4条 外国人研究員となることを希望する場合は、本人又は当該所属機関の長が、当該希望者に係る次の事項を記載した申請書(様式は任意)を、学長に提出するものとする。ただし、本学が招へいする場合はこの限りでない。
(1) 氏名
(2) 性別
(3) 生年月日
(4) 国籍
(5) 現職名
(6) 最終学歴及び学位
(7) 本学で行う研究題目、研究計画及び研究期間
(8) 研究を希望する部局名
(9) 渡航費及び滞在費の出所
(受入れの決定)
- 第5条 学長は、前条の申請について、前条第8号に規定する部局(以下「受入部局」という。)の審議機関の議を経て、受入れの可否を決定するものとする。
2 外国人研究員の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、延長を許可することができる。
(受入れの通知)
- 第6条 学長は、外国人研究員の受入れを決定したときは、次の事項を本人に通知するものとする。
(1) 研究内容
(2) 受入れ期間
(3) 受入れ教員
(4) 受入れ条件
ア 本学の諸規則を遵守すること。
イ 本学は、給与を支給しないこと。
ウ 本学は、渡航費、滞在費、研究に関する諸経費及びその他の費用を支給しないこと。
エ 原則として、本学は、住居を提供しないこと。ただし、提供する場合であっても、本学はその使用

<p>料を負担しないこと。</p> <p>オ 本学内で災害その他事故にあった場合は、本学はその責を負わないこと。</p> <p>カ 重大な過失により本学の施設・設備等を汚損、損傷又は滅失させたときは、その原状回復に必要な費用を弁償すること。</p> <p>(受入れの取消し)</p> <p>第7条 学長は、外国人研究員が教育・研究その他本学の正常な運営に支障を生じさせたとき、あるいはそのおそれがあるときは、当該研究員の受入れを取り消すことができる。</p> <p>(受入れ教員)</p> <p>第8条 受入部局の長は、外国人研究員の受入れに当たっては、当該部局の教員のうちから、受入れ教員を定めるものとする。</p> <p>2 受入れ教員は、外国人研究員の本学における研究活動等に対して助言を行うものとする。</p> <p>3 外国人研究員の受入部局は、受入れ教員を通じて、外国人研究員の研究上及び生活上必要な事項について助言を行うものとする。</p> <p>(研究への従事)</p> <p>第9条 外国人研究員は、研究計画に従い、研究に従事するものとする。</p> <p>(設備・施設等の利用)</p> <p>第10条 外国人研究員は、本学の教育及び研究に支障のない範囲において受入れ教員の指導の下に研究に必要な本学の施設・設備等を利用することができる。</p> <p>(研究の変更及び中止)</p> <p>第11条 外国人研究員が研究を変更又は中止しようとする場合は、あらかじめ変更等の内容及び理由を当該受入部局の長を経由して学長に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>(知的財産の取扱い)</p> <p>第12条 外国人研究員が、本学において行った研究活動により生じた知的財産の取扱いは、別に定めがある場合を除き、国立大学法人北海道教育大学職務発明規則(平成16年規則第147号)に準ずる。</p> <p>(招へい状)</p> <p>第13条 学長は、外国人研究員を受け入れる場合で、当該研究員が出入国手続等に必要なことを理由として招へい状の依頼があったときは、これを発行することができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 外国人研究員に関する事務は、学務部国際課が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成24年3月26日平成23年規則第82号 改正)</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>
--

なお、過去5年間の本学教員の海外派遣数及び海外研究者の受入数は資料3-②-3のとおりである。

本学教員の派遣数は、海外で行われる共同研究、学会出席、研究のための資料収集、研修等、研究活動を目的と

して海外に渡航した者を掲げており、平成19年度から平成22年度は横ばいであったが、平成23年度は前年比14%程の増加となっている。

また、海外研究者の受入数は、本学で雇用している外国人教員及び国際会議、共同研究、学会、シンポジウム等への参加者を掲げており、過去5年間の受入数は平成21年度の93名を除き例年20~30名程度となっている。

なお、平成21年度は本学とソウル教育大学校が開催した学術発表会に同大学校から62名が参加したため例年の3倍程の受入数となっている。

資料3-②-3 教員の海外派遣数及び海外研修者の受入数

	教員の海外派遣	海外研究者の受入
平成19年度	169	21
平成20年度	151	18
平成21年度	155	93
平成22年度	169	30
平成23年度	192	8

また、本学教員の海外での研究発表・活動の状況は資料3-②-4のとおりである。本学教員の海外での研究発表数を、研究業績プロ（研究業績登録システム）のデータから抽出・集約した。

資料3-②-4 本学教員の海外での研究発表数

	学会発表・講演		海外発表割合	(参考) 教員海外派遣等経費採択件数 (学長裁量経費)
	総数	海外発表		
平成 21 年度	1,009 件	57 件	5.6%	6 件
平成 22 年度	986 件	53 件	5.4%	10 件
平成 23 年度	1,032 件	90 件	8.7%	14 件

海外での研究発表・活動を支援するため、学長裁量経費において教員海外派遣等経費により海外での積極的な研究発表を促しているところであるが、限られた経費の中からこの件数を増やしてきており、直近3年間においては、平成21年度6件、平成22年度10件、平成23年度14件を支援している。

これら継続的な支援が教員の積極的な海外での研究発表数の増加につながっていると考えられ、直近3年間においては平成23年度の海外での研究発表数は前年比で1.7倍に増加し、学会等での研究発表の内、海外での発表割合は平成21・22年度の5.6%・5.4%に対して、平成23年度には8.7%に増加している。今後も、継続的に支援を行っていくことにより海外での研究発表・活動を促していく必要がある。

1件150万円を上限とする教員在外研究支援経費の方は、この3年間、各年度1人ずつの支援を行った。

②国際会議を開催・参加しているか。

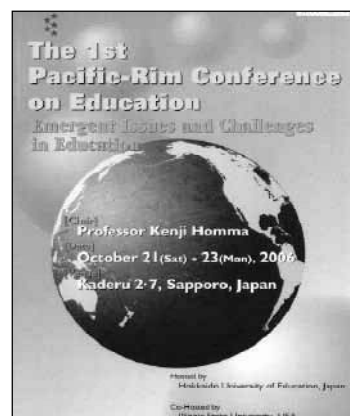
本学が主催している国際会議は以下のとおりである。

(1)教育に関する環太平洋国際会議

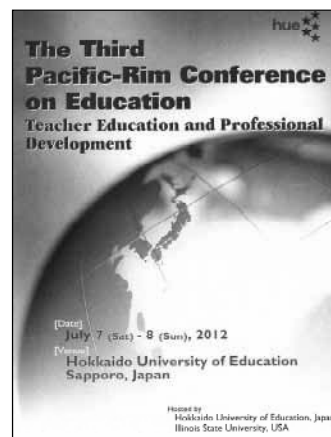
(Pacific-Rim Conference on Education)

- ・本国際会議は、本学、イリノイ州立大学及びサイモンフレイザー大学の3大学が幹事大学となり発足したもので、第1回は平成18年度に本学が、第2回は平成22年度にイリノイ州立大学が開催し、第3回は平成24年7月に本学が開催した。なお、平成22年にサイモンフレイザー大学が幹事大学から脱退したが、第3回の幹事会において新たに3大学（台北市立教育大学・釜山教育大学校・ブラパー大学）が幹事大学に加わり、今後、5大学によって本国際会議が運営されることとなった。
- ・主として、環太平洋地区の研究者・教育者が集い、現代の教育課題や教師教育に関する新たな試み等の研究発表や意見交換を通じて、成果を互いに共有することを目的

資料3-②-5 第1回環太平洋国際会議ポスター



資料3-②-6 第3回環太平洋国際会議ポスター



としている。(資料 3-②-5, 資料 3-②-6)

- ・これまで3回の会議を開催し、本学教員を研究発表者として派遣した。(資料 3-②-7)

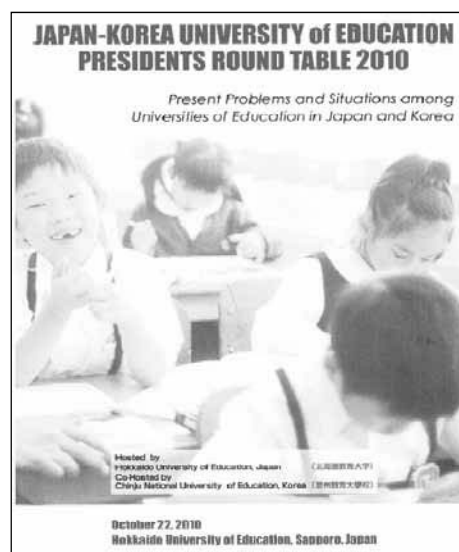
資料 3-②-7 教育に関する環太平洋国際会議における本学教員の研究発表件数

	幹事大学	発表数	発表者数
第1回(平成18年)	北海道教育大学	9件	11人
第2回(平成20年)	イリノイ州立大学	10件	20人
第3回(平成24年)	北海道教育大学	18件	40人

(2) 日・韓教育大学学長懇談会 (Japan-Korea University of Education Presidents Round Table)

・本懇談会は、日本と韓国の国立教育大学学長 22 名がともに抱える共通課題について情報交換、意見交換を行い、各大学との交流活動を通して各大学の運営及び教育研究の充実を図ることを目的にこれまで4回開催され、本学は第3回(平成22年)の当番大学として本懇談会を主催した。(資料 3-②-8)

資料 3-②-8 日韓教育大学学長懇談会ポスター



③国際共同研究に参画しているか。

日本学術振興会が募集する二国間交流事業は、「個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームの持続的ネットワーク形成を目指し、我が国の大学等の優れた研究者が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援」するものである。直近3年間で見れば、本学からは平成21年度に2件のセミナー開催が採択され、それに基づいた共同研究が行われている(資料 3-②-9)。

資料 3-②-9 日本学術振興会：二国間交流事業(平成21年度)

	テーマ	相手国	研究者	
			日本側	相手国
1	高性能羊毛布の開発と評価	ニュージーランド	6人	6人
2	介護制度と地方自治体の再編成期におけるローカル・ケアミックスの課題	フィンランド	6人	3人

視点③ 国際協力

①開発途上国等への国際協力活動を実施しているか。

本学は、第1期北海道教育大学中期目標・中期計画において学校教育に関する国際協力において拠点大学としての役割を果たすことを目標に掲げ、積極的に国際協力事業を以下のとおり実施している。

(1) JICA 初等理数科教授法研修コース及び JICA 技術集団研修コース

JICA 初等理数科教授法研修コースは平成 19 年度に開始され、平成 21 年度からは海外途上国側の強い要望により年 2 回にわたりコースを実施し、平成 24 年度終了までに 6 年間にわたり 35 か国、121 名の研修員を受け入れてきた。(資料 3-③-1)

資料 3-③-1 JICA 初等理数科教授法研修コース受入実績

	平成 19 年度 (2007)	平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)		平成 22 年度 (2010)		平成 23 年度 (2011)		平成 24 年度 (2012)		累計 延べ
			(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	
応募国数	11	11	10	12	12	10	9	9	10	10	104
応募人数	20	18	18	23	19	22	15	18	18	17	188
受入国数	10	10	10	11	11	10	9	8	10	10	99
受入人数	11	12	12	14	12	12	12	12	12	12	121

本コースの特徴は、退職校長など教授経験豊富なアドバイザー 5 名を委嘱し、附属学校での 2 週間の実習を通して学習指導案作成まで徹底的に教え込むところにあり、JICA からも非常に高い評価を受けている。また、オセアニア、ラオスを中心に帰国研修員を訪問し公開型授業を展開してのフォローアップ事業も毎年継続してきたことも注目すべき点である。通常は国内研修後のフォローは JICA が担うところであるが、本学では指導した教員が現地に赴き、その成果を検証している。(資料 3-③-2)

資料 3-③-2 JICA 研修コースフォローアップ調査業務実績

	調査国	期間	調査団人数
平成 19 年度	ラオス	平成 20 年 1 月 13 日～18 日(6 日間)	3 人
平成 20 年度	サモア	平成 21 年 1 月 10 日～19 日(10 日間)	5 人
平成 21 年度	ラオス	平成 21 年 8 月 9 日～14 日(6 日間)	7 人
	サモア	平成 21 年 12 月 13 日～19 日(7 日間)	5 人
	サモア	平成 22 年 3 月 7 日～15 日(9 日間)	5 人
平成 22 年度	サモア	平成 22 年 8 月 2 日～ 9 日(8 日間)	5 人
	ラオス	平成 23 年 1 月 4 日～14 日(10 日間)	6 人

また、初等理数科教授法研修コースの他、本学は平成 17 年度より JICA 技術集団研修コースを実施してきた。これは国別、地域別に特化した形で研修を実施するもので平成 17 年度から平成 22 年度にかけ 161 名の研修生を受け入れてきた。(資料 3-③-3)

資料 3-③-3 JICA 技術集団研修コース

	時期	期間	内容	受入 人数
平成 17 年度	平成 17 年 9 月 26 日～10 月 7 日	12 日	ネパール国別研修「日本の非主流の教育の教訓」	2 人
	平成 17 年 10 月 10 日～10 月 21 日	12 日	エジプト国別研修「教員研修」 *研修前半は管理職研修と合同	1 人
	平成 17 年 10 月 10 日～10 月 21 日	12 日	エジプト国別研修「管理職研修」 *研修前半は教員研修と合同	2 人
	平成 17 年 11 月 9 日～11 月 11 日	3 日	南西アジア地域研修「小学校における理科実験教育」	8 人
	平成 18 年 2 月 2 日	1 日	サブサハラアフリカ地域研修「地方教育行政セミナー」*本学視察と講義受講	10 人
平成 18 年度	平成 18 年 9 月 28 日～10 月 6 日	9 日	ネパール国別研修「日本の非主流の教育の教訓」	3 人
	平成 18 年 11 月 7 日～11 月 16 日	10 日	南西アジア地域研修「小学校における理科実験教育」	8 人
	平成 18 年 11 月 21 日～11 月 22 日	2 日	スリランカ国別研修「学校運営改善と理数科教育強化」*研究授業の視察と視察後の討議	6 人
	平成 19 年 2 月 1 日	1 日	サブサハラアフリカ地域研修「地方教育行政セミナー」*本学視察と講義受講	14 人
平成 19 年度	平成 19 年 10 月 3 日	1 日	ネパール国別研修「日本の地方部での非主流教育の教訓を生かす」	3 人
	平成 19 年 10 月 4 日～12 月 20 日	2 ヶ月 15 日	東南アジア地域研修「小学校における理科実験教育」	8 人
	平成 20 年 2 月 1 日	1 日	サブサハラアフリカ地域研修「地方教育強化」	15 人
平成 20 年度	平成 20 年 6 月 2 日～ 7 月 11 日	1 ヶ月 9 日	南米地域研修「算数」	8 人
	平成 20 年 11 月 7 日	1 日	南西アジア地域研修「小学校における理科実験教育」	8 人
	平成 20 年 12 月 9 日～12 月 20 日	12 日	ネパール国別研修「日本の地方部での非主流の教育の教訓」	4 人
	平成 21 年 1 月 30 日	1 日	サブサハラ「地方教育強化」	15 人
	平成 21 年 2 月 16 日～ 2 月 21 日	6 日	サブサハラの基礎教育における ESD モデル単元カリキュラム・教材開発	2 人
平成 21 年度	平成 21 年 8 月 23 日～ 8 月 29 日	7 日	ザンビアの基礎学校における ESD モデル単元教材の開発	2 人
	平成 21 年 11 月 12 日	1 日	南アジア地域研修「小学校理科教育の質的向上」	10 人
	平成 22 年 1 月 29 日	1 日	サブサハラアフリカ地域研修「地方教育強化」	15 人
平成 22 年度	平成 22 年 7 月 8 日～ 8 月 3 日	27 日	ブルキナ・ファソ国別研修「初等理数科教授法」(C)	5 人
	平成 23 年 2 月 1 日	1 日	サブサハラアフリカ地域研修「地方教育強化」	12 人
受入人数計				161 人

②JICA 青年招へい・青年研修事業

本学は、アジア、アフリカ、中南米、中東など開発途上国の青年層を対象に、それぞれの国で必要とされる分野における日本の技術を理解する基礎的研修、JICA 青年招へい・青年研修事業を実施し、平成 17 年度から 5 年間で 141 名の研修生を受け入れてきた。(資料 3-③-4)

資料 3-③-4 JICA 青年招へい・青年研修事業

時期	期間	内容	受入人数
平成 17 年 11 月 29 日	1 日	ブータン「初中等教育」 *本学視察と講義受講	10 人
平成 18 年 2 月 7 日	1 日	中央アジア「職業訓練（教育）」 *本学と附属札幌小学校の視察	25 人
平成 18 年 7 月 4 日	1 日	アフリカ（仏語圏）「教育（中等理数科）」 *附属札幌小学校と附属札幌中学校視察	11 人
平成 18 年 7 月 11 日～ 7 月 13 日	3 日	アフリカ（仏語圏）「教育（中等理数科）1」 *旭川校での受入	21 人
平成 19 年 12 月 5 日	1 日	カンボジア「理数科教員」	15 人
平成 19 年 12 月 13 日	1 日	アフリカ（英語圏）「中等理数科教育」	23 人
平成 23 年 11 月 10 日, 11 月 16 日	2 日	アフリカ（仏語圏）「初中等教育行政」	11 人
平成 23 年 12 月 14 日	1 日	中国「自然環境保全」	25 人
受入人数計			141 人

③JICA 青年海外協力隊への参加

年間、全国で約 2 千人が参加する本事業は、若い世代が現地に派遣され、現地の人とともに働き苦楽を分かち合う貴重な体験となる事業である。北海道は全国で 5 番目に多い人材を提供しており、本学からは昭和 50 年から現在までに 177 名もの参加実績がある。（資料 3-③-5）

なお、毎年開催する各キャンパスでの説明会に 10～30 名程の学生が参加し関心の高さを示している。

④JICE 21 世紀東アジア青少年大交流計画（JENESIS Program）

東アジア諸国の若者を年間 6 千人日本に招へいし、高校生、大学生との交流を行うことを目的に過去 5 年間実施され、本学も JICE が実施団体となるグループを 225 名受け入れた。将来、日本と各国との懸け橋となる若い世代の相互交流は、本学の学生・生徒の国際交流という意識を高揚させる意味でも有意義なものとなっている。（資料 3-③-6）

資料 3-③-5 青年海外協力隊参加実績（北海道教育大学卒業者）昭和 50 年～平成 23 年累計

	現地での職種	人数
1	小学校教諭	62
2	体育	25
3	理数科教師	23
4	養護	12
5	青少年活動	9
6	音楽	7
7	日本語教師	7
8	バレーボール	5
9	家政	4
10	看護師	3
11	美術	3
12	環境教育	3
13	村落開発普及員	2
14	陸上競技	1
15	保育士	1
16	バドミントン	1
17	写真	1
18	水泳	1
19	エイズ対策	1
20	電気機器	1
21	保健師	1
22	幼児教育	1
23	コンピュータ技術	1
24	手工芸	1
25	野菜	1
合計		177

資料 3-③-6 21 世紀東アジア青少年大交流計画 北海道教育大学受入実績

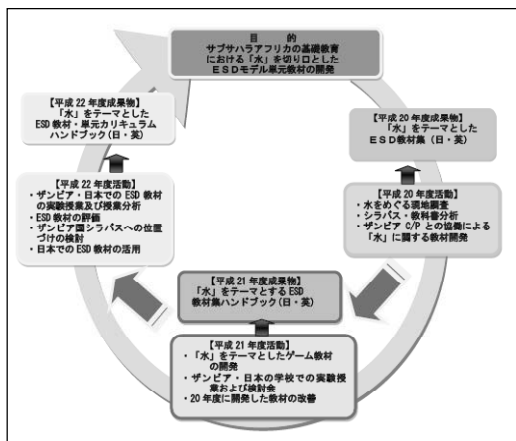
年度	国名	人数	受入日	協力内容
平成 19 年度	ブルネイ	高校生 27 名 引率 3 名	12 月 6 日	大津ゼミ学生との交流
平成 20 年度	ベトナム	高校生 20 名 引率 2 名	10 月 31 日 11 月 4 日	札幌校, 岩見沢校学生とのワークショップ, ホームステイ
平成 21 年度	中国	青年 101 名	7 月 31 日	表敬, 教員養成講義, 附属小中学校訪問
平成 22 年度	フィリピン	大学生 22 名 引率 2 名	4 月 26 日	函館校訪問, 講義など
平成 23 年度	フィリピン	大学生 21 名 引率 2 名	5 月 21 日	函館校訪問, 講義など
平成 24 年度	インド	大学生 23 名 引率 2 名	6 月 15 日	JICE 講座学生とのグループ別討論, 附属中学校訪問

⑤文部科学省「国際協カイニシアティブ」教育協力拠点形成事業（文部科学省公募事業）

ザンビア・ルサカの基礎学校における「水」をテーマとする単元教材開発を目的として、平成 20 年より現地調査を実施し、モデル単元教材を開発した。平成 22 年にはその成果を踏まえて成果物である「水をテーマとした ESD 教材集ハンドブック」を作成、現地の学校に配布した。（資料 3-③-7）

文部科学省国際協カイニシアティブ委員会における評価は、平成 21 年は S（最高）、平成 22 年は A 評価を受けている。（資料 3-③-8）

資料 3-③-7 ザンビアの基礎学校における ESD モデル単元教材の開発



資料 3-③-8 文部科学省国際協カイニシアティブ委員会からの評価

平成20年度「国際協カイニシアティブ」 教育協力拠点形成事業(文部科学省公募事業)	
活動テーマ	サブサハラ基礎教育におけるESDモデル単元カリキュラム
契約金額	2,967千円
事業実施期間	H20.12~H21.03月
活動内容	・現地ザンビア基礎調査 ・ザンビア国シラバや教科書の分析 ・C/Pとの共同単元教材の開発
成果物	「水」をテーマとするESDモデル単元教材(日本語、英語)
文科省評価	S(非常に優れている)
↓ Education for Sustainable Development E. S. D ↓	
平成21年度「国際協カイニシアティブ」 教育協力拠点形成事業(文部科学省公募事業)	
活動テーマ	ザンビアの基礎学校におけるESDモデル単元教材開発
契約金額	5,236千円
事業実施期間	H21.06~H22.02月
活動内容	・昨年度開発した教材の改善 ・新規教材開発し、教材業としての充実 ・ESDへの理解促進、意義を周知させる ・成果物作成、現地校への配付
成果物	「水」をテーマとするESD教材集ハンドブック)
文科省評価	A(優れている)

観点 3に係る分析結果

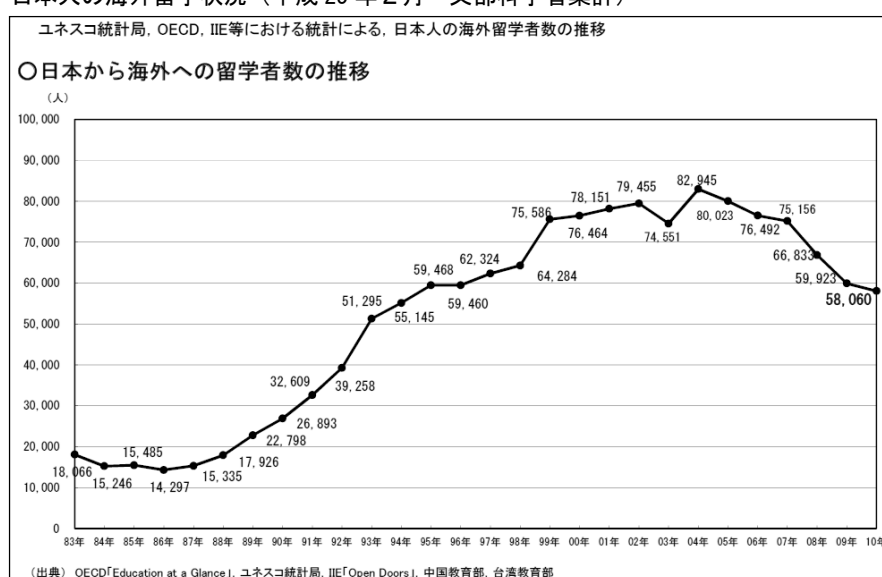
[分析結果]

■優れている □相応である □一部問題がある □問題がある

[その根拠理由]

○ 第2期中期計画により年間120名の留学生受入れを目指す中で、微増ではあるが受入留学生数は増加傾向にある。また、派遣留学生は平成16年をピークとして全国的に減少が続いている中、本学も派遣留学生が減少し、平成20年以降は横ばいの状況であるが、経済支援、英語力向上への取り組み、動機づけとなる短期研修プログラムの開設等の対策を講じて派遣学生を増やす対策を継続して行っている。

資料 日本人の海外留学状況（平成25年2月 文部科学省集計）



- 研究交流に関して、教職員の派遣については学長裁量経費による教員の教育研究推進のための海外派遣支援、受け入れについては北海道教育大学外国人受託研修員規則及び北海道教育大学外国人研究員規則に基づき研究活動の国際化を図っている。派遣・受け入れ実績は、派遣に関しては資料3-②-3によると、平成23年度は192名おり、平成22年度以前に比較して約20%増であり、加えて本学教員の海外での研究発表数も増加してきている。受け入れ実績は平成21・23年度を除いては微増傾向にある。国際会議への開催に関しては、教育に関する環太平洋国際会議を主催し、幹事大学も本学を含め3大学から5大学に増え、教育研究の相互交流が図られている。
- 国際協力ではJICAやJICEとの連携を強め、平成17年度からJICA技術集団コース、平成19年度から初等理科教授法研修コースを実施してきた他、JICE21世紀東アジア青少年大交流計画への協力も行っており、学校教育に関する国際協力における拠点大学として開発途上国等の発展に寄与する等、人類の幸福に貢献している。

[優れている点及び改善を要する点]

(優れている点)

- ・ 本学は相当の期間、学校教育に関する国際協力における拠点大学として質的、量的

にもふさわしい活動を継続して行っている。

- ・ 教養科目の外国語（英語Ⅰ・Ⅱ及び外国語コミュニケーション(英語)Ⅰ・Ⅱ）の授業においては、国際通用性を養う基礎的側面を担っており、更にTOEFL講座の単位化、海外の大学で習得した単位及び海外短期研修プログラムについても単位認定ができることになっている。

(改善を要する点)

- ・ 派遣留学生数が伸び悩んでいる中、国際化に向けたアクションプラン等でその対策を講じているところであるが、引き続き多くの留学生を送り出す方策を検討していく必要がある。
- ・ 平成24年6月5日に文部科学省が発表した大学改革実行プランにおいて示されたグローバル化に対応した人材育成に基づいた教育課程の見直しを要する。

基準
大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

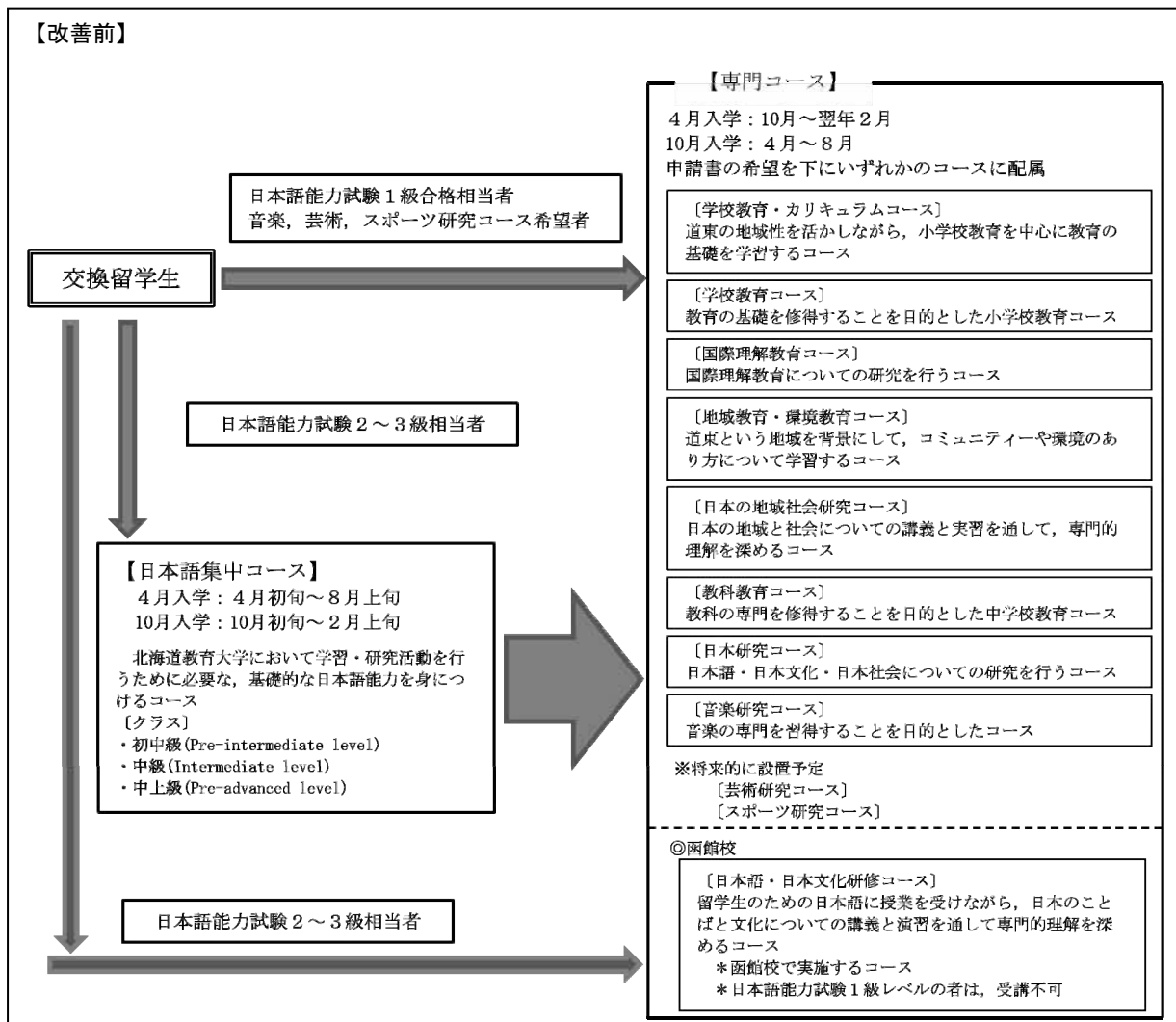
観点 4 国際交流・協力活動の成果を検証し、改善を図っているか。

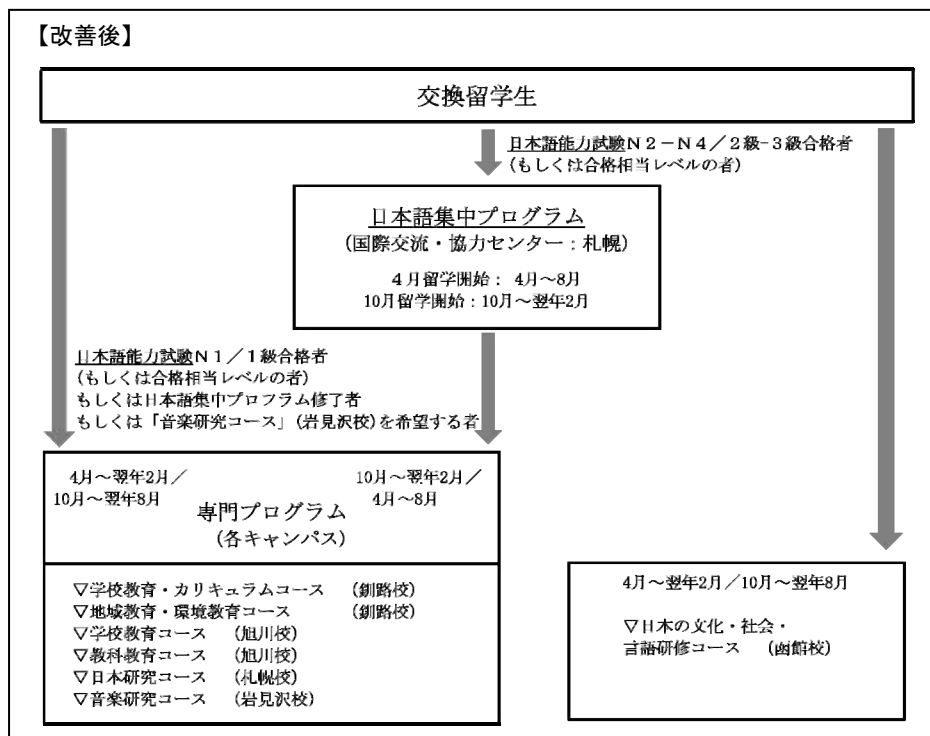
[観点到に係る状況]

平成 23 年度までは、国際交流・協力活動の活動状況及び成果について、全体を総括して把握、検証を行う取り組みは行われていなかったが、個々の活動状況及び成果については、それぞれの活動を担当する国際交流・協力センター会議、交流部門、協力部門及び各校センター等が必要に応じて把握と検証を行い、その検証の結果に応じて改善等を行っていた。以下にその実例を挙げる。

- ・平成 18 年度に全学プログラム化された受入留学生の希望コースに偏りがあり、それを改善するためにコースの一本化を検討し、平成 21 年度に札幌校が 2 コースを、平成 22 年度に函館校が 3 コースをそれぞれ 1 本化することを国際交流部門会議で審議し決定した。(資料 4-1)

資料 4-1 交換留学生プログラム





・JICA 初等理科教授法研修コースは、研修終了後、JICA 職員を招き、国際交流・協力センター関係構成員、関係大学教員、アドバイザー及び附属学校教員等により反省会を開催し、実施した研修の検証を行い必要な改善を図っている。(資料 4-2)

資料 4-2 JICA 研修反省会での検証結果及び改善例

- ・附属学校の子も達に国際感覚を身に付ける一助としての研修員との交流（自国の紹介等）を大事にする。
- 研修期間中、体育館において全児童を対象に研修員 4 名（フィジー、サモアナイジェリア、サウジアラビア）が自国の紹介をパワーポイントを用いて行い、また児童との質疑応答も活発に行われた。
- ・国際協力アドバイザーと協力して公立小学校視察での学校の選定、手配のあり方について検討する。
- 小学校教員を長年経験し、校長職を務め人脈もある国際協力アドバイザーと相談し、適切な訪問学校を選定した。また、年に 2 回実施する本研修コースにおいて、同一校に偏ることなく学校を替えてなるべくひとつの小学校に負担がかからないよう努めた。
- ・研修員が日本を理解すること、また、研修の目的を勘案し、日本の社会、文化に触れる機会について、その有無を含めて検討する。
- 附属函館小学校において、研修終了後に教員達と“餅つき”を行い、ついた餅をその場で食し、研修員が日本の社会、文化に触れ日本を理解する機会を設けた。なお、研修員の評価も高かった。
- ・研修員全員が行う模擬授業に関して、黒板の使用、また、特に理科では実験が必要な場合等があり、大学や附属学校の利用を検討する。
- 研修員全員が行う模擬授業を実施するにあたって大学の理科実験室を大学の授業と重複しないように適宜調整を図り使用した。

平成 16 年度以降、北海道教育大学中期目標・中期計画を達成するために、国際交流・協力活動にかかる年度計画を定め、毎年度、その活動状況を報告し、評価を行い、また、残された問題点、今後反映させるべき課題を明らかにし、改善等を進めてきている。以下にその実例を挙げる。

- ・平成 18 年度年度計画の残された課題として、派遣留学生制度の全学化、危機管理マニュアル

の整備及び学内危機管理委員会の設置が掲げられた。それらは平成 19 年度年度計画に引き継がれ、同年度、派遣留学生制度の全学プログラム化を図り、また、危機管理委員会の設置を定めた国際交流・協力センター危機管理要項と国際交流・協力センター危機管理マニュアルを制定した。(資料 4-3)

資料 4-3 平成 18 年度年度計画に関して残された問題点(年度計画活動経過・結果報告書より)

- ②年度計画に関して残された問題点
- ・交換留学生の派遣全学化に関する制度が確立していない。
 - ・派遣留学生に対する危機管理マニュアルの整備、学内における危機管理委員会、対策本部の備えが必要。

・平成 19 年度、本学で交換留学を終えた留学生を対象にアンケートを行い、受入プログラムに関する改善を図った。

また、平成 23 年度に実施した卒業生アンケートの交換留学にかかる項目の回答結果を踏まえ、留学に踏み切れない経済的な理由を解消するため、国際化に向けたアクションプランに基づき、交換留学生に対する奨学金の支給を平成 24 年度から実施した。

さらに、留学に伴う卒業延期者に対する授業料免除を平成 25 年度卒業延期者から適用する予定である。(資料 4-4, 4-5)

資料 4-4 交換留学受け入れプログラム評価報告書 [資料 3-①-11 再掲]

交換留学受け入れプログラム評価報告書	
日本語のクラス	I 組
報告者氏名	大賀京子
受入期間	平成 19 (2007) 年/4 月 ~ 平成 19 (2007) 年/8 月
留学生人数&国籍	1 名(ニュージーランド), 1 名(オーストラリア), 1 名(ノルウェー)
留学生派遣元大学名	グリフィス大学・ジェームズクック大学・ベルゲン大学
次回への改善点および提案 改善点 1 : 日本語集中プログラムに関して、授業内容・授業時間・回数・単位数等の情報をホームページ上に掲載する。 (理由) 留学予定者から、授業に関する問い合わせがあるため。 改善点 2 : 交換留学プログラム全体について、日本語集中プログラム、および各専門プログラムの実施キャンパスをホームページ上に明記する。 (理由) 日本語集中プログラム後にキャンパスを移動する可能性があることについて、いくつかの提携大学、及び一部の交換留学生の理解度が低く、来日後に移動について難色を示す例があるため。	
専門プログラム & 分校	教科教育プログラム 旭川校
報告者氏名	中村 公子
受入期間	2007 年/ 4 月 ~ 2007 年/ 9 月
留学生人数&国籍	1 名(カナダ)
アカデミックアドバイザー氏名	森 永 正 治
留学生派遣元大学名	カルガリー大学
次回への改善点および提案 ・ 専門プログラムでも Academic な日本語を希望していたことから、専門プログラムへ配属された留学生に対する日本語のサポート体制を充実させる必要があるが、現状の交換留学プログラムの考え方は各キャンパスで日本語を開講することできないため、各キャンパス独自のプログラムの中に、日本語の授業ではなく語学を通した留学生向けのオリジナルな授業の開講に向けて検討する。 また、チューター配置による講義サポートの体制について、検討する。 ・ 間接配置の留学生について、キャンパスを移動することによるストレスをできるだけ解消するために、日本語のサポートも含め、前期と後期の 1 年間を通した継続的なサポート体制を検討する必要がある。 ・ キャンパス移動、日常生活の情報(特に宿舍)、ホームステイプログラムの有無など、授業科目及び科目内容以外の交換留学プログラムの概要について、事前の情報を求めていることから、交換留学プログラムの概要の充実を図る必要があるとともに、協定校を通じて事前に十分周知する方策をたてる。	

資料 4-5 平成 23 年度卒業生アンケート [資料 3-①-7 再掲]

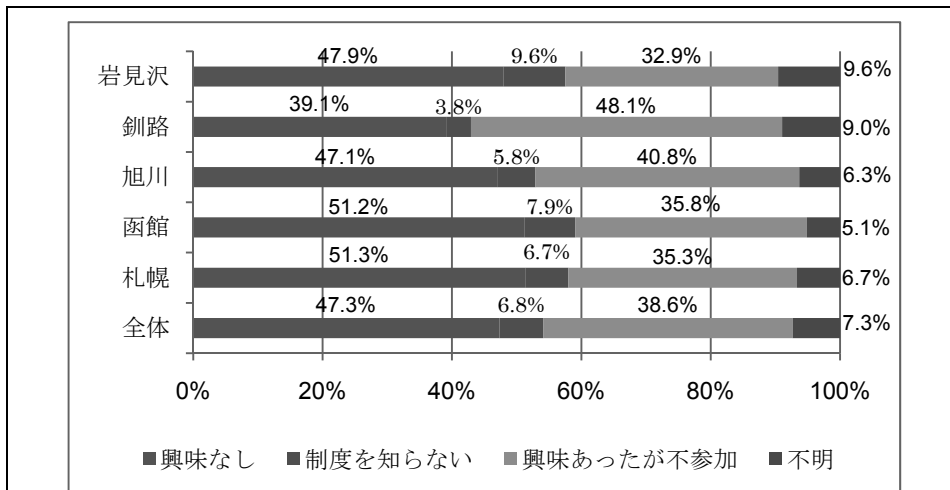


図 25 不参加者の理由

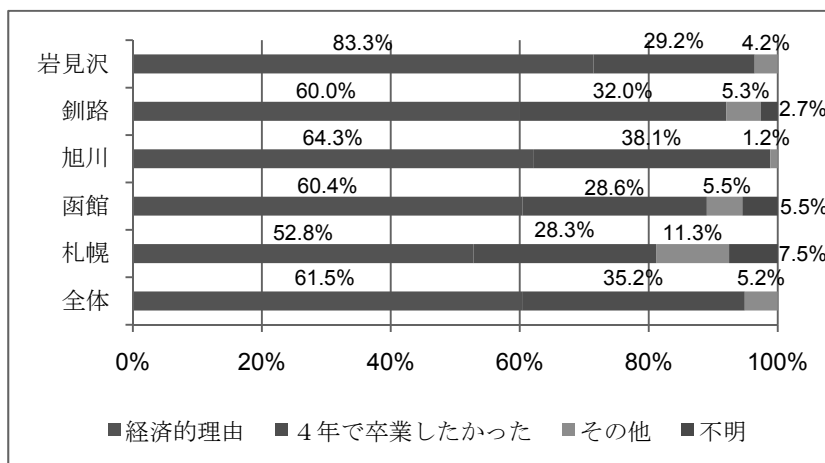


図 26 興味はあったが不参加の理由

・平成 24 年 5 月には国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項を作成し、それに基づき、アクションプランの各事項について到達目標及び実施計画を定め、その計画の実施活動状況を把握し、問題点や課題を明らかにし具体的な改善を図る体制を確立した。(資料 4-6)

資料 4-6 国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項 [資料 1-②-3 再掲]

国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項

平成 24 年 5 月 17 日
国際交流・協力センター

この点検・評価実施要項は、「国際化に向けてのアクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)
【その他計画的に推進するために必要な事項】「3. 点検・評価」に基づき、アクションプランに対する点検・評価の方法等について定めるものである。

1. 点検・評価の対象
アクションプランの各事項について、点検・評価を実施する。
2. 点検・評価の方法
各責任部局において、到達目標及び各年度の実施計画を策定し、各責任部局からの中間報告(実施状況)及び結果報告(実施結果・自己評価)に基づき、国際交流・協力センターが行う。
(点検・評価に係る項目について)

- ①到達目標
2年間（平成24年度～25年度）の到達目標を具体的に記述する。
- ②実施計画
到達目標の達成に向けて、各年度の実施計画を具体的に記述する。
また、実施に際し、必要な経費を計上する。
- ③中間報告
実施計画の実施状況及びその結果、問題点、今後の予定等について、具体的に記述する。
- ④結果報告
実施計画の実施結果及び自己評価、問題点等について、具体的に記述する。
自己評価は、以下により、評価する。
Ⅳ・・・実施計画を上回って実施している
Ⅲ・・・実施計画を十分に実施している
Ⅱ・・・実施計画を十分には実施していない
Ⅰ・・・実施計画を実施していない

3. 点検・評価の実施スケジュール

平成24年6月	【各責任部局】 ・「到達目標」及び平成24/25年度「実施計画」・「必要経費」の策定 ※各責任部局において、実施を進めていく。
平成24年6月下旬～	【国際交流・協力センター】 ・「到達目標」及び平成24/25年度「実施計画」・「必要経費」の点検・確認 ・平成24年度「必要経費」の予算要求 ・「実施経費」の配分
平成24年11月	【各責任部局】 ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の計上
平成24年12月	【国際交流・協力センター】 ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の点検・確認 ・平成25年度「必要経費」の予算要求
平成25年4月	【各責任部局】 ・「結果報告」及び「到達目標」, 平成25年度「実施計画」の見直し 【国際交流・協力センター】 ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告
平成25年5月	【国際交流・協力センター】 ・各責任部局で見直した「到達目標」及び平成25年度「実施計画」の点検・確認 ・「実施経費」の配分
平成25年11月	【各責任部局】 ・「中間報告」 【国際交流・協力センター】 ・「中間報告」の点検・確認
平成26年4月	【各責任部局】 ・「結果報告」 【国際交流・協力センター】 ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告

観点 4に係る分析結果

[分析結果]

優れている 相応である 一部問題がある 問題がある

[その根拠理由]

○ それぞれの活動を担当する組織が、必要に応じて活動状況の把握と検証を行い、その結果に応じて改善を行っている。

また、交換留学生と卒業生にアンケートを実施し、改善すべき事項を調査している。

なお、これまで体系的な検証活動は行っていなかったが、国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項を策定し体制を整備した。

[優れている点及び改善を要する点]

(優れている点)

- ・ 該当なし

(改善を要する点)

- ・ 該当なし

基準の分析結果

【現状分析と課題】

1. 現状分析

国際交流・協力の目的・理念は、平成16年度以降の第1期北海道教育大学中期目標並びに北海道教育大学憲章において、北海道教育大学が果たすべき役割、社会貢献の指針の一つとして明確に位置づけている。

また、こうした目的・理念を達成するため、平成23年に北海道教育大学国際化推進基本計画を定め、平成24年にはそこに掲げられた方策の具体的な実施計画として国際化に向けてのアクションプランを策定した。

国際交流・協力を実施・支援する体制整備については、平成16年、国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制として、学長室に国際交流・協力室を設置し、翌年、キャンパスごとの活動を統括するため、国際交流・協力センターに改組した。また、教育、地域人材養成に関する国際化の推進と本学の国際的プレゼンスを高めることを目的に学長室の一つとして平成22年に国際戦略室を設置した。

国際交流・協力活動の実施及び成果として、教育・学生交流に関しては、協定校の数は増加し現在、14か国32大学と国際交流協定を締結している。また、これまで各キャンパス単位で行っていた協定締結を平成18年度より全学協定とし、教育学生の相互派遣・受け入れの各キャンパスへの門戸を広げている。

研究交流に関しては、学長裁量経費により教員の教育研究推進のための海外派遣を支援し、受け入れについては北海道教育大学外国人受託研修員規則及び北海道教育大学外国人研究員規則に基づき研究活動の国際化を図っている。また、環太平洋国際会議及び日・韓教育大学学長懇談会の開催や、ニュージーランド、フィンランドとの2国間における教育研究協力が図られている。

国際交流に関しては、JICA、JICEと協力して研修の受け入れや卒業生を派遣している。

以上の国際交流・協力活動については、各キャンパスにおける受入留学生の希望実態に即したコース編成など、国際交流・協力活動を担当する各々の部門、センター等が検証、改善を図っている。

2. 今後の課題

教育・学生交流について

- ① 派遣留学生の伸び悩み、及び留学生受入者数が第2期北海道教育大学中期目標・中期計画に掲げられている目標数120名に対して、約3分の2であることに関しては、多くの留学生を送り出し、また留学生受入数の目標を達成することに向け、持続的な取り組みを行うことが必要である。
- ② 平成24年6月5日に文部科学省が発表した大学改革実行プランとの関わりから、教育課程の見直しを要する。

編集・発行 国立大学法人北海道教育大学大学計画評価室
〒002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号
E-mail : s-hyoka@j.hokkyodai.ac.jp
TEL : 011-778-0660, 011-778-0904
FAX : 011-778-0631

hue 